矯正図書館

刑政

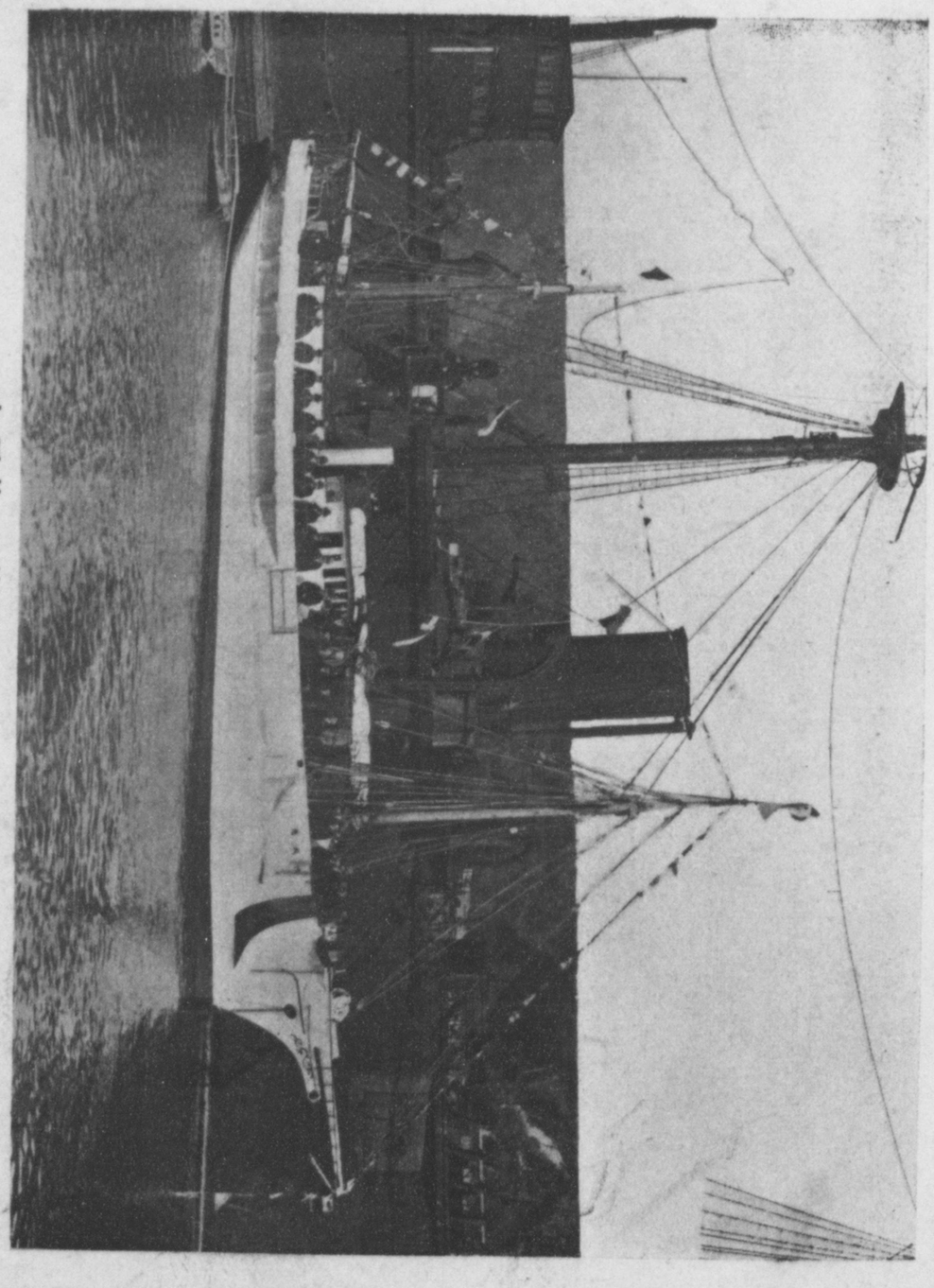
第四十四卷　二月號　第二號

卷頭言	正木亮	2
刑政時論		4
プラーグの國際刑法及刑務會議（下）	木村龜二	6
教育刑の回顧と展望（中）	常盤敏太	15
羅馬の聖ミカエル院に於ける少年感化院	武藤文雄	26
フロイデンタールの日記より		33
不良兒惡囚の調査（七）	吉益脩夫	49
ニューヨーク市の婦人拘置監		59
少年裁判所の發達と其の裁判權	芳川顯雄	63
朝鮮旅行の道草	戸田作造	68
讀者の頁——家庭の頁——海外異聞錄——刑政俳壇——練習所見學の記——叙任辭令——雜報其他		

財團法人　刑務協會發行

昭和二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和六年一月二十八日印刷納本・昭和六年二月一日發行
第四十四卷　第二號

矯正図書館



丸天快の所務刑年少原田小

刑政改題十週年記念懸賞論文募集

一、應募資格　第一部（看守長・作業技手・保健技手・藥劑師・敎誨師・敎師以上）
　　第二部（看守以下）

二、問題　第一部「戒護作業及び敎化の調和を論ず」
　　第二部「刑務作業の合理化を論ず」

三、締切　昭和六年二月末日

四、審査　本省高等官並ニ刑事學關係者ニ囑託シ嚴選ス

五、發表　昭和六年四月三日
　　當選者並ニ各刑務所長ニ同時ニ通知シ、論文ハ「刑政」誌上ニ發表

六、賞與　一等　記念品ヲ贈呈
　　二等　同
　　三等　同
　　選外佳作　同

七、送先　東京市麹町區西日比谷町壹刑務協會編輯部宛、封筒ニ「懸賞論文」ト朱書スルコト

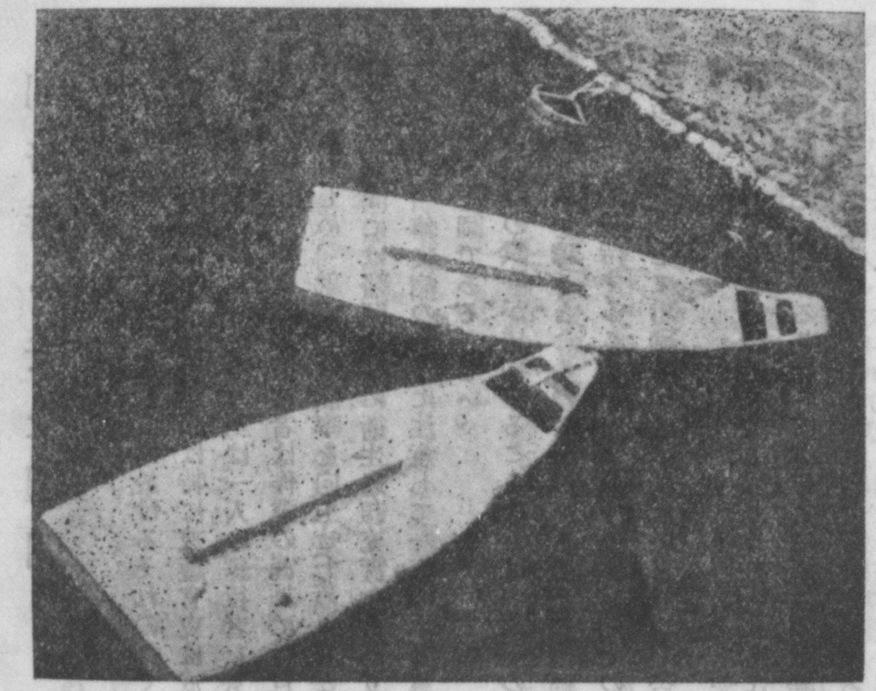
八、文體　隨意

九、紙數　一行二十字詰四百字原稿用紙十五枚以內

刑務協會

刑政第44巻第2号
矯正図書館

刑政



第四十四卷・第二號

刑務所の安全週間

このたび刑務所の中に自由社會に於けるそれの如く安全週間といふものが試みられることになつた。その週間は特に戒護監督に注意し一人の逃走者をも、一人の自殺者をも乃至は一人の暴行者をも出す勿れといふ趣旨であらう。その週間は持に工場擔當者は作業の實施に付巨細の注意を拂つて機械の損傷をなからしめ、就業者の能率を向上せしめようといふ意味であらう。而して、又その週間には醫師は特に衞生思想充實をはかりつつ、居房の清潔、衣類臥具の取交へ、傳染病の豫防に注意して一人の休養患者をも出さしめぬようにしようとする意圖であるらしい。

この安全週間の試みが成功することあらば刑務所の秩序はおのづから維持せられ、その成功を導くところの各員の緊張自責の精神は惹いて受刑者の改善を刺戟することを期待することが出來るであらう。その意味に於てわたくしは當局のこの試みを決して看過すべきではないと思ふ。否むしろその著眼の聰明なるをたたへたい。

されど、若しもこの安全週間にして世に往々にして用ゐらるるところの安全週間と同斷にして扱はるるならば、そこに思はぬ齟齬の來るべきことあるを思ひめぐらさねばなるまい。何となれば、社會に於ける安全週間はパラレルなる吾人相互の注意力の喚起であつてそこに段階的なる人々の存在はない。だが、刑務所に於ける安全週間は注意力の喚起の點に於ては官吏と收容者との間に段

階のあるべきではないが、さりながら治者たる官吏の注意力と被治者たる收容者の注意力とは時にパラレルでない場合が起り易い。

例へば、戒護官吏が微細なる注意を拂ふ結果として、反て自省しつつある收容者の心情を害することあれば、そは逃走豫防に急にして反て囚人に逃走心を養ふの弊に墮するのである。例へば工場關係官吏が受刑者の能力增進に急に片すれば受刑者は反て嫌勞の素地を作るに至るの弊なしとしない。

わたくしは今日までに斷續的に起りつつある刑務所の諸種の事故を以てあながちに官吏の注意力の欠缺とのみ斷定することを欲しない。否むしろかかる事故が時に嚴格なる注意力の下に於てさへ起りたることを例證することが出來るのである。

故にかやうに平衡的でないところの注意力の喚起によつて行刑の成績を擧げようとすることはなかなかむつかしい。そこでわたくしがこの安全週間の實施に當つて特に要望せねばならぬ一事は、安全週間に對する官吏の根本觀念を先づ收容者の自責心換起に置いて貰ひ度いことである、自責心厚き者に對しては全幅の信賴を拂ひ、それなき者にはそれを助長することによつて安全なる週間が期待され得るのである。

敢てわたくしは玆に斷定を下したい。安全週間とは刑務所事務の安全をはかるにあらずして收容者の心の安全をはかることにあらねばならぬといふことを。

正木亮

刑政時論

普通選擧法の實施は、憲政史上一時代を劃した欣ぶべき超躍であつたが、果らずも、その內容に、重大な錯誤のあることが、發見された。即ち擴大さるべき原則をそれて、刑餘者が制限選擧法よりも、より制限されてゐる事實である。

こゝに於て全國數百の保護團體は結束して「刑餘者復格促成會」なるものを組織し、差別待遇撤廢運動を起し、特に議會を目標にして、猛運動を試み、その結果、昨年の議會に於ては、審議未了となつたが、とにかくその改正の要あることは、有識者の齊しく認むることゝなつたのであつた。

今年も、第五十九議會に對し、促成會では、選擧法中の缺格條項改正と釋放者保護に關する建議案及び請願を衆議院に提出し、以て所期の目的を達成せんとしてゐる。

その內容の趣旨は、

一、六年以上の懲役又は禁錮に處せられたものは、終生選擧權及び被選擧權を奪はれてゐるのを十年經過後六年以下のそれに對する制限は、刑の終了と同時に一般人と同じく選擧權竝被選擧權を與へることに改正すること、

二、現在釋放者の保護團體は、民間のみであるが、設備經費其他の關係から、これが徹底を期するためには國立保護院を設立し、同時に保護司に關する制度、地方保護委員、刑務委員會等を設け、强制的に收容し得る權能を與へると共に、改心の實のあがらないものと認むるものには保安處分に付して、社會の不安を除く規定を設けることである。

元來保護事業は、行刑の延長であらねばならぬ。いかに、行刑の目的が、美しく表徵され、その旗幟の下に、洗練された刑が行施せられやうと、釋放後の保護が完全に行はれなければ、その實質的效果を擧げることは出來ない。現在の保護團體の活動もその內容が、果して、完全に現實の行刑の目的方針に從ひ、それに相應してゐるや否やは、疑問がある——がといふより幾多の改善を要する點のあることを認めるが——さしあたり、國家的若しくは、それに準ずる制度に於て、行刑の根本を破壞する樣な制限や法制を設けてゐることは、其自體一の誤謬であらう。錯誤である。即ち會社や銀行などが採用規定に刑餘者に對する就職の途を塞いでゐるのみならず、府縣令に於て約九十ほどの制限を設けて、彼等を抑壓してゐる。

これ云ふ迄もなく、應報觀念の所成であり、刑餘者を異人種扱にするところの、而て、現在の行刑の根本精神を蹂躙するところの、罪惡的制限である。もとより吾人は、特殊な性格や氣質を有し、未改善の釋放者が、現在事實あることは、認めるけれ共、それには適當なるべき他の處分にゆだね、改悛した刑餘者には先づかうした處から社會的甦生の道をはかることは、緊急且つ當然なことであらねばならぬ。

吾々は、一切の差別待遇の撤廢を要求するものであるが、現實的な根本問題として、普選法の缺格條項の改正を、更めて强く叫びたい。而てこれは超黨派的な問題である、由々しき社會問題である。吾々は今議會に於ては是非ともその撤廢成就が完ぜられて可然ことを念願提唱する。

次に、國立保護院及びそれに伴ふ制度の施行は、或は豫算其他の關係から實現不可能なりと云はんも、現在國家社會が、犯罪に對し用ひる費用は、實に莫大なものであり、かうした施設によつて、犯罪が減少するならば、それに比し極めて些少なものであり、問題なく、實現されるべきことであらねばならぬ。現在の保護事業がふるはざる所以もまた何等の强制的力を有せず、國家的補償もなく僅かの補助金を與へられるにしかすぎないことに基因してゐる。少年保護制度が、一つの系統的活動をなし、その實を擧げてゐるのは、蓋し、國家的背景を有するからである。

果して、形成的な國立保護院がどの點まで效果をあげらるか、刑務所との關係に於て如何なる施設をなすべきか等の問題は、尙研究の要あるも、とにかく、國家が、その手によつて保護事業をなし、民間保護團體の活動を円滑ならしめることは、重々要々のことであらう。これ又速かなる實現をのぞんでやまない次第である。

（赤田生）



刑政第44巻第2号
矯正図書館

プラーグの國際刑法及刑務會議（下）

——思想と決議内容とについて——

木村龜二

五

會議の内容については委員會によつてプロトコールが發表せられることとなつて居る。ここでは最近專門雜誌に公にせられた報告を中心に問題の要點を明らかにして置かう(*)。

(*) Der X. Internationale Strafrechts-und Gefängniskongress, Prag, 25–30. August 1930, Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 44. Jahrg. 4. Hft., 1930, S. 393 ff. ここでは、デラキー、ルードヴィッヒ、クーゲルマン、ベンガーの諸氏が詳細なる報告を書いて居る。尙ほ、E. Schäfer, Der 10. Internationale Strafrechts-und Gefängniskongress, Deutsche Juristen-Zeitung, 35. Jhg. Heft 20, 1930, S. 1314 ff., P. C., Congrès de Prague, Revue de Droit pénal et de Criminologie, no 8-9-10, 1930, p. 948 et suiv., Il decimo congresso internazionale penale penitenziario di prage, Rivista di diritto penitenziario, 1930, p. 812 e seg. 參照。

會議は傳統に從つて四箇の部會から成り、各部會の報告が總會に於て決議せられたのである。先づ第一の立法の部では保安處分刑法の基本原則の統一、單一刑の問題が問題とせられた。保安處分については最近には刑法統一に關するローマの會議に於て重要なる決議(*)が爲されて居るのを思ひ出さねばならぬであらう。會議では財産的方法に依る保安處分をその一の種類として揭をここに強く見得るであらう。刑法が段段と保安處分の法律と化せしめられる傾向げ公安に對して危險なる物の沒收及無害化といふ處分を決議した。斷種については未だ問題とせられなかつたらしい。保安處分の言渡を裁判官の權限とするといふことには意見が一致して居つた。然し特に本會議で新しく問題とせられたのは保安處分に執行猶豫を認むべきや否やであつてこれについては例外の場合は別として原則としては否定せられた。意見としては保安處分には絕對に執行猶豫を認むべきではないといふ主張もあつた。之に反しこれを認むべしとする主張は、處分を宣告することだけで既に求められた結果が收め得られる場合があることを眼中に置いて居つたのである。

(*) 大塚學士『刑法統一に關するローマの會議』(志林第三〇卷第一二號第一四九四頁以下)。

次に刑法の基本原則の統一に關しては意見が二箇に分れた。第一は總則の統一を主張し且つその實現が可能なりとする說であつて、佛・白・伊・波蘭・羅馬尼によつて支持せられた。特にルーマニア及びペラの兩教授は强くこれを主張した。之に反して獨・英・米の諸國は刑法原則の國際的統一の實現を以つて困難なりとし且つ歷史的傳統に固着し、本問題に對しては冷淡であつた。特に、

合衆國の代表は各國の刑法上の傳統といふことを理由として統一に制限を與へんとしたが、かかる新國家が法律上の傳統を云爲したことは人人を驚かした。それで、決議では、折衷的立場から、刑法の基本原則の統一は望ましいが、それは『諸國の刑法がその國の歴史的發展の結果とそれがその國民の胸裡に與へた根柢より成立するその不可缺的力を失ふ處ある點』を限界とするとせられた。從つて、國際刑事司法裁判所の設立といふことについては何等の討議も爲されるところがなかつた。然し、この刑法國際化の問題は、理論的にも實際的にも一層深い立場から『刑法統一に關する國際會議』に於て研究せられつつあることを忘れてはならぬ(*)。第三問の單一刑の問題はストックホルムの會議以來の問題であるが尚ほ決議を見ずして、次回に延期せられることとなつた。一般報告者のソルナール(Solnar)氏が單一刑反對を宣言したといふこともかかる結果へ導くことに影響を與へたものであらう。いづれにしても、このことは今回の會議に懸けられて居つた期待を裏切るところ少いとは謂へない。

(*) 刑法統一に關する國際會議の記事としては大塚學士がヴァルソヴィー會議(志林第三〇卷第四號)、ローマ會議(志林第三一卷第一二號)及びブリュクセル會議(志林第三二卷第一一號)の度に報告せられた。尚ほ、本問題に關して牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』第二九三頁以下、及びネーマルク『刑法の國際化』(志林第三二卷第一二號)參照。

第二部の行政に關する問題では、作業賃銀慰安・刑務吏員に對する專門的教育の必要、雜居制及獨房制の得失が論ぜられた。吏員の教育の必要については既に一般に認められて居るところが改めて明らかにせられたのである(*)。

(*) 拙稿『刑事司法機關の豫備教育』(志林第三一卷第七號第六〇頁以下)參照。

次に賃金に關しては、決議案では、原則として自由勞働者と同一の條件の下に支拂はるべしとせられて居つたが、決議では受刑者の行狀及び勞働の收益に比例せしめらるべし』とせられた。この點は尚ほ必ずしも滿足なる解決であつたとは謂ひ得ぬであらう。

又、慰安としては講演、音樂、繪畫、活動寫眞、ラヂオ、體操、スポーツ、新聞を採用することについては異議はなかつたが、刑務所內に演劇を許すべきか否かについては激しい討論があつた。合衆國では例へばシン・シン監獄では演劇が許されて居る。然し、決議では『慰安の方法は各國の慣習に從ふべし』とせられた。刑罰の害惡性(Uebelnatur; afflictivité)といふ立場から慰安を制限すべしとする主張もあつたが、かかる主張が多數で否決せられたのは注目すべき事實である。

更に、雜居制と獨居制との問題については烈しい論爭があつた。それはベルギー、ルーマニア側から獨居拘禁を擴張すべしといふ主張が爲されたからである。然し、勿論、獨房制の信奉者に在つても、今日では、それが更に複雜なる行刑制度の一部分として考へられ、晝間共同、夜間獨居といふ緩和を認めない者はないのであつて、唯だ問題は獨居制から雜居制に移らしむべき條件、時

期について主として討議の重點が置かれたのであつた。又之に反して雜居制の主張者も夜間の離隔は之を必要とした。それ故例へば合衆國の代表ベーツ氏が現に同國に於て行はれつつある共同寢所(dortoirs en commun)の制度を提案したのに對しては否決せられたのである。結局、拆衷案としてヴェルヴェック氏の提案が決議第四として採用せられた。それは、長期刑囚については雜居制の累進制を採用し、その適用の時期に關しては犯罪人類學的醫師の意見に基き刑務所長が之を決定するといふのである。

七

第三部では豫防について討議が爲された。第一問は被釋放者の就業に際しその犯罪的前歷を知らしめるといふことと囚人をして社會復歸せしめるといふ目的とを如何に調和せしむべきかといふことであつた。被釋放者の前歷を知らしめると囚人の社會復歸が困難となり、改善が不可能となる虞があるといふのが中心問題であつた。ベルジックでは雇入の前には人格證明書(certificat de bonne conduite, vie et moeurs)が呈示せられることとなつて居る。かかる制度が果して被釋放者の就職を困難ならしめて居るかといふことについてはオランダの代表が報告を爲した。それに依ると人格證明書で失業するといふことは事實上は想像以上少ない然し、そのために通常の方法又は條件に依る勞働が與へられないといふ結果となつて居るといふ。それで結局、改善可能者と不可能者とを區別し、後者

を出來るだけ釋放しないことにし、且つ釋放せられたる者については假出獄を適用して改善を期し、監獄内の勞働條件を社會のそれと接近せしめ、被釋放者の社會化を容易ならしむべしといふ結論が與へられた。特に法律上の復權を認むることについては何等異議がなかつた。

第二問題では執行猶豫と假出獄との成績について論ぜられた。これについて諸種の報告があつたが、その報告では、兩者の中、假出獄の方の成績が非常に善いといふことが人人の注意を惹いた。元來執行猶豫は初犯者に與へられるが故に成績が好い筈である。然るに實際上は假出獄の方が豫見(Prognose)が確實であるといふ事實の存することが認められたのである。その理由としては、假出獄の與へられる數は少いのに反し執行猶豫は機械的に與へられて居ること、及び、假出獄は刑務所内での囚人の人格の認識を基礎としての上で行はれるのに反し、執行猶豫は裁判官の印象と訴訟記錄によつてのみ行はれるが故に豫見が不確定であることが明らかにせられた。然し、これらの制度の成績の研究は次回に延期せられた。特に二箇の點が注意を惹いて居る。第一は、執行猶豫及假出獄の許可は犯罪の實害よりも犯人の個性とその社會的危險性とを基礎として爲すべしと決議せられたことである。第二は假出獄を自働化(Automatisierung)して、『受刑者に對し若しその者が法規上定められた一定の要件を完了するにおいては法定の最短期間の後假出獄を許さるべし』といふ英國の現行法の制度が排斥せられたことである。それは、かかる制度によつては、刑務所内だけで柔順(zuchthausfromm)な人間が作られる虞が在るからである。

第三問の犯罪狀況の研究に關する國際的協力については注目すべき結果が示されて居ない。

八

第四部は少年問題に關して居つた。少年裁判所の問題については、用語について少年裁判所の裁判所の代りに刑事責任年齢に達したる少年の裁判所が理解せられるので、その點に於て若干の理解の不一致があつた。又、少年の審判を行政官廳(後見裁判所)の權限となすべきか若くは之を裁判官に任すべきかについては、多數の報告は裁判官說に傾いた。それは、少年の被告は現實に犯罪を爲した者たるを要し、かかる犯罪人に對しては法律上嚴格に自由が保障せらるべきであるといふことが前提せられて居つたからである。決議では單に「官憲」(autorite)と謂ふ言葉が用ひられるだけで、決定的な解決は與へられなかつた。然しながら、會議ではこの官憲といふ言葉を裁判官の意味に理解して議事が進められたのである。それ故、合議制を少年裁判に採用すべきか單獨判事に依らるべきかといふことが論ぜられたのである。この點に關して合議制を主張した人人の趣旨は醫師教育家等の專門家をして裁判の合議に參加せしめ、票決に加らしむべしといふに在つた。之に反して、單獨判事制を主張する者は、これ等の專門家を單に補助者として裁判に加はらしめるといふ趣旨であつた。決議では、これ等の專門家の補助の可能性を認めることとせられた。それは運用上若し效果が上らなかつた時は、參加せしめずに置き得る

餘地を殘さんとの理由からであつた。更に少年に對する刑の執行機關については少年裁判所を以つて監督機關たらしむべしとせられた。かくして裁判所と行刑との接觸といふ要求が實現せられ得しめられることとなつたのである。

第二問の、青年犯人即ち滿十八歲以上二十五歲の者に對して特別處遇を施すべきかといふ問題は、特に、少年裁判の對象を刑事上責任年齡に達せざる幼者又は少年(十四歲以上十八歲未滿の者)に限れる國について重要性を持つて居つたのである。從つて我が少年法第九條の如く單に少年刑務所に於ける處遇を二十三歲迄延長し得るに過ぎぬ制度に對してもその決議は考慮せらるべきものである。勿論、會議は青年の特別處遇を可決した。それで、この青年の處遇の內容を如何にあらしむべきかについては、單に刑の寬和を爲すべしといふ說と、專ら教育的設備に收容すべしとする說とがあつたが、ここでも教育主義が勝利を占め「最も廣き意味に於ける教育的規律に付す」べきことが決定せられた。最後に、ロンドン會議以來殘されて居つた少年の所持金についても決議が爲された。

九

かくして、第十回の國際刑法及刑務會議は閉ぢられた。嘗て、私は、千九百二十五年のロンドン會議に關して、そこでは「社會の責務といふ見地から犯人の人格を中心にして討議が進められた」ことを擧げて、この大戰後第一回の會議が一の新しいターニング・ポイントに立つものであるこ

刑政第44巻第2号
矯正図書館

とを述べた(*)。今や大戰後第二回の會議たるプラーグ會議に於ても右の傾向は特に著しく看取せられる。一方では、刑事事務の科學化と民衆化との結合が、他方では、刑罰の個別化と人道化との結合が強調せられることによつて、——そこに述べられた講演の個個の點についてはなほ贊成し兼ねるものがあるのは別として——プラーグ會議は更に人類の刑罰史の階段を一段人道化の方向に昇らんとする努力の跡を示して居る。決議の內容についても、應報刑的・害惡刑的思想が克服せられ、社會的危險性と教育とを中心として、個個の問題が解決せられて行つた跡が明らかに示されて居る。又、問題が非常に技術化せしめられて居るのもその特色であつた。然し、それだけ、ロンドン會議に比べて特に華華しいものが勘なかつたと謂へやう。わけても、單一刑の問題と刑法の國際的統一の問題に尙ほ必要以上の愼重さが示された點は稍々遺憾を感ぜしめるものがある。それで、結局、次回に開催せられる豫定のベルリン會議にはそれだけ多くの期待が持たるべきことになつたわけである。

(*) 拙稿『國際刑務會議』(前揭第七三五頁)參照。

教育刑の回顧と展望 (中)

常盤敏太

四 教育刑實施についての二三の要求

(一) 行刑官吏の質と數

(二) 作業教育と作業時間外の教育 (以上本號)

(三) 行刑に對する判事の理解と協力

(四) 刑罰の教育的單一化

(五) 教育刑の不定期性

四

教育刑がその方法の不完全のためにそれ自體の價値をすら疑はれることある所以は既に述べた。わたくしは今その教育刑の正當なる方法の數箇を採つて攻究するに當り、これが例證として、かの獨房制のことを思ひ起さねばならぬ。その初め、獨房制は、犯罪人を獨居せしめることに因つて、犯罪人をして神と接せしめ、これに因つてその改善をはかることが出來ると考へたものであつた(*)。思想としては改善主義の萠芽としての一の方法であつた。今日においてこそかやうな方法のあまりに空想に過ぎ(**)、それが改善の唯一の方法でも、亦、その結果を期待すべきものでもないことが論證せられたれ、おそらく當初は獨房制によつて改善が實現化せられ得るものと信じられ

て居たのである(＊＊＊)。しかし、若し獨房制が改善主義の唯一の方法として固持せられて居るとするならば正に改善主義は刑法理論としては價値がないことを暴露して、倒壞したであらうし、威嚇主義に代るの地歩をかち得なかつたであらう(＊＊＊＊)。

(＊) 正本學士『監獄法概論』第四九頁以下殊に第二頁參照。

(＊＊) 牧野博士『刑法における法治國思想の展開』志林第三二卷第五號第二〇頁以下。

(＊＊＊) 正木學士『教育法としての新累進制』志林第三二卷第八號第四六頁以下參照。

(＊＊＊＊) 獨房制の改善的意味及び累進行刑内における地位及び應報的機能から教育的のそれへの進化については、正木學士『監獄法概論』第六四頁、竝『アメリカにおける行刑の重點』志林第三一卷第八號第四五頁以下殊に第五〇、五一頁參照。

ここに、わたくしが教育刑の手段として無批判に適用せらるる處ある在來の方法を批判しつつも進むべき道と執るべき方法に一寄與をなさんとするのはかうした理由からである。

一　行刑官吏の質と數

先づ、行刑官吏について考察しよう。さうして、これはおのづから二つの方面に關してゐる。一はその質であり一はその受刑者の一定數に對比する割合である。

行刑の實質が人と人との關係である限り、よき行刑はよき刑務官吏を必要とすることは當然である。わたくしの知る限りにおいては、目下刑務官吏としての適格を考査するものに『看守長特別任用に關する實務考査及學術試驗規定』と『看守採用規則』とがある。何れも司法省訓令である(＊)。看守長に對しては筆記試驗として監獄法及監獄施行規則、刑法、刑事訴訟法及裁判所構成法の大要、會計法規の大要、其の他監獄行政上必要なる法規の外に算術と作文とが課せらるることになつてゐる。看守も亦試驗の上採用すべきものと定められるのであるが、その課せ

らるる科目は刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄法、監獄法施行規則であつて、その大要に通ずることを必要とするのである。この外普通往復文及申告書の作製、加減乘除、楷書行書を普通に書くことが試驗せらるるのである。しかしながら、ドイツでは、ザルツブルグの法曹大會（一九二八）において既に刑事司法機關の必要とする補助科學として、犯罪現象學、犯罪原因學、犯罪心理學、犯罪生物學、犯罪精神病學、犯罪方式學、犯罪社會學及び保護教育方法等が決議せられた(＊＊)。これに比し、我が邦の右の訓令は相當大なる輕輕あるかに見うけられる。

(＊) 看守長特別任用に關する實務考査及學術試驗規程は大正九年九月の司法省訓令に係り後大正十一年改正せられた。看守採用規則は初め明治二十六年の内務省訓令に係り數度の改正の後、同三十四年司法省訓令となりその最近の改正發令は大正八年である。

(＊＊) ザルツブルグの法曹大會については、木村學士『刑事司法機關の豫備教育』志林第三一卷第七號第六一頁參照。しかうして、刑務官吏の教育については監獄法上も、刑法上も規定するところとならず、僅かに、司法省訓令になる看守教習規則(＊)によつて下級官吏の教育の基準が示されてゐるに過ぎない。その第一條に依れば新に採用した看守には二月以上學課及實務に就き教習を受けしむるのである。しかし、その科目(＊＊)は以つて教育刑思想の徹底を來すが如き刑務吏員の科學的教育(＊＊＊)といふことは出來ないのではなからうか。

(＊) 大正二年八月司法省訓令第六號。ゲンッ及びフロイデンタールの主張する所によればわが邦においては既に一八九〇年來刑務官教育の問題が解決せられてゐることになつてゐる (Freudenthal, Gefängnisrecht u. Recht der Fürsorge-erziehung (Kohler-Holtzendorff); Encykl. d. R. W. Bd. 52. S. 95); Gentz, Das Japanische Strafvollzugsgesetz, Ztschr. 1927. S. 380)。然し實質はゲンッの羨ましがる程のものでないのではなからうか。

(＊＊) 看守教習規則第四條に定むる教習科目は左の如くである。(一) 監獄法及監獄法施行規則、(二) 刑法及刑事訴訟法の大要、(三) 監獄に關する諸法規の大要、(四) 會計法規の大要、(五) 看守の職務規程、(六) 官吏服務紀律、(七) 監獄の紀律及在監者の戒護、拘禁に關する事項、(八)

收監、釋放及指紋に關する事項、(九)作業に關する事項、(十)教誨及教育に關する事項、(十一)給養に關する事項、(十二)衞生及患者取扱方に關する事項、(十三)用度に關する事項、(十四)領置又は差入に係る金品に關する事項、(十五)文書、記錄の取扱記牒、報告及統計に關する事項、(十六)非常事變に際し處する心得、(十七)委勢、禮式、服裝其他紀律に關する心得、(十八)戒具使用方、消防演習、體操、擊劍、柔術。

これらは少くとも二月以上の間を以つて敎習せしめらるるのであるが、この外にも實務の敎習を併せて行ふものであるから、その程度は日時の上からも大いに制限せられてゐるといはなければならぬ。

行刑關係の法制と離れて『刑務官練習所』なる制度が行はれてゐる。既に第二十二回の回を重ねてゐる。科目としては前述看守敎習規則に見るものとは事變り更に近代行刑の要求に副ふべく思想問題、社會敎育、成人敎育、工場法、工場管理、能率增進、低能兒敎育、犯罪心理、犯罪社會學、倫理學概論、保護概論、社會政策、適性檢査等がある。殊に講師は斯道の專門家を以つてし、科外として大家の講演が開かれることとなつてゐる。右は主として第二十一回の例に依つたものであるが、同回はその期間も六月に及んだ。

(＊＊＊) 木村學士前揭第七五頁參照。

われわれが最近の敎育刑を論ぜんとするに當り先づ第一に、しかも最も重點を置いて解決せねばならぬものは行刑官吏養成の問題であり(＊)、わが邦に於ても行刑當局の理解と努力の下に施設がなされつつあることは上述の如くである。然し、それは法律的に規定せられては居ない。また刑務法豫備草案或は刑法豫備草案においてもこの問題は觸れられては居らない。しからば、世界の趨勢は果してどうであらうか。

(＊) Genta, a. a. O.

一九二三年の獨逸の自由刑執行の原則の第九條には行刑官吏の選任及び敎育に關する規定が各邦の法規の中に採用せらるべきものとせられて居る。曰く『專任の行刑官には學理上實務上刑務所勤務の敎養あるものをのみ任命すべし。實務敎養は刑務所勤務及行刑の凡ゆる部門の根本的知識が授けられねばならぬ。學理上の敎育はそれが受刑

者の審査及處遇につき重要である限り特に敎育的及び精神病學的問題に及ぶべきである。……更に刑務官吏は刑法及び刑事訴訟法の原則について敎育せられなければならぬ』と。この思想が又、獨逸行刑改正研究會第三回會議の決議として採用せられた(＊)。曰く『(イ)自由刑執行の原則第九條に該當する規定を行刑法に採用すること。(ロ)行刑吏員特に刑務所長及びその他の敎育吏員の組織的養成を目的としたる施設を全國的に確立することを要す。(ハ)敎育及び保護につき指導的地位に立つ吏員に對し根本的科學的敎育を施すことを要す』と。

(＊) 木村學士前揭第七四頁參照。

ワイセンリーダーは、刑務官は實務上且つ實務に依つて必要な特別知識を獲得するものだとしてゐる(＊)。これは他の職務への選任が試驗其他の方法の結果として爲されるのと對比してゐるのである。又『よき典獄は敎育して作ることは出來ない、よろしく發見せられなければならぬ』(＊＊)とのクローネの有名な言葉の如く、その中には一面の眞理を含んでゐるであらう。蓋し、行刑官吏——特に敎育行刑の目的を遂行すべき限り——ほど特質を有することを要件とする職業は他にないからである。この特質なくしては全然刑務官としての敎育が成果を齎らさぬこともあり得るであらう。ただ、しかし、その特質が合理的な職業敎育に依つて根本的に發展伸長せしめられ行刑に對し眞に有用のものとなすことが出來ないといふならばそれに贊成することは肯ぜられないことである(＊＊＊)。

(＊) Otto Weissenrieder, Die Strafanstaltsbeamten (Deutsches Gefängniswesen) S. 84 ff.

(＊＊) Krohne, Die Gefängniskunde in Deutschland S. 536.

(＊＊＊) Kriegsmann, Gefängniskunde S. 151.

翻つて、わが邦においてはゲンツの羨むやうに既に四十年以前から刑務官吏養成所の設置がある(＊)にしても、これは下級吏員に限られ、ワイセンリーダーの所謂、ドイツにおける一般の看守の場合の試驗勤務時代中の適應性

修得或は適應證明と(＊＊)敢て多くの差異があるとも思はれない。殊にわが邦においては上級行刑官吏の資格については往往一般行政官或は司法官と異なる所のなきを見るのも一考を煩はすべきことではあるまいか。この點につき比較的に考へらるべきはハンブルグ刑務命令(＊＊＊)第一七條に『刑務所の職務に理論及び實務上造詣ある者のみが刑務所長となることが出來る』とあることである(＊＊＊＊)。未經驗なる事務官或は判檢事が直ちに所長或は局長として迎へらるることは行刑界においては一考を要することであらう。

(＊) Gentz, Das Japanische Strafvollzuggesetz, Zeitschr. Bd. 48. Heft 4. S. 380. 及び時田學士『獨逸人の觀たる日本行刑法』刑政第四一卷第二號第三五頁。

(＊＊) Weissenrieder, a. a. O.

(＊＊＊) Die Dienst und Vollzugordnung im Hamburg 2. Dezember 1927.

(＊＊＊＊) 拙稿『ハンブルグ行刑施設に於ける社會部の活動』刑政第四〇卷第四號第三四頁參照。

以上の原則は、行刑に關する限りでの醫師、教師及び教誨師の地位についても同樣である。各刑務所は相當の資格ある者を義務的に置かねばならぬ(＊)。

(＊) Liepmann-Gentz, IKV. Karlsruhe, 1927, AE. StVG. § 32 Abs. 2, 33 Abs. 2 Leitsatz 10 (Mitt. IKV. N. F. 3, 129) 參照。

刑務官吏の質の問題に次で解決せらるべきものは、刑務官吏一人につき在監者何人を振當てるべきかの問題である。同時に受刑者何人について一人の醫師、教師、教誨師等が置かるべきといふが如き强行規定が設けられることが望ましいといはねばならぬ。わが邦の行刑統計は刑務官吏と在監者との割合累年比較を昭和二年度において刑務官吏一人につき在監人員六・三人、女監取締一人につき女在監人員五・四人を表示してゐる。この表によればその割合は決して惡いとすることは出來ない。ドイツにおいてはその少年受刑者

に對し嘗つて少年裁判所及少年裁判補助の聯盟 (Die Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfen) が次の如く決議したことがある。曰く『二十五人の受刑者毎に一人の行刑官吏を任命すべく、その者に育成、保護及び教育の全部を委すべし。又同數割合に對し一人の保護司をも任命するやう努むべし(＊)』と。

(＊) Sachverständigen-Konferenz vom 28. November 1925, Zeitschr., Bd. 47. S. 374.

この種の模範的規定の原則を刑務法に、さうして細則を命令に一定することは教育刑の目的を到達するに缺くべからざることであるとおもふ。この統制が遺憾なく行はれるには短期自由刑の制限と共に小刑務所の廢止が必要である。又、代用監獄の廢止はいふまでもあるまい(＊)。ドイツにおいては裁判所監獄を交へて小刑務所の數多き爲行刑の目的達成に支障を來した事は一通りではないらしいが、最近プロイセンにおいては教育刑思想遂行の爲この統制を必要とし、七四の小刑務所が終局的に解散廢止せられ、又現存の裁判所監獄九〇一の中から二五六が閉鎖せられるに至つたとのことである(＊＊)。大刑務所において集中的に教育行刑の貫徹を期すより有效なるは無いことは小刑務所が高等官吏を戴かず下級官吏の絕對的獨裁に委せられ、被釋放者の保護及び家族の救助は等閑に附せられ、往往にして犯罪的傳染病發生地であることは今更いふまでもあるまい。

(＊) 小野敎授『不當拘禁の問題』法律時報第二卷第十一號第三頁以下、正木學士『代用監獄としての留置場に於ける受刑者の處遇』警察研究第一卷第一二號第一頁以下。その獨逸に於ける廢止運動については木村學士前揭志林論文第七二頁以下參照。

(＊＊) Grünhut, a. a. O. S. 77; Hasse, Die Gefangenanstalten in Deutschland und die Organisation ihrer Verwaltung (Bumke, Deutsches Gefängniswesen, 1928), S. 43 Anm. 1.

かくして、人的方面からする義務的制限は大刑務所化を招來すると同時に中央官署は教育行刑に適合した見地に從つて各刑務所に作業の分割をなし、各各その任務を遂行せしむべきであらう。今日の鐵道網を利用するときは毎日一定時に特別な囚人車を連結し(*)これによつて交互に適當なる場所に囚人を轉送することが出來よう。必ずしも小刑務所の分布を必要としない(**)。この結果は又刑務所の合理化が實現せられ少ないがしかし完備した特色ある刑務所が出來るのである。中央官署の統制の下に或地方は少年刑務所或地方は女監、又他の地方には保安監置所が設けらるることとなるのである。わが邦は、ゲンツの云ふ如く(***)、早くより中央集權的行政の行はれて居る結果その理想の實現にはドイツの夫の如く苦腦を要しないのではあるが、更にわが行刑當局が法律關係としての刑罰執行における人事的原則に對し高い最小限度を指示することによつてわが行刑を教育的軌道の上に昇らしむることは、わが立法の重要な任務であるのである。

(*) 囚人列車については拙稿『ノイミュンスター刑務所のことども』刑政第四二卷第五一頁に詳しい實例を記して置いた。

(**) 唯、家族との交通の點については遠隔の地程特別の考慮が拂はれねばならぬであらう。

(***) ドイツでは行刑事務が各邦の管轄とせられ、各邦が獨自の行刑を行つて居るが故に統一が困難なのである (Grünhut, a. a. O. S. 77)。

二 作業教育と作業時間外の教育

行刑における教育的努力は二方面に分つて施すことが出來るとおもふ。囚人の作業教育と作業時間外の教育がこれである(*)。就業の問題及び作業組織の問題は、その他の自由時間の有效なる使用問題と共に、立法の方法によつてのみでは完全に解決することは出來ない。結局行刑官吏及び作業技術家の質に待つの外はない。しかしながら能ふ限り右の二方面に亙る教育的任務を有效に果す爲には法規の中に一定の法律的要件が原則的に確定せられなければならぬことも亦いふまでもあるまい(**)。わが邦の『監獄法改正の綱領』には作業訓練の徹底を期すること、作業經營の方針を確立すること、教育の方針を確立すること等教育的努力の標準を示さむとする意圖のあるのを見る事が出來る。又、刑務法豫備草案はこの趣旨に則り作業は心身の狀況、經歷、刑期及將來の生計等を斟酌して其の種類を定めねばならぬとし(***)、教育は國民道德を涵養し且つ社會生活に必須なる知識技能を授くるものと(****)して居る。

(*) 作業教育については、正木學士『監獄法概論』第八二頁以下、吉田博士『教育上に於ける作業の地位』行刑論集第二二三頁以下、森山武市郎氏『刑務作業に對する教化的考察』同上第二四一頁以下殊に二六四頁以下に詳しい。其の他の教育については正木學士前揭第一〇三頁以下參照。

(**) 牧野博士『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』行刑論集第三頁以下參照。

(***) 刑務法豫備草案第三八條

(****) 同上第六六條。

更にまた、わが豫備草案は作業教育と自由時間における教育との調和について苦心の跡を示して居る。かくて、作業の經營及施設に付ては衞生、教化及經濟の關係を考慮すべきであり(*)、作業時間には教誨、教育、運動、入浴、接見、診療及尋問の時間を通算し(**)、作業科程は心身の狀況其の他の事由に因つて適宜之を輕減することを得るのであるが(***)作業科程を終了した者でも作業時間內は繼續して就業せしむるか或は處遇上必要ある者に對しては殘餘の時間を心身鍛鍊其の他の教化に利用するのである(****)。これらの點についてはわが邦の草案はドイツのそれに匹敵し得ると謂ひ得よう。

(*) 刑務法豫備草案第三九條。

(**) 同上第四二條第三項。

（＊＊＊）同上第四三條第三項。

（＊＊＊＊）同上第四四條。

ドイツ一九二七年行刑法司法省案第八三條第一項には『指定せられた作業を遂行する受刑者及び其の責に歸すべからざる事由により作業不能にある受刑者は拘禁費用を支拂はしめらるることなし』との規定があつた。作業教育の間接強制的效果を期待したものであつて、又、作業の行刑上における法律關係を定めた有用な規定といはなければならぬ。しかるに、いかなる譯か、この規定は、その後參議院案にはこれを見ることが出來なくなつてゐる。されればグリュンフート等はこれを再び插入すべきものだと主張してゐるのである(＊)。われわれも他山の石と見るべきであらう。これに反し、同參議院案には作業時間が刑種の差に基いて區別せられねばならぬ旨規定してゐる(＊＊)ことはいささか時代錯誤の感がある(＊＊＊)。おもふに作業時間の差異は教育行刑の目的を達するに必要とせらるる範圍即ち學課、談話、教誨、運動、整理等による直接の育成及び教育の爲に各各必要な丈けの餘地を與へる意味においてのみ生ずるものでなければならぬ。

（＊）Grünhut, a. a. O. S. 78.

（＊＊）森山氏『改正獨逸行刑法規』第三三頁第八六條。

（＊＊＊）單一自由刑の主張については今更繰返す必要はあるまい。殊に刑務作業は教育の方法であつて應報の手段たるべきでなく、況んや懲治、禁錮、拘留等が自由刑の本質の差異を表示すべきものでもない限り、作業は犯罪人に共通に課せられべきものである。尚、わが帝國司法省第二十九行刑統計年報（昭和二年度）在監人の請願作業就業者別によれば禁錮囚就業延人員三、九五〇人に對し不就業者は七五〇人に過ぎない實狀である。

一九二七年六月七日プロシヤ行刑規則第八第一七號には累進處遇による第二級受刑者の刑務作業に對してはイギリス竝にチューピンゲンの型に倣つて法規で制限された純勞働延時間を定め、その餘の時間を以つて談話、學課、整理等の爲にのみ自由に處分し得る自由時間としてゐる。これは、一見、作業教育以外の教育を等閑に付してゐるが如くであるが、決して、その育成及び教育事業を後尾に放置する意味ではない。却つて、反對に、之によつて教育的に有意義な刑務所生活の現實、社會生活への應化を目的としてゐるのである。但し、これが完成には勿論二つの要件が必要である。一は十分な質と數の刑務官吏であり、一は十分な營養である。何となれば、特に營養は、社會生活に於けると等しく、受刑者が不休の烈しい、引續いた作業をなした後に有效に眞面目に自由時間を使用するに必要な生氣と活力とを與へるものであるからである。

されば將來生れ出でんとする法律には、この種作業教育とその他の育成教育との配合分割を調和し、不健全なる形式主義が除去されねばならぬ。もし、それ、法規の中に作業と教育及び保護の事業が同程度に規定されるとすれば、更に其外に之を調整緩和し、教育行刑の目的を達する爲の一定の規定が確立せらるべきであると謂はねばならぬ。

（未完）

刑政第44巻第2号
矯正図書館

羅馬の聖ミカエル院における少年感化院

武藤文雄

羅馬の聖ミカエル院における少年感化院は、行刑史上において特に顯著な事實である。而して、教育刑の理論が少年法の一角から漸次に確かめられるにつれて、その感化院に對する回顧は、又、新たに學界の問題とされて居る所である。セリーン教授の近業「羅馬の聖ミカエル院における少年感化院」(*)はこの感化院につき、詳に史料を檢討して、その感化院の沿革を論じたものである。その梗概を紹介することにしよう。

(*) Sellin, The House of Correction for Boys in the Hospice of Saint Michael in Rome (The Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XX, No. 4, February, 1930)

□

犯罪人に對し、肉體的精神的苦痛を加へず、むしろ改善すべし、とする運動が十六世紀から起つた。そして羅馬の聖ミカエル院(Hospice of St. Michael)の感化院(house of correction)がその重要な地位を占めてゐるのである。聖ミカエル感化院は、あの偉大な監獄改良家ジョン・ハワードによつて廣く知られるに至つた(*)。彼は、その建築の模樣をしるし、二百の孤兒が色々の職業教育を受けてゐる旨を述べてゐる。彼に依ると、院は老弱者のためのもの、少年のためのもの、婦人のためのものとの三つから成つてゐる。彼は、少年感化院の扉の銘「法王クレメント十一世、墮落した少年の矯正と訓育とのために、怠惰なときには國に害をなした者も、訓育された時には有用なものであらうことを、一七〇四年」をしるし、ことに「賞讃すべき言葉」として「惡人を罰で縛ることは何等益がない、訓練に依つて善人にするに非ざれば一との銘を記し、これを後に彼の著書のモットーとしたのであつた。

(*) John Howard, The State of the Prisons in England and Wales, with Preliminary Observations, and an Account of Some Foreign Prisons and Hospitals, 1929 (Everyman's Library). ハワードについては、牧野博士『刑事學の新思潮と新傾向』第六五頁、『日本刑法』第四六八頁。

ハワードは、一七八六年、再びそこを訪問したが、その折は、單に、聖ミカエル院は樞機官(カーディナル)や監査官(インスペクタ)によつて閑却されてゐる、と述べてゐるのにとどまる。ハワードの記事は後世引用される基礎のものとなつた。

一八三三年、スミス(George W. Smith)のしるした所に依ると、聖ミカエル院は歐洲におけるこの種のものの最初のものである。犯罪人の懲治場に過ぎないものは外國にもあり、そのあるものでは訓育も施されてゐるけれども、犯罪の種類、犯罪人の性別、年齢を問はない雜居制の結果はかへつて彼等を惡化するばかりであつた。この時にあたり、聖ミカエル院の感化院が始められ、晝間勞働夜間獨居の制度や、宗教的訓育を施され、「答は、やさしい、しつかりした、用心深い、しかも假借しない訓練によつて代られた」。

ワインス(Frederick Howard Wines)は、創設者たる法王クレメント十一世をもつて教育刑時代の創始者とし、この感化院の創立は二つの文明又は二つの時代の境界線であるとしてゐる。

□

聖ミカエル院は、決してひと時に出來たのではなく、合併增加に因つて次第に集つたものである。その歷史に依れば、少くとも六つのものが主なものである(*)。これ等の創立者たちは、何れも「永遠の都市」に彷徨する貧民や少年を見て動かされて收容所を造るに至つたのである。法王インノセント十二世に至り、彼はすべてを統一して一つの收容所を作り、男女の病弱者も孤兒も入れようとする計畫をたて、先づ一六八九年にオデスカルキの建物を引受けたのであつた。在位第二年(一六九三年)に教書を發し、院の基礎、建築、基本財產を定めた。かやうにして、彼は、次第に組織を定めてきたが、その計畫の實現につとめたのは彼の顧問であり友人であるアルバニ(Albani)(後にクレメント十一世)であつた。

（＊）六つの收容所とは次の通りである。即ち、Leonardo Cenuso は一五八二年に少年のためのホームを、法王 Sixtus V は一五八六年から一五八八年の間に貧民のための收容所を、Tomaso Odescalchi は一六八四年に少年のためのホームを、法王 Innocent XII は一六九三年に少女の孤兒院と貧老のためのホームを、法王 Clement XI は一七〇三年に少年感化院を、法王 Clement XII は一七三五年に婦人感化院をそれぞれ作つたのである。

一七九〇年――ハワードの死んだ年――法王ピウス六世は、クレメント十一世の計畫に從ひ、建築の完成を命じた。更に、一七九四年には增築が爲され、全建築は、長さ三三四米、幅八〇米、面積二六七二〇平方米になり、收容人員は一二五人の男子老齡者、同數の女子老齡者、二七〇人の扶助を受ける少女、同じく少年二二〇人に及んだ。

一七〇三年と一七三五年とに少年と婦人の感化部として刑事學者の特に注目すべき二つの增築がなされた。殊に前者はそのすぐれた建築と興味ある制度とが、刑罰的處遇に進歩した手段を採つたのでその名を遠くまで及ぼすに至つたのである。何時計畫されたかは不明であるが、一七〇三年十一月十四日の法王令に依つて具體化された。これは刑事學者にとつて興味が深い。今これを要約して述べると主として次の四點となる。

（一）在來の監獄は、特別な看護を必要とする年少犯罪人に對する改善的效力を缺いてゐる。しかるに、聖ミカエル院は特に少年のための感化院を造り、祭壇を中央に小さな六十の獨房を作る。裁判官の命に依り少年犯罪人はここに送られ一定の監督を受ける。また、兩親に不從順にして矯正不能な少年又は不良の傾向にある者も、兩親からの願ひによつてここに入れられる。

（二）改善のために必要な宗教上道德上の訓育を强調する。祭司が任命され、每朝ミサを行ひ、規則に從つてすべてのクリスト教信者の知つてゐるべきことを敎へ、正しい生活を訓へるのである。

（三）犯罪人に後日の生計を全うせしめるために、熟練した技術家の指導の下に練習をさせる。これによつて適當な生活の正しい方法を覺えさすのである。

（四）勞働については官司業組織のやうな制度の採用。法王廳、軍隊、裁判所が院で作られたものの消費者となるのである。

その他、法王令は、受刑者被看護者に必要な程度に衣食などを給する旨を定め、事業を確實にし費用が多額にならないやうにするために、祭司看護人の俸給額を制限し院の收入の道を規定してゐる。

なほ、この法王令は、裁判官、裁判所、一般の監獄その他の役人の如何なる反對の命令に對してもそれを越えて效力あるものとされた。

この建築は直ちに使用された。これは後に「獨房」(cell-block) として知られるやうになつたものに似てゐる。設計は巧であつたらしく、後にこれを模倣してこしらへられたものもある。即ち、一七三五年に法王クレメント十二世が作つた婦人犯罪人淫賣婦收容所がそれである。

その後若干の變遷があつた。ひと時は收容し切れないで近處を借りたこともあり、又他の收容院に移されたこともある。更に、院はガリバルヂの軍隊を泊めたことも、政治犯人を收容したこともある。しかし、矯正不能な少年に對する訓練所を增加するの必要が起るに至り、一九〇三年四月四日の勅令を見、一九〇四年二月十九日聖ミカエルの感化院は昔の職能に戻つたのである。

□

刑罰史の研究家にとつては、感化院の建設とそれに形式を與へた法王令の背後の動機の研究は勿論大切であるが、そこの制度の內容についての研究もまた大切である。ハワードの記事は感化院の外觀についてのものである。十八世紀にここを訪問した數少い旅行家の中に敎父ラバー (J. B. Labat) がある。彼は、一七〇九年、すなはち創設後僅かに五年の時に訪ねたので、その記事は重要なものである。彼のしるしたところに依れば、次の通りである。

（一）子供たちは一方の足を鎖でつながれてベンチに坐り、朝から晩まで綿を紡ぎ、靴下と帽子を編む。夜までに仕事を終らないと懲罰を受ける。かやうに訓練はかなり嚴重であつた。

（二）宗敎的敎育はもつとも形式的なものであつた。朝起床とともに祈りがあり、仕事をしながらも宗敎の本を讀んで聽かせられる。十一時にはミサがあり、歌をうたふ。また問答敎育がある。しかし、それが形式的なので效果は少かつたと思はれる。

（三）法王令には機械的技術のことを言つてゐるが、ラバーの記事には先に述べた通り紡績と編物との外は何も書いてない。

（四）ここに矯正不能な子供を入れるには、特別な推薦狀の必要はなく、ただ羅馬の副知事に報告すれば足り

る。又、この院は、十歳乃至十二歳から十六歳乃至十八歳の少年のために作られたので、その期間以後の矯正不能な者はギャレイ船(Galley)に送られる。尚、ギャレイ船にやられることにきまつてゐて年齢が少いために先づここで過し、後チヴイタ・ヴエッキア(Civita-Vecchia)(*)に送られる者もゐる。

(*) 羅馬のそばの法王廳の港で、そこにギャレイ船がつながれてゐた。

以上の外、ラバーは、室の構造・食事・衣服・入院の儀式などにつき、詳細に述べてゐる。ラバーは、「少年達はパンも水も惜まれないし、また笞も惜まれない。かやうにしてこの感化院が出來る前には困難なこととされてゐた少年の制御もここではなされてゐる。少年たちは一旦ここに入り、出る時には非常によくなつてゐるので又入るやうなことがないとは本當である」と激賞してゐるが、われわれの忘れてならないことは、ここにゐる者は二十歳以下のものばかりで、且つ彼が訪問したのは設立後僅かに五年に過ぎない時であつたといふことである。

一七三〇年にカイスラー(Johan Georg Keysler)が羅馬を訪れた。聖ミカエル感化院には百五十人ゐるなどと言つてゐるところを見ると、實際ここを訪ねたかは疑はしいが、ただ「毎週の仕事を失敗すると子供たちは首と踵とを縛られて機械にかけられる。以前には綱でむち打つてゐたが、遂に一人の子供が絶息したので、その事件以來杖が用ひられる」と言つてゐる。

ハワードの第一回羅馬訪問の翌年、ヴアイ(Giuseppe Vai)はこの收容所の研究を著はした。この時までに制度は若干顯著な變化をした。彼の著書から考へると、ギャレイ船に入れるやうに判決され年齢が足りなくて船に送られない者もこの感化院に入れられた。これ等の者は必要品だけを給せられる代りに共同で勞働をさせられ、それがすむと一人一人看守によつて各自の獨房へつれて行かれる。ここには後にオーバーン式として知られる制度が行はれて居たのである。彼等は一定の衣服を着せられ、勞働を强制せられた。そして、彼等は、又、改善不能者からは全然隔離されてた。この改善不能者には、日夜とも、勞働せしめられることなく嚴正に獨居監禁されてゐた。これは後にペンシルヴェニア制と呼ばれるものである(**)。

(*) オーバーン制、ペンシルヴェニア制については、牧野博士『刑事學の新思潮と新刑法』第六七頁以下。

彼は、尚、ここの宗教的教育や食事のことについても述べてゐる。

□

若干の問題が殘る。第一に、何故に法王クレメント十一世は改善の處遇に獨房制度を採用するに至つたのであらうか、第二に、前世紀の監獄制度の發達において如何なる役目をかの感化院はなしたであらうか。

第一の問題に關し二三の答がある。多くの者は獨房制度は教育の訓育そのものから極めて自然的に生じたものであるとする。モリキニ(Morichini)はこの說を主張する。曰く、中世の僧院に於ては、僧侶の贖罪生活は沈默と祈禱との中に、小さな勞働場に接した小さい離隔せられた部屋で送られた。これ等の僧侶たちは、自分を以つて唯だ神に對し、てのみ罪を犯した者と考へて自發的に右のやうな行動を爲したのである。當時は、神にばかりではなく人に對しても罪を犯した人々には右の如き處遇は許されなかつた。然し、監獄が矯正學校に變り、犯人が刑罰を終へた時には別人として再び社會へ歸らしめられることになつたのに伴なひ、同樣の方法が犯罪人にも採られるに至つたのである、と。モーロー・クリストフ(Moreau-Christophe)も同じ意見で、「感化院が法王の命令から起つたといつても驚くに足りない。といふのは、イタリー殊に南部イタリーのヂエスイツト學校のやうな設備において獨房制度が用ひられてゐるとの事實は別としても、修道院はすべて獨房制度に基いて非常に完全に作られてゐるので、新たに監獄を作るにはこれを模倣せざるを得なかつた」としてゐる。クラウス(Krauss)も、獨居制は之を誰が發見したといふことは出來ないのであつて、それは教會の懲罰の精神から起り俗界の監獄に應用されたものに過ぎないと言つてゐる。

反對に、或人が法王クレメント十一世にこの方法を教へたとする說がある。たとへば、パッセリニ(Passerini)は制度も目的もフロレンスに一六七七年頃、フランキ(Filippo Franci)の管理した孤兒院に作られた矯正部の直接の模倣にすぎないとしてゐる。しかし、フランキの採用した嚴重な晝夜獨居監禁は、聖ミカエルの初期には採用されてゐず、從つて法王の考にはなかつたものと思はれる。コカパニ(Cocapani)の引照に依り羅馬に知られてゐたことはわかるが、それが感化院に影響したかは未だ證明がない。もし影響が及んだとするなら、聖ミカエルの中心をなしたオデスカルキ(カーディナル)孤兒院に及んだはずと思はれる。フランキは樞機官に多くの友人を持ち、アルバニもその一人であつたらうが、後者が法王となる前に彼は死んでゐた。

フランスの大學者ペ ネディクト派の僧侶 マビョン

(Mabillon) が法王を動かし、且つ彼の計畫に因つて作られたものとする說は全く根據がない。

北歐の少年改善院及び懲治場と聖ミカエル感化院との關係については問題がある。この點についてはまだ定說がない。結論としては、教育刑主義は教會に起源することは確かになつたけれども、直接には如何なる原因がクレメント十一世をしてかくの如き施設をなすに至らしめたかは、今後の學者の研究に待たねばならない。

次に、聖ミカエル感化院は、前世紀の監獄制度の進化において如何なる役目をなしたであらうか。この點についても意見が分れてゐる。或人は、中世教會の監獄に起り北歐の懲治場制を通り聖ミカエルに達する一つの長い聯鎖の一つの重要な環にすぎないとする。他の人は、これを以つて、この種のものの最初のものだとしてゐる。スミスに依れば、それは「最初の收容所」であり、ワインスは應報刑時代と教育刑時代との境界線であるといつてゐる。トスチ (Tosti) はこれに「受刑者の人間らしい處遇の發端」を見る。セルフベール (Cerfberr) もまたこれに贊成してゐる。なほ、クラウスは「普通の犯罪人への教育刑制度は確かに法王クレメント十一世の下に彼を通してなされた」と述べてゐる。セルフベールは、この感化院を稱揚して、この感化院は一七五六年クローツエ (Crooe) の計畫に依つて作られたミラノの感化院の手本となり、それが後にアメリカの監獄改良運動に大影響を與へたゲントの懲治場の模範となつた、としてゐる。ストルウバント (Stroobant) も、ゲントの懲治場は少くともその建築は聖ミカエル感化院に依つたものだとしてゐる。モリキニに從へば、ベンサムはこの感化院にヒントを得てパノプテイコン (panopticon) を考へ出し、それの建築の一翼を聖ミカエルの建物から模倣したと謂はれてゐる。しかし、かかる議論は、獨房を設備における一つの大切な單位に用ひたといふことの外には少しの共通點もないベンサムの計畫を論者が知らなかつたといふことを示すのみである。

結局、セリーン教授は次のやうに論結することができよう、といはれる。聖ミカエル院と共にこの感化院はその設立の趣旨においてもその制度においてもこの種のものの最初のものではない。しかし、その建築には獨特なものがあつた。されば、この感化院は、獄制發展の基點として考へられるほどのものではないにしても、監獄建築への影響とジョン・ハワードに深い印象を與へた結果として犯罪者の感化院における處遇を大成するについての重大な要素をなし、それが前世紀初米國への一大刺戟となつたのであつた。

フロイデンタールの「日記」より

第一部

紐育、一九二七年八月二十九日

紐育刑務協會の書記補と共に、ホワイト・プレインス (紐育州) にあるウェッチェスター郡立既決監獄及び勞役所を視察す。典獄、ワレン・マック・クレラン氏は休暇中であり、副典獄ロバートソン氏も不在。書記キーバー氏が案內す。吾々は前觸れなしに行つたのだが、實狀視察こそ重大なのだ。

此の監獄はキャツシル山の山麓に非常に美しく橫はつてゐる。蔓性植物に蔽れた幾つかの煉瓦作りの建物か、程よい間隔をおいて、此の監獄を形成してゐる。これは五日乃至一ケ年間までの短期刑者のために一九一六年に開設されたものである。此の建築全體は監獄といふ陰鬱な印象を更に起させない。

周塀はなし。廣い小作地が此の監獄に附屬してゐる以上、脫獄は尙更容易である。が、脫獄せる者はその全刑期を再び新たに服役しなければならず、加之、裁判所によつて懲罰を科せられるのだ。

併、斯うした事件は實際上は極めて稀有である。囚人達は監獄に居る事を喜んで居るのだ。といふのは單に彼等が、その鐵格子の殆ど內側へは凸出してゐないだけ美しい外側 (內側ではない) 獨房內に生活してゐるがためではない。又、是等の獨房內に便所と流水があるためでもない、彼等がその獨房を諸々の繪畫で飾り、その壁に畫く事を許されてゐるがためでもない。又彼等がその欲するだけの書籍を宛てがはれるがためでもない。

寧ろ囚人達と監獄行政との關係が決定的なのだ。即ちそれは對峙ではなくして、協働なのだ。何人も何事をも强制されはしない、だが無論惡しき素行はその當然の惡い結果を自ら招きはする。又何人も勞働を强制されはしない。だが、勞働し得ず、又する事を欲せざる者は彼の獨房內に閉ぢこめられ、且、食事の際には、事情によつては取り殘されるであらう。

交際 (つきあひ) の工合は——上下何れの側に於いても——極めて友誼的である。職員達を見送る眼差しがこの事を彼等に代つて物語つて居る。加之、一九二五年の平均刑期は僅かに三ケ月十七ケ日に過ぎなかつた。而して十六歲から廿一歲迄の未成年者は大人九人に對して一人、即ち約千

人に對して一四三人の割合であつた。典獄は新たに任命すべき職員と長時間の懇談をなし、而して唯親切で同時に堅實な者のみを選ぶのだ。

自治制は非常に良く行はれてゐる。それは例へば懲戒裁判の如きものに於いては本來の意味での行政と同樣に良好な成績を擧げてゐる。その判決は、時折は嚴しいけれども、全く當を得たものである。典獄がこれに承認を與へるか或は訂正を加へるかする。

自由と適正な處遇とは自体よくない連中をも品行方正へと動機づける。要之、監獄を出る時には、囚人達は「非常に良く公民の義務に對して訓練されて居り、再び刑務所へ舞ひ戻るやうな傾向は少い。」

初入監は個別處遇が出來るやうになつてゐる。職員達は一切制服を着用してゐない。この事は又、昔の監獄とは違つて、よき本能の上に、在監者達の敎化的取扱をやらうといふ此の監獄の趣旨によく適合してゐる。

×

紐育、一九二七年九月一日

八月卅日に、私は單獨でドツブス・フエリイに在るチヤイルドコス・ヴイレーヂと呼ばれてゐる紐育少年少女感化學校を訪問した。矢張り、豐饒なウエツチエスター郡内に在る。此の學校も亦、丘陵の多い地形を利し、美しく刈り込まれた芝生のなかに、最も優雅な存在を持して居る。それは三十の品の良い建物から成立つてゐる。目下の所、その内には八歳から十八歳迄の少年少女が四百名程ゐる。その内の一部は自發的に來たもの、言ひ代へれば、その近親者によつて此處へ連れられて來た院生であり、一部は裁判所から委託せられた院生である。少女達の間には一切性的問題はなく、兩性間にも一切重大な犯罪はない。

どの「コツテーヂ」も、奇麗な卓布（テーブルカク）をかけた卓子、かけ心地のいい椅子、ピヤノ等々で充分に快適な設備を施されてゐる。全ての新入生が先づ最初に收容せられる初入監ですらさうである。唯此の舍だけが閉め切りで、その他のものは全て出入自由である。

各舍への配置は年齡別によつてなされてゐる。夫故年齡の增加と共に、舍も亦變るのだ。

寢室は共同である。その隣りには、各舍を監督してゐる舍長がその夫人と共に寢（やす）んでゐる。

より年長の少年少女のためには、美しい廣々した一つの集會室がある。每晚此處で先づ第一に禮拜が行はれ、

次で、校内外の全ての重要な出來事の討議が行はれる。

兩性間の社交設備も在る。その後（あと）から、少年が少女に手紙を書く事も許されてゐる。但、それは舍長を介してである。彼等が斯うした事を遵守するのは、彼等が親切な待遇によつて義務づけられて居るがためであり、又彼等がこれを自由意志に基づいて行はしめらるるが故である。「若し少年と少女との間に壁があつたとしたら彼等は内密で交際してゐたであらう。斯くて彼等は斯る事を決して行らうとはしないのだ」。

此の學校の自治制に屬するものとしては懲戒裁判所がある。それは在監者から成立つては居るが、唯輕微な違犯に對してのみ權能を與へられてゐるのみである。校長は自治制を以て「ある程度迄は」適當なりと考へてゐる。特に注目すべきものに、附屬病院と職員のための學校なる二つの事物がある。

附屬病院では、醫師が先づ各院生を診察し、次で心理學者、次で精神病醫がこれを行ふ。その後で個人々々を如何に取扱ふべきかといふ事が共同で協議せられる。此の協議は時折繰り返される。斯の如き組織は精神衛生の臨床講義（クリニック）と呼ばれてゐる。それは一九二六年九月から開始されたものだ。その幹部は、一人の「專屬」精神病醫、一人の心理學者、及び二人の精神病學生をやつてゐる社會勞働者から成立つてゐる。最も巧妙なる諸々のテストが精神的水準の設定に役立つのである。

第二は國立行政官養成所である。それはランス・スペルマン・ロツクフエラー記念寄附金よりの供給によつて開設されしものである。その所長はカルヴイン・デリツク氏であつたが、彼はその後ジエーチスブルグ（紐育州）にある敎化敷設の校長となつた。斯る種類の官吏養成所はこれ以外には合衆國内に一つも存在しない。それがために、メリイランド感化監獄の典獄はドツブス・フエリイに出かけて行つたのだ。それが開設されたのは一九二五年九月一日である。デリツク氏の後繼者を見出す事の困難は、その後繼者が敎授上の才能の他に、斯る敷設の實際上の經驗を持つてゐなければならないといふ事の内に存する。

此の學校のプランを最も良く報告してゐるものは一九二六——二七年の敎程告示である。

ドツブスに於ける自治制に關して留意さるべきは、各舍の在醫者達が「院生の行政主体」たる村會の役員を一人づつ選擧するといふ事である。此の村會の役員達は更に大統領、副大統領、局長、檢事總長、警察署長等々を

選擧する。

懲戒裁判は各土曜日に開會する。全ての事件は村長（マギストレート）によつて審査せられる。若し被告が無罪を自ら申告する如き場合には、審査は陪審裁判所によつて行はれる。典獄への控訴は常に許可されてはゐるが、一九二六年の報告が示してゐるやうに、斯うした事は全く起らない。

此の學校の精神を物語るものは典獄の次の如き言葉である、曰く「それは彼等に取つて幸福な時代である」と。而して實に、さもあるべきである。

×

エルマイラ、一九二七年九月三日

一昨日、即ち九月一日に、私は紐育刑務所協會の書記長と共に、車軸を流すやうな豪雨のシンシンに居た。私の靴下はびしよ濡れになり、監獄で私が一足買はねばならなかつた（二十五仙で）程である。

若し今アメリカを以て兩極端の國土と呼ぶならば、シンシンこそ此の兩極端を示す典型的な敷設である。

此の古臭い、だが今も尙依然使用されてゐる獨房翼より、より以上陰慘なものを私は未だ曾て地上で見た事がない。實際廊下に添ふた、實に狹小な隙間を見る人は、これが人々の住んでゐる獨房の唯一の風通たるべき窓であらうとは、思ひも及ばないであらう。是等の獨房が開かれる時、吾々は一つの狹苦しい洞穴——薄暗く、暗憺たる。風通しのない——を見るのみである。

吾々が——前觸れなしに——地下獨房翼（パルテレフリューゲル）に近づいて行つた時に、吾々は狂ほしい歌聲を耳にした。人々が此の洞穴のなかで精神錯亂して來るのは正しく當然だ。

「エムパイヤ・ステート」と呼ばれる紐育州が今尙最も陰慘な中世紀人にも適しい斯うした獨房を利用してゐるといふ事は一つの恥辱である。

これは政治的理由に基づいたものなのだ。即、一方の政黨が可決したこれの新築は、他の卽ち前者に取つて代はれる政黨によつて、殆ど全く、否或は極めて除々と進捗せしめられてゐるに過ぎないのだ。だがそれでも現在では、附屬病院附きの二つの新しい獨房舍がある。併、獨房舍は出來上つてはゐるが、病院はまだ出來上つてはゐない。但一九二七年一月一日以來臨時室の內に病院が設けられてはある。而かもそれは職員不足のため極めて小人數の者をしか診察し得ないのだ。だから病院は「宣誓少年（パロールボイス）」を選拔してゐる。何れその內に、此處で紐育州の全囚人が診察せられる事になつてゐる。此の病院を管理してゐる一精神病醫師は思慮深げな印象を與へる人であつた。

大男で而して野卑な愛蘭土人である此處の看守長は見るから物凄い。此の樣な男に全ての運命が懸つてゐるといふ事は同情すべきことだ。

玆には典獄も典獄代理（フエルトレター）も居ない。物解りの良い書記長が吾々を案內して呉れた。

「死の家」卽ち死刑を宣告されたるものの區には十四人許り居た。一寸風變りな男である此區の區長は私の質問に對して次の樣に說明した、「死刑執行前の興奮は全くお話しにならない程です、どんな連中、最も頑強な奴ですら「死刑準備」の時には全くペシヤンコになつて終つて、何時も奴等の額には汗が滲み出ますからね」と。死刑を受けに行く途中では彼等の內のある者は全然靜肅にしてゐるが、吾々の見たある一人なぞは椅子（死刑臺）の上で尙莨を燻らしてゐた。

新築の獨房は風通しもよく、ハドソン河の奇麗な見晴しを持つてゐる。分離して置くために、各級は周屛（ウオールス）で仕切られてゐる。それがため自然下の方は薄暗くなつてゐる。

各獨房には便所と流水がある。全ての獨房は外側獨房である。內側獨房の制度はこれより先き徹底的に廢止せられたのだ。

昨九月二日、即ちセダン記念日に私は夜間裁判會議に出席した。此處で最後の判決を受けれるのは男子だけであるが、といふのも此の會議に女子には不適當である犯罪研究生が連れられて來るからである。而して實際その女子といふのは樣々な娘達であつたからだ。ところで、その夜の聽衆は百人以上で、彼等の內のある者は極度に不安な顏付きをしてゐた。

此の市裁判所（レヂイマギストレート・コート）の議長は「裁判官」ワイル氏であつた。彼は猶太人で、彼が此の職——卽ち優に四百弗を彼に與へて呉れる處の——に就く前は一政治家であつたのだ。全て是等の事柄を私に話して呉れたのは、私の案內者であり、刑務協會の會員たるボーン氏であつた。此の人に裁判官宛ての一本の手紙をキヤツス氏が委託して呉れたがために、私は裁判官の橫に坐る樣になつたのだ。ボーン氏は私の背後に席を占め、私に說明や又適切な批評的註解を與へて呉れた。其處で、裁判官の管轄區域からやつて來た處の幾人かの少年達が自由に發言せしめられた。言ひ代へれば、その裁判官のお氣に入りのも

のなのだ。

宣誓は可笑しい程不面目であつた。

多額の保釋金——五百弗にまでも上る——が裁定せられた。

「判決中止」はその普通の結果であるが、その際、次の時に同一人物なる事が確められ得るやうに指紋を取るのが普通である。

「今度こそ斷じて」有罪の宣告を受けやしないぞと最も獰猛な泥醉漢ですら言つてゐる。

夜間裁判の善き目的とは、書間裁判が既にして判決を下し、且つ彼等が既に服役してゐる處の禁錮を輕減してやるといふ事である。而して實際、夜間裁判の下に多くの者は禁錮を必要としなくなるのだ。

加之、それは又裁判官、個々の訴訟の準備、そのテンポよりするも——正しく混合裁判所である。

休憩の時に裁判官控室に二十人許りの青年達が現れるが、彼等は舍の友達であり、舍長の許に於いて辯議士として仕事をする處の子供達の友人である。

餘り依怙最員が露骨な役割を演ずるので、私は時間前に退出した。

私は錄すつぼお世辭を言ふ事も出來なかつた、何故なら私はボーン氏の下手なアメリカ式獨逸語で繰られる皮肉に抱腹絶倒して終つたからだ。

×

エルマイラ、一九二七年九月四日

三日の晩に私は此處へ來た。私は先づ第一に——日曜日とその後に來る月曜勞働日、即ち祭日が迫つてゐたが故に——電話で、私が日曜日の禮拜に出席しても差支へないか如何かを、エルマイラ感化監獄典獄に聞き合はせた。彼は——クリーグスマン流に言へば——私の此の到來及び意向に對し「私が期待する事を得た——若しさうした事が許されたとしても——程には、喜んでゐない」樣であつた。其處で私が六時に起床して、一弗自働車で出かけ正八時に着いた時には、典獄は未だ眠つてゐた。私は甘酸つぱい顏をした連中と一緒に新敎徒牧師の禮拜に案內された。だが典獄、クリスチヤン氏がキヤツス氏からの紹介狀を讀んだ後は、特にハミルトン敎授やモンムゼン氏等が私の此の前のエルマイラ訪問に就いての詳細を敍べた——實際ハミルトン敎授、此の偉い男は當時の吾々の話題に就いて尙よく記憶してゐたのだが——後は、その光景は一變した。

禮拜の時こそ、吾々は此の監獄及び在監者達の精神を容易に觀察する事が出來るのだ。が此處では、監獄に對する反感などは寸毫の跡方もない。唯一人の特別威嚇的な除外例を除けば、皆親しげな注意深い表情をしてゐた。牧師の話は極めて簡單であつた、彼は多く讚美歌を歌はせる樣にしてゐた。その間に牧師はフランクフルトが美しい町であるだらうなぞと言つた。彼が此處に住んでから最うかれこれ三十年になるのだ。

それが濟んでから、非常に滑稽な活動寫眞「消防隊吾が子を救ふ」といふのが寫された。今度も亦他愛のない有頂天とウキツトに對する子供つぽい歡喜があつた。撮影中再作法な喚き聲なぞは一つとこで聞えなかつた。撮影中再び出席した囚人達の番號點呼が行はれた。その數は二日續きの祭日のために、非常に多かつた。少くとも私が一寸見ただけでも百五十人はゐた。その母親達と共にその父親達を訪ねて來た夫の凡ゆる年齡の兒童達もその間に混つてゐた。

約千二百人を數へる（正確には千百九十五人であつたが）十六歲から卅歲までの若い人々が賑やかな集合室を充してゐた。

監獄の設備は良く行き屆いてゐる。清潔で明るくて親切だ。感化監獄典獄がこれを設備よく、如何なる場合にもキチンと程良く保つて來たのだ。

一九〇五年に較べて新しいものは、

一、精神病區

二、實驗所である。更に最つと詳しく此の兩者を私は視察することにしよう。

心神耗弱者はナパノツクの保護敷設に入るのたが、其處は目下——六百五十人の人で——一杯になつて居る。一九〇五年頃の軍隊式の嚴格さは——クリスチヤン氏の言ふ所に據れば——今では意識的に緩和されてゐる。

彼は又囚人の製造品が賣却さるべきでないといふ事を認めてゐる。勞働は全然「敎化的」であるべきだ。

これが州立監獄と異る點である。後者は「禁錮のためのものであり且つ商業化されてゐるが」エルマイラの感化監獄は徹頭徹尾「改造的であり敎化的」である。

在監者の內滿足な兩親を持つて居るものは稀であり、正常なるものも稀であつて、「此監獄を充してゐるものは薄馬鹿である」とクリスチヤン氏は言つてゐる。

クリスチヤン氏は軍隊的「訓練」の敎化的價値はこれを信じてゐるが、自治制に就いては彼は信用を置いてはゐない。

懲罰のためには、誰もが現在持つてゐると全然同一の獨房に入れる事だけで充分である。「此の懲罰は唯社會學的（ソシオロヂカル）意味のものに過ぎないのだ」。蓋、日課を取り上げられることは充分不愉快なことであるからだ。五十六の懲罰房は大部分からであつた。

この事は訂正されねばならないと思ふ。規律違犯の取調期間中だけ此の様な獨房に入れられるのであるが、規律違犯に對する刑罰は決して禁錮といふ事の内にも、又單獨監禁といふ事の内にも存せずして、要するに、長きにもせよ、短きにもせよ、刑期の損失といふ事の内に存するのだ。即ち囚人達は第三級に引き戻され、其處で三ケ月を過し、彼の全刑期を初めから新たに終るやうにしなければならない。その囚人が最つと餘計に刑期を損失するやうにしても良いだらう。

冷水浴は如何なる懲罰でもない。その反對のリーブマンの主張は不當である。冷水浴も溫水浴も共に、都合によつては、精神病醫により適當な場合の精神安靜等々のために適用せられるものであるからだ。

一体禁錮刑（ワッサー・ウント・ブロート）に處する事は、エルマイラに於いては如何なる事情の下に於いても懲罰ではないのだ。

×

エルマイラ、一九二七年九月五日

教師として囚人を取扱ふ事に就いては、クリスチヤン氏は何等の考慮をも拂つてはゐない。彼の考慮する所は唯任官された學校々長の指圖に從つて授業を施すといふ事だけだ。而して此の校長は試驗問題を出る當に試驗するといふに過ぎない。それだからこそ彼の權威といふものが必要なのだ。

一週の五日間だけ、十五分づつ授業がある。各級は數字によつて區別されてゐる。即ち「一」の字が襟に縫ひつけられてゐる時には、第一級を意味してゐる如くである。

新收容者は全て「水運搬掛りの試驗（ワッサーマンテスト）」等々を課せられる。

合衆國の犯罪統計は未だ存在しないが、何れ出來る事になつてゐる。然るにワシントンには合衆國指紋事務局がある。

今日迄エルマイラに來た囚人は四萬人である。人々はその五〇——六〇パーセントを改善囚として算へて居るが、これは證明するに困難だ！

既に重罪（フェロニイ）のために是より先き入獄したる者は、法律上は、感化監獄に送られないことになつてゐる。だが裁判官は常に必ずしも此の法律には據つてゐない（人民は州立監獄に於いても、これと同樣であるべきだといふリーブマンの主張は此點だけでは正當である）。でその結果、斯やうな連中も亦感化監獄に來て、これを煩はしてゐるのだ。

クリスチヤン氏は「コツテーヂ・システム」が若い人人（十六歳迄の）の間に於いては適當であると考へてゐる。がより年長者には適當ではない。而かもこれこそ感化學校の「コツテーヂ・システムが有つ失敗」であり、大半の感化學校には既にそれは存在してゐるのだ。

一般に感化學校の在院生は「此の失敗の精選された一群」に他ならぬ。

第三級以上の刑群（ストラークグルツプ）は存在しない。

精神病氣味の在監生はダンネモーアに赴き、精神病氣味の犯罪者を裁判官はマツタラナに委託する。監獄チームと街のチームとの野球試合が——監獄チームの方がずつと上手なのだが——今日勞働日に行はれた。

監獄の最も素晴しい興味、見物席に於ける聲高な喜ばしき饒舌、がそれでも尙「馬鹿（フーリツヒ）な」擧動をした囚人が最初二人、次で三人連れ去られた。

競技場の針金垣の彼方には、萬一の逃走計畫に備へるがために二人の看守が銃を持つて腰かけてゐた。

×

エルマイラ、一九二七年九月六日

看守は全て棍棒（短銃ではなく）を携へてゐる。用意してゐるに如くはない」のだ。

今日、エルマイラでは、再び午前九時半から午後四時半までぶつ續けに典獄と囚人との會見（インターヴイー）が始つた。但し其等の囚人は全て用書を通じて典獄と話す事を許可されるべく願ひ出た者に限るのである。

それは典獄と囚人との接觸といふ點よりして特に個別處遇といふ點よりして、極めて重大なるものである。

毎日、一時間乃至二時間に亙つて此の面會は行はれる。又二日おきに感化監獄副典獄によつて行はれる。典獄は副典獄の事を、彼が典獄自身よりはより善く囚人達を識つてゐると言つてゐる。副典獄は終日監獄内を歩きまはり、大慨の囚人をその名前で呼んで居る。他の監獄では、囚人達は唯その典獄を遠方から見るのみである。

全ての者の運命が友情を以て、靜かに立入つて談議せられる。談笑が交される事も稀ではない。此處にこそ最大の個別處遇の機會が存するのだ。

吾が國に於いては、典獄達は統計、報告、文書等の仕事で手一杯であり、その結果――彼等自身が慨いてゐるやうに――ろく〳〵囚人達を見廻る事も出來ないのに、如何して是等の典獄達のみが斯くも多くの時間を有つのであるか？　私は此の疑問の解決の一部分が、小さな仕事、特に書籍の管理の如き事が囚人達によつて行はれてゐるといふ事の内に、あると思ふ。この事は同時に彼等に對する敬意であり督勵である。

面會の際には刑務所記錄が典獄の前に置かれてゐる。それがため彼は直ちに人々の狀況に就いて知る事が出來又直ちに彼の判決（エンドルスメイドゥング）を書き込み得るのである。

典獄に取つては、此の際尋問書（ナッハフラーグ）或は記錄部の一覽表以外の報導は存在しない。

典獄に對する在監者の偏見なぞは寸毫もない！　そんな事は滅多にありませんよ、と典獄は誇らしげに私に語つた。

學校は殘念乍ら休暇中であつた。立派な印刷用紙（デュルックホーグン）を備へた二十二の學級がある。私はそれを一枚貰ひ受けて來た。一週五日間に十五分だけ――これは無論多いとは言はれない。乍併印刷用紙の最後迄の仕上げが協力の下に行はれるのだ。斯くて此處にも多くの學級を通じての個別處遇がある。

彼の職業――否、課程を既に終つた者は、その監獄のために、或は又その他の監獄のために勞働する。――これに對しては各囚人は最初の日から四六仙、乃至、第一級にありては五五仙を受け取るが、第三級に於いては何も受取らない。

商品の公開市場に於ける賣却は法律上禁止されてゐる。これは勞働組合が骨折つたところである。

監獄内で習ひ覺えた仕事に、釋放後も從事してゐる囚人は僅かに彼等の内の二十五パーセントに過ぎない。

×

グエルフ（オンタリソオ州）、
一九二七年九月十日

エルマイラに於ける最後の日（九月七日）の午前は全部附屬病院（院長はハーデイング博士）のために費された。博士は常に囚人を一人づつ彼の室に連れて來させて是を診査した。諸々のメンタルテストは心理學分室内で行はれ、その試問に對する答案は種々なる屆け先き（親類、學校、牧師等々」に提出される。又收容後約四週間以内に、囚人の素行に關し、職業や學校が既に報告を齎し

て來るのだ。

第一級は精神異狀者である。

第二級は癲癇病患者である。

第三級は滿足な而して普通以上に知能のあるネグロ人である。（「私は私のなした事柄に對して償ふべきであると思ふ」といひ得る如き。）

此の面會は相當長く且つ愼重に行はれる。それが終ると一人の囚人役員が呼び込まれ、そこで囚人達は退去する。其處で今度は醫師（精神病醫）が結果を報告する。斯くて再び十分詳しく、且つ完全に個人的に取扱はれるのであるが、これこそエルマイラの個別處遇は缺陷があるといふリーブマンの主張に對し反駁をなすものである。

醫者は私に二三の症例（ファイル）を寫し取らせて呉れた。彼の報告の實例はその記錄に賴つたものであるが、それは監獄の主要文書中に於ける囚人達の記錄となるものである。尙その上彼は彼の報告から短い拔萃を報告するのであるが、是等の拔萃こそ個別處遇のための監獄内に於ける各部門の手引きとなるものなのだ！

定期の再診査は行はれない。乍併（入獄してから）六ケ月後に、各區の區長と共に、典獄により各囚人に關する討議が行はれ且つ決議がせられるのである。蓋、進級問題のためである。再診査が行はるるのは當然特別の動機に基づいてである。

各囚人は月に一回だけ典獄（或は典獄代理）と面會する事を許される。而かも典獄は是等の面會者のために毎朝出勤するのではあるが。

各級は獨房舍内では分離されてはゐない。唯第三級だけが夫のための監視附舍内に居る。特別感化級も亦分離されてゐる。心神耗弱者（ワハウトハウゼ）も別に移されてゐる。

要之、エルマイラ年鑑の一つは、州立監獄と感化監獄との相違を、前者にありては集團的、後者にありては個別的處遇が行はれてゐるといふ事の内に見出してゐる。

エルマイラは果してその千二百の在監者を個別的に處遇し得るであらうか？　それともこの事は既にその存在理由を失つて終つたのであらうか？　リーブマンは後者を否定する。だが、私の言ふところ、即ち人は愼重に編成され、且つその故に當然單純ではない敎化組織を一日位では知り得るものでない、といふ事が、間違ひでないならば、彼も亦不當である。典獄の云ふ所に由れば、此のハンプルグの紳士達は午前十時にやつて來て、三時過ぎには最う引き上げて行つた相だ。私は既に再び完全に

四日間を使ひ果したのだ。個別處遇とは次の如き事柄だ。

一、收容の際、人格を正確に認定する事、即メンタル・テスト。差當り學校と職場に指定すること。

二、質問紙の發送。

三、約一ケ月後に精神病醫に見せる事。（全ての生物學的、社會學的、特に精神病醫學的事情を記錄に取り、各部門に配布する事）

四、加之、囚人の個別處遇に就いて感化監獄典獄が指令すること。

五、最後に六ケ月經つてから、宣誓のための成績良好の月の最小數を定め且つ昇給せしむるために囚人達を再審査する事。

これこそ改善を目指す個別處遇ではなからうか？

更に此の監獄は二十二の學級を持つてゐる。これも亦個別處遇ではなからうか？

二人の人が物を全く同一に見るやうな事は決してない。夫故誰かが以上の事の內に重大且つ正當なるものを見出したとしても、これに就いて反駁する事は困難である。リーブ・マンが主張する如き缺陷を實際に就いてエルマイラが持つてゐたとしても、それは直ちに此の制度に對する反對を物語るものであらうか、それとも亦それは却つてエルマイラの特質に對し反對を物語らないものではあるまいか？ 吾々は若い人々のための數設を必要とする。これが實施を年長者のためのそれと劃一ならしめる事は不可能である。吾々は青年のための諸々の數設を計畫しなければならない。而して吾々は如何なる場合にもエルマイラの五十年より諸經驗を學び得るのだ。リーブマンは內面からの改善を目的としてゐる。實に結構だ。だがそれは再び道德的改善であり、吾々が正に初めて公民的改善によつて取り代へた許りのものなのだ。

エルマイラの缺陷は全ての自治制を欠いてゐるといふ事である。典獄はこの事を考慮してはゐない。而かも彼は正しく一個の「重砲」であり、容易に新しきものを採用しやうとは決心しないのだ。加之、アメリカに於いては、自治制は未だ全然何處に於いても異論がない譯ではない。然らば誰か獨乙の數設を以て「惡しき監獄」と呼ばんと欲したのであるか？

×

シカゴ、一九二七年九月十一日

午後八時には、私はエリイ州々立既決監獄（アルデン

近くの）內に居た。

收容人員は約七百八十人だ。彼等の刑期は五日から二十六ケ月までだ。老人、青年。男も女も居るが、二十一歲未滿のものは絕無だ。

私の案內者は職員の一人で、生え抜きのバイエルン人である。

仕事は八時から十二時半迄と十二時四十五分から五時半迄行はれる。多くの者は、中小舍の勞働者としてにもせよ、或は又その他種々勞働部門に於いてにもせよ、農業に從事してゐる。獨房は內向きで非常に廣く且つ明るい。獨房列の間に通風、修繕等々のための廊下がある。

長期（一ケ年以上、約五百人）は特別の獨房舍に容れられてゐる。

三十二人の青年囚（十六歲から廿一歲迄の）のためにも亦一つの特別獨房舍が作られてゐる。彼等は彼等の獨房前にある格子の後に居て、互ひに喋り合ふ。長期の青年囚も短期のそれも一緒くただ。彼等は每日數時間勞働し、晚飯の後に球投けをさせられる。

建築に關する點ではそれは優秀なものであるかも知れないが、その處遇は敎化的たるべく余りに遠いものである。獨房舍を接合するために周屛は存在するが、獨房舍背後の外側には存在しない。

脫走者に對しては一年の刑がある。斯る重刑が存在する以上、脫走するものは稀有である。談話する事は勞働中にも、獨房舍に於いても許されてはゐない。

訪問者と囚人との間には二重の細い格子が嵌められてゐる。

此の監獄は、昔の監獄に較ぶれば、建築的には親しみのある印象を與へるけれども、臨機應變に指揮される樣な事は殆どない。

女區に對しては感化監獄典獄の夫人が指導してゐる。娘達は、若きと年長たるとを問はず、何等の慰安もなく雜居せしめられてゐる。ある者は仕事を有つてゐるが他のものは何にもしない。「この連中は余り神經過敏で仕事が出來ないんですよ」と私の案內者は言つた。

×

ナイヤガラ、九月八日より九日まで

一九二七年九月十日にオンタリオ州々立ゲエルフ既決監獄の感化監獄典獄は自動車で私をホテル迄迎へに來た。彼は氣持ちの良い、だが幾分一徹氣味の男だ、以前農業化學を研究してゐた人である。

彼は自動車で千エーカーもある廣々した農園つきの此の監獄を案内して呉れた。

收容人員は十六歳から七十歳迄の、而して三ケ月から四ケ年迄の囚人、五百人である。

其處には優秀な近代的機械、例へば製氷器、織機、紡績用椅子、加奈太産果實のための電氣煮沸器等とを持つた素晴しい職場がある。十六年前にこれは開設されたものであり、從つて日尚淺い。それは二ケ年迄の定期刑の人々のために、又四ケ年迄の不定期刑のもののために設けられたものである。

不定期判決を設けてゐるのは獨りオンタリオ州だけでその他加奈太諸州は設けてはゐない。是等の他のものは囚人達が宣誓事務局（パローボード）によつて容易に出獄して行くのを怖れてゐるのだ。

自治制は存せず、——囚人から採用される役人——即、囚人役員も亦絶無だ。

宣誓事務局はそれ自身の職員を持つて居り、彼に事務局が俸給を支拂ふか、政府をして支拂はせるかしてゐる從つて職員は自分自身で個々の囚人に關し事務局へ報告するのである。事務局の人々が自身で調査するやうな事はない、彼等は全て名譽職である。

最近數年間學校授業は一切なかつた。適當な教師がないためである。

何故此の敷設が感化監獄と呼ばれてゐるかは依然不明である。

最近數ケ年內に脫獄を企てた者は二十五人居るが、內成功したものは二人だけだ。これに對する刑罰は二ケ年の既決監獄である。それを終つた後、彼等は再感化監獄に戻つて此處でその全刑期を終へるのだ。

老若協働である。典獄はこの事を當前だと考へてゐる。何故なら、（彼に從へば）「若者は色々年長者から學ぶ事が出來る」からだ。

死刑、即、絞刑はコンテイ郡監獄內で執行される。絞刑吏の不注意から失敗せるものは二十五件に上つてゐる。

何處も花盛だ、大きな野球場がある。

獨房は全て便所つきだ。悲慘な桶（便器）の制度があるのは唯、我が國だけの樣だ。

外側獨房は廣く且つ明るい。最良のものと最惡のものとは別々の獨居房にゐるが、普通並のものは一緒に大雜居房內に居る。

昇降機、乘用自動車三臺、荷物用二臺、鐵道線路二通

が監獄內にある。

犯罪狂のための區がある。彼等の內のより兇暴なる者は獨房に入る。「最も兇暴な奴は全部加奈太行きだ。」それ以外の者は雜居。

要之、此の監獄は我が國のものよりは少しもより善くはない。機械は無論非常に完備してゐる。乍併、敎化的影響に就いては何等見るべきものはない。老弱、實際十六歳から七十歳以上の凡ゆる年齡別の雜居だ。大雜居房だ！囚人達の無感覺な顏。エルマイラとは雲泥の差だ。

玆には唯制裁がある許りだ！

規律違犯に對しては、革紐（ストラップ）、即ち廣い革帶を以てする苔刑がある。

これと同樣の二三の犯罪に對しては、鞭、即ち細げ繩から出來てゐる毆打用の索がある。同樣に强姦罪に對しては禁錮刑の他に、最も嚴しい毆打形式たる臀部への革帶、兩肩の間の背すぢへの鞭がある。

鞭打するために關節、膝頭、背中、腕を縛りつけておく鐵製の臺がある。その他脫走者に對しては鐵鎖と重い砲丸がある。だが「若い連中は斯うしたものをせゝら笑つてゐる」相だ。

全て是等の事が感化監獄に如何に適しくないものであるかを、感化監獄典獄は更に考へてはゐないのだ。それは一個の惡い縣立監獄でこそあれ、如何なる感化監獄でもない！

×

サンフランシスコ、

一九二七年九月十七日

サン・クワンテイン既決監獄の典獄——九月一日からスミス・ジエ・ビ・ホラカン氏に代れる——は自動車で私を他の側（陸つゞきの）から此の監獄へ案內して呉れた。それは港と靜かな大洋に沿ふた驚く可き途であつた。

收容人員三千八百人。老若共、女區もある。獨房舍は舊いのが四つ、新しいのが二つ、全て內側獨房だ。新築獨房舍の一つは九百人の青年（廿一歳迄の）に宛てられてゐる。乍併、夜間だけは彼等は全て二人づゝ、別獨房に容れられる。日中は彼等は年長囚人と共に働く。最一つの新築獨房舍は千六百人程居ると思ふ。

舊獨房舍の獨房は——私の見た限りに於いては——表にぴつたりと閉ざされた鐵扉を持つてゐる。郵便ポストの差入口程の廣さのある、だが手の幅程は決してない際

矯正図書館

間が獨房のなかへ自然の光を許してゐた。

私は既に幾つかの監獄及び在監者を訪問して來た。だがこれ程獰猛な無頼漢、これ程の命知らず、これ程の厚かましい顔はどこでも見た事がなかつた。何時も戰鬪（ファイト）（「鬪爭」、喧嘩）をするのはメキシコ人だ。如何に人々が野蠻に近く、如何に此處では感化の屆が薄いかを、人人は氣付くであらう。

一昨日、遊戲中に起つた二人の彼等の鬪爭は圍屏上に居る看守の注告にも拘らず、止められなかつた。其處で彈丸がその一人を打ち倒し、彼の脚を傷つけた。相手の男はその他の者の群集中に飛び込んで見分けがつかなくなつた。これこそ監獄に對する排他的な反感である！

八人の者が金曜日の十時に絞刑に處せられた。二人づつ十三段目でやられた。酷い死に方ですよと私の案內者は言つた。彼等は十五分經つて初めてこと切れるのだ。物凄い監獄だ。有給なのは道路工事のみである。

（第一部終り）

保護事業の活躍

全國司法保護事業家を網羅してなれる刑餘者復格促成會では、先年來より、選擧法改正による制限緩和の運動につくして來たが、今議會の休會もあけたので更に猛運動をおこすことゝなり、代表者は司法內務兩大臣を訪問してその趣旨を傳ふると共に、各代議士に諒解を求めるべく、奔走してゐるが、一方、輔成會を中心に、保護團體への補助金の增額、國立保護院設定の件等のために叫びをあげて氣勢を示してゐる。

不良兒惡囚の調査【七】

吉益脩夫

(32) K・S・

明治十七年八月十六日生
生地　栃木縣の町
職業　無
罪名　殺人未遂
刑期　七年
入所　十回

一、家系の狀態

父は短氣で怒れば器物を投げ附ける癖があつた。妾を置いて居た。酒癖なく、本人の四十二歳のとき糖尿病で死亡した。母は性質溫順、本人の三十七歳のとき腦溢血で死亡した。同胞七人中本人は第三子に當り兄は精神病に罹つて死亡した。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村。
〔家　庭〕
牛馬商を營み財產があつた。父は妾を有し家庭に居ること少く、不和であつた。
〔養　育〕
母に育てられ、甘きに過ぎた。
〔學校陶冶〕
尋常小學四年中途退學、成績普通。
〔道德的狀態〕
十七歳より屢々自家の金を盜み出して女遊びをした。
〔思春期〕
最初の性交十七歳。
〔身體的精神的疾患〕
身體强健で二十二歳のとき大腸加答兒に罹つたことがあるのみ。

三、成年期

〔職　業〕
親に馬を貰ひ二十一歳まで馬車屋を營み、それより入營し、二年後宇都宮で飮食店を開いたが、賭博ばかりして居て、失敗して店を閉ぢ、其後は時々親の所で手傳した位のことで職業はなかつた。
〔兵　役〕
二年間の在營中犯則なし。
〔結　婚〕
十七歳農家の娘と結婚し、約十六年同棲したが、其後茶屋女を身受して妻を離緣した。三年間同棲したが病氣ばかりして居るので分れた。更に宇都宮で茶屋女と一緒になり、四年間同棲しそれより親の所へ移轉し二年間同棲したが、或日其女は金を盜んで家出し行方を

晩ました。

〔性生活〕
盛に女遊びをしたが、酒の方が一層好きであると。

〔嗜　好〕
飲酒毎日五合、時々二升に及ぶ。喫煙一日二包。常習的に賭博をなす。

〔經　濟〕
貯金なく收入なし。

〔宗教生活〕
無信仰。

〔社　交〕
交際多く、乾分が四十人ある。

〔法律生活〕
初犯　詐欺　十七歳、　二、毆打創傷　三、竊盜　四、竊盜　五、竊盜　六、竊盜　七、賭博　八、賭博　九、詐欺横領　十、終犯　家出した妻の居所を發見し男女を殺害せんとして傷害し（女は後死亡）たものである。
終犯の判決に對する態度　不服なし。

〔自由刑の體驗〕
以前から屢々喧嘩をする癖があつた。平生は丁寧で從順であるが一旦興奮すると自己を制することが出來ない今回は犯罪事件で激しく興奮して居たので、入所當時は前刑務所に於て看守に向ひ暴言を吐いたり亂暴をした。現在擔當の話によれば、本受刑者は極めて短氣で瑣細のことに興奮し、その間は顏色が變ると云ふことである。

〔生活史中の形成的體驗〕
特になし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型（典型的）

頭頭示數	圍	57.0
	縱徑	20.5
	橫徑	15.0
身體	長	165.3
	重	57.7
肩	幅	36.5
胸	圍	86.0
腹	圍	76.8
腰	圍	86.2
前膊	圍	23.9
手	圍	19.5
腓腸	圍	32.2
下肢	長	91.2

〔外部的異常〕
なし。

〔機能障害〕
時々雨の降るときなどに頭重感、頭痛、眩暈起り、氣が沈み、人と口をきくことも嫌になる、皮膚紋劃症陽性、膝蓋腱反射略等常、現在他の症狀を見ない。

附記
今回の犯行後二ヶ年間位は殆んど毎日幻視が起り、仕事をして居てふと脇を見ると被害者（主に男）の外套を着た痩せた姿が（實は肥つて居る男）見え、凝視すると消えた。かゝるときは後で頭が痛くて堪らない。尙三ヶ月に一回位幻聽起り、被害者（女）が勸辨して呉れと云ふ聲が聞えた。（之は夜うつうつして居るときであると云つて居る。Kypnagogischer Zustand ?）此の頃は自分でも氣が狂つて居やしないかと考へた。現在

は幻覺の起ることは全然ない。

〔智　能〕
下。

【智能檢査】

Ⅰ分析	11	〔12.1〕
Ⅱ批判	7	〔11.7〕
Ⅱ理解	6	〔12.6〕
Ⅲ綜合	4	〔 6.8〕
Ⅴ辨別	7	〔10.4〕
總點	35	〔55.3〕

（ス示ヲ點準標ハ内弧括）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　強し
氣質　爆發性に憤怒し直ぐ手を出す、怒ると頭がガン〳〵して眩暈を催し顏が青くなる
生格　自我感情强く、勝氣
診斷——病的興奮者

(33)
S・F・
明治三十六年一月六日生
生地　山梨縣の村
職業　無
罪名　竊盜
刑期　五年
入所　三回

一、家系の狀態

父は健康、飲酒晩酌約二合、品行不良妾あり、母は健在、同胞三人あつて本人は長男である。家系に異常者を認めない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村。

〔家　庭〕
建築請負業をなし、資産あり、生活普通。

〔養　育〕
兩親に育てられ、甘やかされた。

〔學校陶冶〕
工業學校を中途退學し、次いで正則英語學校に入り又中途退學し、早大文科に入學したけれども十ケ月目にストライキで放校處方を受けた。

〔道德的狀態〕
十二歳頃から母の金を盜んで買食ひをした。

〔思春期〕
最初の性交十六歳。

〔身體的精神的疾患〕
二十歳頃になつて長く物事を考へると後頭部に頭痛を催し、茫乎とする樣になつた。

三、成年期

〔職　業〕
ミシン外交一ケ年、銀行事務員六ケ月、會社事務員を

三ヶ月勤め、其後は無職である。

〔兵　役〕
關係なし。

〔結　婚〕
二十三歳のとき叔父の所に同居して居た女と一緒になつたが、一年半程經て刑務所に入つた。（今回）

〔性生活〕
性慾强く、屢々女遊びをして居たが妻を迎へてからも月に二三回遊ぶと云ふ。

〔嗜　好〕
飲酒毎日獨酌五合、對酌の時は一升、喫煙一日二包。

〔經　濟〕
貯金なく、結婚後一時百二十圓の收入があつたが大部分女遊びに費消した。

〔宗教生活〕
獨りで居るとき信仰心が起つて來るときがあるが、惡いことをして居るときは忘れて居る。

〔社　交〕
交際好きで、賑かな所を好む。

〔法律生活〕
初犯　詐欺　十九歳　その動機、享樂
その後の犯行　竊盜
終犯の判決に對する態度　不服

〔自由刑の體驗〕
初犯のときから現刑に至るまで毎回興奮して同囚と喧嘩したり、擔當に抗辯亂暴し屢々懲罰を受けた、今回も密告した同囚に對し鑿で後頭部を突き重傷を負はせたり、鋏を以て傷けたり、竹棒で突いたりして七回重屏禁を受けた。癈に障ると押へられないと云ふ。現在宗教の問題を考へて居る。
尙本人は鷄姦常習者と見做されて居る。

〔生活史中の形成的體驗〕
なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型（括弧内は入所當時の體重）

身長		153.8
體重		55.0 (62,2)
胸圍	緊張	86.7
胸圍	弛緩	72.5
胸圍	呼氣	82.5
胸圍	吸氣	25.2
腹圍	臍	21.5
腸骨棘間徑		33.6
肩峰間徑		86.0
胸廓横徑		34.7
胸廓前後徑		56.6
頭長		10.8
頭幅		15.5

〔外部的異常〕
耳輪下部中途で消失。

〔機能障害〕
常に頭痛あり、興奮すれば顏色蒼白となる。眼瞼舌尖に震顫を認め、皮膚紋劃症著明、

〔人格構造の分析〕
衝動生活　强し
氣　質　怒り易く、感じ易し。興奮すれば如何としても抑制すること出來ず、兇器を以て傷けることが多い。平素陽氣。
性　格　自我感情强く、凝り性。享樂的。
診斷——病的興奮者。

〔智　能〕
中。

〔智能檢査〕

Ⅰ分析	…1〔12.1〕
Ⅱ批判	…14〔11.7〕
Ⅲ理解	…16〔12.6〕
Ⅲ綜合	…8〔 8.6〕
Ⅴ辨別	…15〔10.4〕
總　點	…54〔45.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

(34) F・Y・

明治二十八年五月一日生
生地　和歌山縣の村
職業　無
罪名　放火
刑期　十三年、減刑九年九月
入所　五回

一、家系の狀態

父は本人の四歳頃外國に出て其儘歸らない。母は健在同胞三人中第二子に當る。兄は傷害罪で屢々刑務所に入つた。父方從兄も賭博罪で刑務所に入つたことがある。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村。

〔家　庭〕
農家であつて生計困難、父が家出して六七年後繼父が來た。

〔養　育〕
母に育てられ甘やかされて增長したが、繼父の來てからは反對に虐待されたり打れたりした。

〔學校陶冶〕
不就學。

〔道德的狀態〕
亂暴で子供仲間を苛めたり、喧嘩したりした。

〔思春期〕
最初の情交十五歳。

〔身體的精神的疾患〕
七八歳頃まで遺尿症狀あり、時々裏急ける癖がある。少時喘息を病み、十八歳痲疾に罹り、二十三歳赤痢を患つた。其他喧嘩して後頭部に外傷を受け、二週間人事不省となつたことがある。

三、成年期

〔職　業〕
石屋——左官——坑夫——的屋——無職

〔兵　役〕
關係なし。（未檢査）

〔結　婚〕
二十三歳結婚したが、刑務所に入つたゝめに分れ二十四歳又結婚して五年八ヶ月同棲し子供も一人あつたけれども、又刑務所に入つて分れた。

〔性生活〕 性慾甚強く、妻帶後も時々遊里に赴いた。

〔嗜好〕 飲酒殆ど毎日五六合——一升。酒亂。喫煙一日二包。賭博を好む。

〔經濟〕 貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕 無信仰。

〔社交〕 交際有り、賑かな所を好む。

〔法律生活〕 一、傷害 二十歳 罰金 二、脅迫 懲役六月 三、賭博 罰金 四、殺人未遂 懲役二年（動機—嫉妬）終犯、飲酒して後更に酒を買ひにやると酒屋で前借で酒を呉れなかつたので怒つて放火したのである。 同判決に對する態度 自首した割合に高過ぎると思ふと。

〔自由刑の體驗〕 前刑から屢々喧嘩した、今回も前刑務所に於て喧嘩して飯鉢で同囚を毆つたり、靴の庖丁で首に切り附けたり種々暴行した。又煙草を秘かに吸つて懲罰を受けたことがあるが、期間が三ヶ月遲れたと云ふので不平を鳴らし抗辯をしたことがある。 當刑務所へ來てからも、同囚と爭論し傷けたことが數回ある。

四、現在狀況

〔身體構造〕 競技型（典型的）

圍……55.7
縱徑……16.5
橫徑……15.5
長……163.2
重……66.1
幅……35.3
圍……85.6
圍……74.7
圍……86.1
圍……22.7
圍……20.4
長……31.3
肢……91.3

頭頭頭身體肩胸腹腰前膊腸手腓下

〔外部的異常〕 右方耳形稍異常、文身。

〔機能障害〕 睡眠不良、多夢。頭部外傷後每年氣候の變り目に頭痛が起る。（特に右半側に激しい）憤怒興奮すると胸が下から突き上げられる樣な氣がして、惡寒を催す 膝蓋腱反射强度に亢進。皮膚紋劃症陽性、眼瞼舌に震戰を認める。

〔智能〕

【智能檢查】

Ⅰ分析……10〔12.1〕
Ⅱ批判……11〔11.7〕
Ⅱ理解……10〔12.6〕
Ⅲ綜合……4〔8.6〕
Ⅴ辨別……11〔10.4〕
總點……46〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

中、

〔人格構造の分析〕 衝動生活 强し。 氣質 興奮し易く、而も爆發性に憤怒し、前後を辨へず原始（短絡）反應に出で、後で直

K・Y・

明治二十四年七月廿日生
生地 東京市本所區
職業 西洋洗濯
罪名 竊盜
刑期 五年（減刑三年九月）
入所 九回（經過初犯）

一、家系の狀態

父は健康、飲酒每日平均二合。母健在、同胞十人中の長男に當る。五人死亡。家系の異常者を知らない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕 都市の商區。

〔家庭〕 西洋洗濯を營み生計普通であつたが、家庭不和で父母は屢々衝突した。

〔養育〕 兩親に養育せらる。

〔學校陶治〕 高等小學卒業。成績不良。

〔道德的狀態〕 小學校時代から自家の金を盜んで親を騙して金を持出し、買食をした。學校でよく喧嘩し、傷けたり傷けられたことがある。

〔思春期〕 最初の性交十七歳。

〔身體的精神的疾患〕 特記すべきものなし。

三、成年期

〔職業〕 鍛冶屋に奉公したが、半年で親方の所を飛び出し、（兄弟子に苛められて喧嘩して）それから鍛冶工場を歩き十四歳神戸に飛び、刑務所と社會を往復し、最後に落著いて六年間無事に西洋洗濯を營んで居た。

〔兵役〕 補充兵。

〔結婚〕 二十八歳茶屋の仲居と結婚し、現在に及ぶ。子供一人あり。

〔性生活〕 妻帶するまでは盛んに女遊をしたが、その後は稀にしか遊ばない樣になつた。

〔嗜好〕 飲酒每日平均二合。時々五合。喫煙一日一包。多少賭博をなす。

〔經濟〕 貯金千圓程出來たが、建築の際請負師に詐欺で全部卷き上げられ、建築の途中で追離されて高利貸から二百圓借金するに至つた。それまでは月收三四百圓あり生活費其他商賣上に使つて居た。

〔宗教生活〕 信仰なし。

性格 ぐ沈靜し、後悔する。 自我感情强く、而も物に脈き易く、持久力に乏しい。

診斷——病的興奮者。

〔社　交〕　交際を好む。

〔法律生活〕
初犯　竊盜　十六歳　其後の犯行　竊盜　傷害（二回）　囚徒逃走（二回）
終犯の判決に對する態度　不服なし。

〔自由刑の體驗〕
何れの刑期に於ても同囚、役人と爭論喧嘩し、傷害したことが多い。今回は前刑務所に於て數回同囚と喧嘩爭論したために丙種にせられたものと思ふ。

四、現在狀況

〔身體構造〕　虛弱型。

圍	徑	52.5
頭縱徑		18.0
頭橫徑		15.4
身長		153.2
體重		
肩圍		33.5
胸圍		79.6
腹圍		74.0
腰圍		77.5
膊圍		21.5
腸骨長		17.2
肢下		30.4
手		84.9

〔外部的異常〕　文身。

〔機能障害〕
睡眠不良、膝蓋腱反射稍亢進、舌、眼瞼不安。

〔人格構造の分析〕
衝動生活　著しからず。
氣　質　憤怒し易く原始反應に出る。樂天。
性　格　自我感情强し。熱し易く、醒め易し。
診斷——病的異常者。

〔智　能〕　中。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	15〔12.1〕
Ⅱ	批判	10〔11.7〕
Ⅲ	理解	14〔12.6〕
Ⅲ	綜合	6〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	14〔10.4〕
總　點		58〔55.3〕

（スポヲ點準標ハ内孤活）

(36)
T・K・
明治十八年二月十六日生
生地　東京市神田區
職業　御者
罪名　竊盜
刑期　七年
入所　七回

一、家系の狀態

本人は私生兒として生れ母も死亡し家系詳かならず。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕　都市の商區。

〔家　庭〕
母は產婆を業とし、資產なく父なし。（私生兒）

〔養　育〕
叔父の所に貰はれて育てられ。養育普通。

〔學校陶冶〕
尋常小學中途退學した。學業を嫌ふ。

〔道德的狀態〕　特に記すべきことなし。

〔思春期〕　最初の性交十七歳。

〔身體的精神的疾患〕
時々暑いときに上氣することがある。

三、成年期

〔職　業〕
外國大使館の高等御者。

〔兵　役〕　關係なし。

〔結　婚〕
三十三歳頃自由結婚し三年後妻死亡した。子供なし。

〔性生活〕
性慾强からずと。（？）

〔嗜　好〕
飲酒晩酌五合位。喫煙一日一包。遊藝を好むために女と遊ぶことを非常に好むけれども性慾を充すためではないと云ふ。

〔經　濟〕
貯金なく、收入は一ヶ月三百六十圓位あり。大部分茶屋遊びに費す。

〔宗敎生活〕
今回刑務所に入つて日蓮宗を信ずる樣になつた。その理由は親が死んだために今まで皆の人々に自分が迷惑を掛けたことと云ふことを感じ始めたからであると。

〔社　交〕
交際好きであるけれども、惡事をする樣になつてから親しい友達を失つた。

〔法律生活〕
初犯　竊盜　二十四歳　その動機　賭博に費ふために
その後の犯行　建造物破壞　詐欺　橫領　竊盜
終犯の判決に對する態度　不服なし。

〔自由刑の體驗〕
社會に於ては種々氣を紛らすことがあるために、喧嘩などすることは極く稀にしかないが刑務所へ入ると常に興奮し易くなり、ひねくれて瑣細なことが氣に喰はなくて憤怒する。怒ると上氣して頭が熱くなり無考へなことをする。
S刑務所に於ては同囚と喧嘩して。玄能で傷害しM刑務所に於ては同囚と喧嘩して水をぶつかぶせて懲罰を受け、N刑務所に於ては同囚と口論の末骨膜に達する傷を負はせたことがある。
本刑務所に於ては氣候が自分の身體に適せないために不愉快であり。取扱が時代遲れなことが不平で、獨房の方がうるさくないから工場に出ないと云ふ。

〔生活史中の形成的體驗〕
なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型。
【計測省略】

〔外部的異常〕
齒列間隙。文身。

〔機能障害〕

音響に對して著しく過敏になつた。殊に他室から夜間便器の音がすると頭部が麻痺する。ひねくれて興奮し易く、時々上氣し頭を冷すと回復する。膝蓋腱反射亢進し、皮膚紋劃症陽性。睡眠不定で多夢。

〔智　能〕下。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	5〔12.1〕
Ⅱ	批判	6〔11.7〕
Ⅲ	理解	14〔12.6〕
Ⅲ	綜合	4〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	4〔10.4〕
	總點	33〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕

衝動生活　強い方である。

氣質　性急、感情刺戟性、

性格　權利慾强く、抑制力弱く、昵き易い。外向性。

診斷——異常反應(Abnorme Reaktion)

◇名譽會員推薦

前京都刑務所長大原公平氏を本會名譽會員に推薦せり

◇行刑事業の實況調査囑託

東京地方裁判所判事田中右橘氏今般歐米諸國へ出張につき、右諸國に於ける行刑事業及び之に關係する事業の實況調査を囑託せり。

◇矢島書記退職

當刑務所協會書記矢島定男君は一身上の都合により客年十二月二十八日限り退職せり。

海外時報

ニューヨーク市の婦人拘置監

ニューヨーク・シチイ(市)のボヘミアンな藝術街と呼ばれてゐるグリンニウチ・ビレーヂに、ピンク色(淡紅)の十二階建の、最新ニューヨーク式ルーフ・ガーデン(屋上庭園)とペント・ハウス(ビルデイングの屋上に突き出てたる差掛小屋)付きの新しいビルデイングが在る。

誰れの眼にもつく堂々たる建築である。一歩此の建物の中へ入ると、この建物をでき得る限り居心地のよいものとするためにあらゆる設備の整へられてゐるのが分明かるのである。アパートメントを探してゐるものは、その見つきに誘はれて、直ぐと立ち止まつて室代を尋ねるのである。

しかし、とドローシー・テートン女史は「ニューヨーク・サン」紙上で此建物について語つてゐるのである。

しかし、アイルランド人のドアマンはアイルランド人一流の得意のおどけた口吻で、「だめですよ、奥さん貴女が玆處へお入りにならうと思ふなら、前以て旦那様をお射ちになる必要がありますよ」と曰つて、笑ひながらその人達に會釋するのである。で、奥さん達も、少なくも直ぐ其場で旦那様を射つ氣はないので、多少あてが外づれた氣味で立ち去つてしまうのである。此の建物へ入る權利を有つてゐるものはニューヨーク・シティ(市)の御客となる犯罪人だけなのである。

それは其筈で、この建物はプリズンなので、今度新たにできたニューヨーク市の婦人拘置場(House of Detention for Women)なのである。此の建物には前に言つたように、偶然其前を通つたものは、誘い顔のペントハウスやテラスのあるために、堂々たるアパートメント・ハウスと思ひ込むほどに、巧みにプリズンの外觀が覆ひかくされてゐるのである。

デートン女史の曰ふが如く、「これは婦人犯罪者の問題を解決する試みの最後のもので、婦人クラブ、かんごく改良委員及び其地の社會事業團体の意味と、ニューヨークのスローン及びバートソン兩建築技師の新たに立てた考案とを加へて出來上つたもので、どうにかしてプリズンをプリズンらしく見せまいとして工夫された建築である。」

その設計は非常な成功を收め得たのであつて、最初に

この建築が目論まれた時にはこれに反對を唱へた近傍の人々も今では誇り顔に之を指し、このプリズンを訪ふものは、ホテルか新しいオフイス・ビルデイングと誤る位である。

モダーンなプリズンの建築は費用のかゝるもので、このプリズンは四百人の市の御客を收容するために四百〇一箇のルーム（居室）——セル（監房）ではないとデートン女史は注意深くことはつてゐる——を有つてゐて、その建築費は總額百八十萬ダラに達してゐるのである。

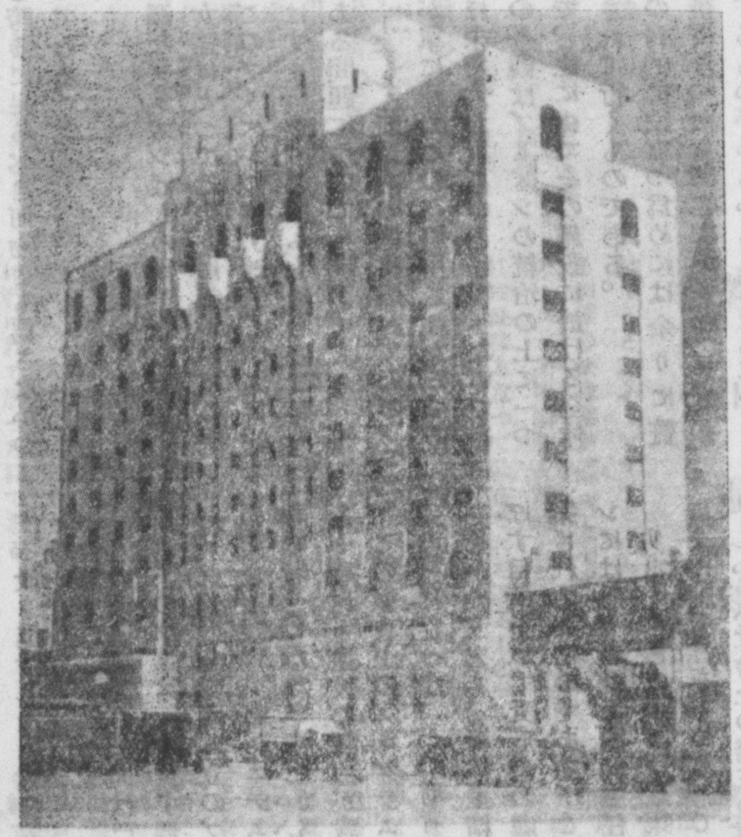
この建物の內部がいかに至れり盡せりなものであるかについて、ミセス・デートンは次のやうに述べてゐる。

「このプリズンには、各室共に冷水も溫湯も自由に流れてゐて、備付けのベツドのスプリングもマトレスも、廣告の文句なら、一と晩其上で臥たら、女は十も年が若く見えようと吹き立てる程の立派なもので、鏡はありライテイング・テーブルはありで、婦人の室として何一つ不足するものはないのである。別にこのプリズンには、マイクロホンあり、ラヂイオあり、娛樂室あり、體操室あり、チヤペル（禮拜堂）あり、パイプオルガンあり、精神病理學（サイキエートリー）の研究室あり、接見室あり、醫者もゐるし看護婦もゐる。其上に凡ての收容者には自分だけの居室が宛てがはれるのである。此春か夏にこのプリズンが使用されるやうになつたら、此街を通行して此建築を見た人はきつと大入滿員疑なしと考へるにちがいないのである。

獨居制は金もかゝり手數もかゝるのであるが、このプリズンでは、收容者の隔離主義が徹底的に行はれる筈である。年齡、健康、常習の有無によつてそれ〴〵分類されることになつてゐる。美しい氣の利いた亭主殺しの女は痲醉劑常用者や他の女の亭主を欲しがるのが主たる犯罪となつたレデイーと室を共にしたり、同じエレベーターに乘つたりすることはないのである。

かういふ仕組の中に含まれてゐる目的は、このプリズンをできるだけプリズンらしく見えしめないやうにするといふことなのである。このプリズンが幾度かアパートメント・ハウスと誤まれるのは、いかに巧みにアーキテクト（建築技師）がこの趣旨を實現せしたかを證するに足るのである。淡紅から淺黃へぼかされて行くブツク（煉瓦）の色やら最新式の屋上庭園に至るまで、この趣旨に基く心使ひが知れるのである。窓のガラスも巧みに鋼鐵の枠の中にはめてゐて唯だガラスの板が小さいのだとしか見えないのである。

建物の上部の五階全部ホスピタル（病院）となつてゐるのである。百八十六室ありて、手術室、ペントハウス中のサン・パーラー（日光浴場）料理場、看護婦室、醫員室其他凡て最新式の病院設備が整つてゐるのである。尙ほ別に、社會事業家、假釋放委員、サイキエートリスト（精神病理學者）並びにサイコロヂスト（心理學者）にもそれ〴〵各自の室が宛がはれてゐるのである。



——ニヨーヨーク市に新しく建設された婦人拘置監——

尙ほ、このプリズンの中には、二百の席を有つてゐるチヤペル（禮拜堂）がある。玆處にも隔離が行はれる筈である。

建物中の拘禁に宛てられてゐる部分の各階には二部に分たれてゐて、各部共に別々の食堂、体操室、及びラヂオ、電氣ミシン、活動寫眞、花卉等の備付ある娛樂室が設けられてゐる。娛樂室は二十五平方フヒートの廣さを有つてゐる。

實際ニューヨーク市の主たる婦人クラブ及び社會事業團体の代表者達は悉くこのビルデイングの諸の考案を稱讃して措かないのである。デートン女史は、「そ

れはブリズンの改良事業に於て未だ嘗つて見たことのない大きな進歩で、この点については、わがアメリカの他の都市は之に類する誇るに足るべき何物をも爲さなかつたのである」と曰つてゐる。

固より、かゝる贅澤なブリズンは人の物を盜むだり他の亭主を横取りする女達にとつては余りに氣が過ぎる寢床ではあるまいか、このブリズンの志す改善といふ目的を却て毀つことになりはすまいか、と疑ふものもあるかもしれない。此興味のある問題についてニューヨーク州のアトランタの「ヂャーナル」紙は次の様に述べてゐる。

「リホーム（改善）が單に建築にのみ適用されたのであるならば、それは尙ほ未だ大したものとは言へないであらう。しかし、建物の外觀はブリズンの統治の上に一つの基調（キーノート）となるもので、之に由てその施設に於ける全体の生活の調子が整齊されて行くものである。

かゝる建物は施設の目的に役立つ爲めには余りに贅澤すぎはしまいか、後になつたら御客様が多過ぎて困まりはしまいかと批難するものがあるかもしれないが、この問題はかゝる施設を建てた當局の賢明な裁量に仕かせてをいて可い。この新しい拘置監の効果は單に、見る眼の上からだけでも、たしかに良いのである。それは社會組織の間から生ずる疾患を治するといふ喫緊の問題に對する最も進歩した思想の象徴として嚴として立つてゐるのである。

この改善主義の傾向は已にアメリカに於ける合衆國政府治下のブリズンの爲す刑に明かに看取され得るのである。此等の合衆國々立のブリズンには、已に新しい規模の大きな教育上のシステムが採用されて、今迄普通世間で考へてゐたやうなかんごくのやり方とは似てもつかない學科と遊技の課程が設けられたのである。

この教育上のプログラムは合衆國々立かんごく改良法案の語に從へば、「受刑者各自の有つてゐる難問題につき幾何たりとも、身体上精神上並びに社會上の感化を及ぼす目的を以て受刑者の處遇を箇別的にする」ために考案されてゐるのである。これがためには、國立のブリズンには悉く老練な教育主任が任命されてゐるのである。

リホームといふ語は意味の曖昧な語ではあるが、同時にまた刺激性を有つた語でもある。

しかし、社會上の矯正の部面では、それが如何なる語を以て呼ばれようとも、進歩のあつたとはたしかである。

Literary Digest, November 8, 1930

少年裁判所の發達と其の裁判權

芳川顯雄

第一、その發達

米國の少年裁判所 Juvenile Court は制度の上より發達したるものと、輿論の上より起因したるものと二方面より觀る事が出來るが、一八九三年の十月カナダ・トロント州のケンッ氏が、シカゴの無宿兒救濟會 The Waifsaving Congress の大會に於て、少年裁判所の設立を奬勵し、又同樣に少年裁判所設立を目的とする立法が、オンテイリオの議會に通過して居る。けれ共是れは皆各れも實施するに到らずして了つて居る。

又、是れより以前に、マサチューセッツ、ニューヨーク及び其の他二三の州に於て、成人事件に別して特に、少年事件の裁判に關する成文律は設けてあつた樣である。そして少年の犯罪を特制裁判に付すると云ふ、マサチューセッツ州法案と同樣の法律案が、一八九七年にロード・アイランドの議會を通過し、一八九八年には法律となつて公布されて居るものであるけれ共、是等は皆種々なる原因に基づき、單なる制度上の發達であり起因であつて、未だ實際的に施行するに至らなかつた。

是等と殆ど併行して發達し來つたものは、觀察 Probation 制度であつて、既に是より以前にマサチューセッツ州に於て、成人監察の一部に實際的に少年觀察の制度が附加せられ、ボストンの中部地方に於ては私設ではあつたけれ共、最も有效に一八八八年頃から少年觀察の實際は行はれて居つた樣である。

然し是等は皆各れも、組織制度上の發達時代にあつて、江湖の輿論と相俟つて制度の實際化するに至つたのは、一八九九年のイリノイス州に始まつたものである。

溯つて一八九一年當時のイリノイス州の刑法を觀るに、齡十歳に滿たざるものは假令違法行爲なるも不問に附し、若し一度其の一歳を超ゆれば、其の如何を問はず成人と同樣に極刑に處せられ、非敎育にして非保護的なる結果は、爲めに少年等をして遂に名狀す可からざる罪を犯す者を輩出するに至つて、社會の注目の的となり、輿論の喚起を見、つゞいて有志相謀つて少年保護會生れ、愈々機熟するに及んで、同年にはイリノイス州會に少年保護法案を提出するに至つた。然し乍ら未だ理解眼なき政治家は容易に首肯するに至らずして、遂に第二讀會に於て否決せられ、更に一八九九年同志の健闘の結果、最も有力なる不良少年保護問題調査委員會なるものが生れ、數回の修正を經て、漸くにして州會の議決を見るに至り、こゝに少年裁判所法を制定公布し、同年七月一日創めて實施するに及んだ。

是れが抑々世界嚆矢の少年裁判所法の制定確立と其の實際だと云はれて居る。

是れと同じに制定せられたるものは、一八九九年五月フエラデルフエーに於て八歳の少女放火事件に其の端緒を發し、エッチ・ケイ・ショッフ夫人の運動に依り、議會を通過した同州の少年裁判所法である。

一度、是等の少年裁判所法が實施せらるゝに及んで、諸州は競ふて是れに慣ひ、或は改善の歩を進め、殊にインデアナポリスの同法は是も有效なるものとして推奬さるゝに至り、更に一九〇二年には完備するところあり、人口五萬以上の都市に於ては單獨少年裁判所を設置するか、或は普通裁判を別して、特に少年の爲め審問の方法を講ぜらるゝ樣になつた。

各れの州に於ても、公立少年裁判所は議會の立法に基いて實施せられ、刑事裁判の一部局なるか或は普通裁判所とは別個のものとして單獨に設置せられ、各州共先づ大都市に施設せられ、次いで小都市に及び、引いては全州郡に普及せられて居るものである。

因みに、我が日本に於ける少年法を述ぶれば、同法は其の創め大正八年第四十二帝國議會に、少年法案として提案されるに至つたものであるが、是れは單に委員會を通過したのみで、議會の解散に遭遇し、次いで第四十三會は開催せられたるも、臨時議會なるを以て、會期切迫の理由で審議未了となり、更に續いて第四十四帝國議會に提案されたるも再び審議未了に終りを遂げ、更に四度大正十年議會に提議し、漸くにして第四十五議會に於て全會一致にて兩院を通過し、大正十一年四月十七日、法律第四十二號少年法として公布するに至つたものである。そして同年十一月九日、勅令第四百八十七號を以て、大正十二年一月一日より施行せらるゝ旨定められ、同日勅令第八十八號にて、東京市及び大阪市に少年審判所を設立するに至つたのである。

第二、その裁判權

(一) 少年裁判所の組織

是れには、少年保護事業の爲めに、特に獨立した機關を有する獨立裁判所と、他の裁判所の附屬裁判所との二つは分れて居る。そして少年事件の僅少な土地に在つては、多くは後者の組織に基づいて居るものであるが、獨立した組織を必要とする論者は、主として專問眼を有する裁判官は、獨立した權限のもとに立脚しなければならぬとし、大都市とか或は國直轄のものは多くは此の論者の如く、獨創された機關としての、獨立裁判所を立てんと努めて居るものである。そして少年に對する特別なる裁判權の行使は、各州に於て等數く普及されて居るものであるが、或る州の如きは直接定められたる裁判所に於て行ふ事なくして、警察署或は市裁判所に於て取扱はれて居るものである。ニウーヨーク、シカゴ、ボストン、バファロー、傳馬、ニウーオルレアンス、コロンビア地方の如きは獨立したるものであつて、羅府、桑港、シャトルの三ヶ所は、高等法院 Superior Court の一局であり、ミネアポリスは、州裁判所の一局であつて、セント・ルイスの如きは巡廻裁判所 Circuit Court の一局に屬して居る。

(二) 少年裁判權の及ぶ範圍

少年に對する保護事業の全般的立脚地から見て此の裁判權の及ぼす範圍の問題は、極めて重要なる事項であつて、理論的に考究する場合は相當至難の問題である。

米國十大少年裁判所を視るに、六ヶ所は County が單位であつて、バファロとセントルイスは City が、其の單位をなし、ボストンは人口二十二%を含む中央部地方に於てのみ施行せられて居る。

而して、人口百萬以上にも及ぶ都會に於ては、夫々其の特徴を構成し、複雜した事件に對して處理し、殊に人種上の問題、國籍上の問題等に關聯するに及んで、益々識者間の論議の焦點となるに至つて居るものである。

(三) 裁判權の形式

米國少年裁判所の一般少年に對する裁判權の形式は、衡平裁判法 Chancery であつて、是等は普通刑法上の取扱ひに據るべきものに非ずとなし、而も最近高級裁判所間に於て、著敷くその主張に傾きつゝあるものである。然るにも拘らず、未だ改むるに至らざる二三のステートあつて、依然として刑法の適用を爲し、刑罰行爲を支持して居る向きもあると傳へられて居る。然し乍ら、少年裁判所がその裁判權を其の兩親、若くは本人をして、犯罪を爲すに至らしめた成人に對して行使する場合、是等に對しては、衡平法裁判を行ふと共に、刑事裁判を行ふて居るものである。

衡平法裁判は、傳馬、羅府、桑港、ミネアポリス、シャトル、セントルイス、ニウーオルレアンスに於て行はれ、ニウーヨーク、シカゴ、ボストン、バファロー、傳馬、ニウーオルレアンス、コロンビアの六所に於て行はれ、刑事裁判法を用ゐて居るものなるも、其の內容性質より考察すれば、寧ろ民事裁判法に據つて居るものである。バファローとワシントンに於ては、勿論審問 Hearing は非公式法を用ゐて居るものなるが、刑事裁判法を用ゐて居る。マサチウセッツの法律は、假令犯罪行爲に觸るゝものなるか、又は放浪性のある少年であつても、刑事裁判を用ふ可きものに非ずとして居るが、直接に觀察の結果に據れば、形式裁判法であるが、然し其の實際は寧ろ民事的に取扱はれて居るものである。

(四) 受理事件の種類

ボストンの少年裁判所に於ては、受理事件の種類を、等閑少年 Neglected と非行（犯罪）Delinquent 少年事件に局限せられて居る。セントルイスに於てもボストンと同樣の限定あり、他の六大少年裁判所に於ては貧困少年・遺棄少年・寄食少年と成人の或る種の事件に對して取扱はれて居る。

(a) 非行（犯罪）Delinquency 一般の少年裁判所に於ける裁判權は、非行少年の非行の程度及年齡によつて差別せられて居る。加州及傳馬、ミネアポリス、セントルイス、シャトルの各少年審判所に於ては法律的に、非行に對する差別取扱方法を用ゐず、尙加州及コロラドの裁判所に於ては審問後、其の者が少年裁判所法に據る可きものなるか、又は其の訴願を却下す可きものなるかを決定して居る。そして又普通刑法に照して刑の執行を受く可きものなるや否やを決定して居

る。ミネソタの法律は單に十二歳又は夫れ以上の少年に對する適用法を規定して居るに過ぎない。又ワシントン州の法律は少年裁判所では違法行爲ありたる少年に對しては、刑法の條文に準じ訊問官吏に引渡す事を命令して居る。

ニューオルレアンス少年裁判所の法律は、重罪犯に非る限り總ての犯罪に對する裁判權を所有して居る。ボストンの少年裁判所は死刑若くは、終身禁錮のものを除いては、總てのものに對する裁判權を所有して居る。そして少年にして違法行爲あり、又は社會秩序に對して紊亂を來す虞あるものであつても、若し將來社會福利の上にさして影響のないものと認知した場合は其の告訴を審問後却下する事になつて居る。バファロー少年裁判所に於ては、少年の不良行爲が、違法行爲の深き程度に非る者を選んで取扱うて居る。

コロンビア地方の少年裁判所は懲治監 Penitentiary に禁錮する重罪程度に至らざるもののみに限つて居る。然し乍ら少年事件關係の豫審聽書は如何なる場合に於ても、少年裁判所に於て行はれる事になつて居る。若し少年にして破廉恥罪を犯した者があつた場合には、少年裁判所に於て其の適法を決定するに先立つて、裁判所附屬の警察官又は執行官との協定を得て量定を定められて居る。

ボストン及コロンビア地方に於ては、特に學校を怠る少年に對しては、特別に少年裁判所に於て取扱ひ、又コロンビア州に於ては學校を怠る少年、又は不良傾向ある少年に對しては特に日程を定めて審問は單に裁判所の考慮によつて爲さるる事になつて居る。

カルホルニア州の少年に關する法律は獨特のものであつて、非行少年・孤兒・精神異常兒・精神缺陷兒等十二ケ條の該當少年を規定せられて居る。

(b) 年齢の制限　加州の少年裁判所は少年の年齢を、十八歳から廿一歳までとして居る。又ミネアポリスとシャトルの裁判所は十七歳以上と制限せられて居る。然し後に改正せられて十七歳以上廿一歳以下の少女となつた。

コロラド州に於ては現在十六歳以下となつて居るが、然し一九二三年に通過した法律には十八歳までとしてある。

又傳馬少年裁判所は廿一歳以下、ボストン少年裁判所は十七歳以下となして居る。マサチウセッツ州法は獨特のものであつて、或る場合の如きは一八四七年のものであり、又ある條項中のものには一九〇六年に通過した法律と類似のものである。而して十四歳以下の少年に對する審問は單に裁判所の考慮によつて爲さるる事になつて居る。ボストン少年裁判所は殆ど總ての場合に於て、刑事手續を執つて居る。バファロ少年裁判所は單に十六歳以下に限られて居る。然し執行猶豫中の少年は十八歳になるまで觀察 Probation の下に置かれる事になつて居りニューオルレアンス及コロンビア州に於ける少年裁判所は十七歳以下として居る。

(c) 等閑少年と寄食少年 Neglected Dependency　保護者より等閑せられ、又

は定まれる保護者なく寄食して居る少年に對しての裁判權は、羅府及桑港に於ては廿一歳、ミネアポリス及シャトルに於ては十八歳、コロンビア州ニューオルレアンス及セントルイスに於ては十七歳、ボストン、バファロ及デンバーに於ては十六歳までゝある。

ボストン、バファロ、セントルイスの少年裁判所に於ける裁判權は、等閑の問題を含まぬ寄食事件は、取扱はぬ事になつて居る。

傳馬、ミネアポリス及シャトルの各少年裁判所に於ては、家庭關係の寄食少年に對する公の扶助に備ふる法律を有して居る。傳馬少年裁判所は市の慈善局や地方組合との協定案を作り、是れによりて母親に對する補償を研究し、或は直接監督の任に當つて居る。加州少年裁判所は寄食少年の家庭に對し扶助する命令權を有して居る。が、多くの子供を有して居る者等に對しては常に補助を與へて居る。羅府に於ても同樣の制度はあるが極めて補助額は少ない樣であつた。

(d) 養取事件 Adoption 傳馬とセントルイスの少年審判所は、養取事件に對して裁判權を有して居つた。そしてシャトルの裁判所は親權者若くは其の保護者の出頭をまつ事なくして、此の養取事件の處決を爲し得る權能を有して居る。羅府の少年裁判所の裁判官は、高級裁判所の裁判官の資格で以て取扱つて居る樣であつた。

(e) 精神缺陷のある少年 Mentally defective Children　加州の二裁判所は精神薄弱の二少年に對して、裁判權と彼等を營造物中に收容するか、或は又は監督と爲す權能を附與されて居る。そして羅府少年裁判所は精神薄弱の少年を敎養せんが爲めに、特に夫れが爲めにせんとする收容舍を建てゝ居る。シャトル少年裁判所に於ては是の如き少年に對しては州立學校に送致して居る。

(f) 少年關係犯罪　米國裁判所に於ては、殊にバファロ少年裁判所に於て假令成人犯罪に對しても、少年に關係のある犯罪、例へば共犯誘致犯等の如きは、少年をして成人法廷に立たしめざる目的を以て、特に少年裁判所に於て取扱ふが例となつて居る樣である。

(g) 少年勞働法違反　バファロ、傳馬、ニューオルレアンスの三少年裁判所は、州勞働法違反に對する裁判權あり、尙コロンビア州の少年裁判所も同樣の權能を有して居る。そして又シャトルの少年裁判所は或る階級の少年に對して、雇傭證書を發行する義務を負はしめられて居る。又ニューオルレアンスの少年裁判所に於ては、兒童虐待防止會の努力の結果、十六歳以下の少年に對して劇場出入の許可證を下附して居る。

コロンビア州の少年裁判所の裁判官は嚴格なる少年勞働法の特例として、少年の兩親が不具又は病身なる場合、或は夫の無い母親、或は又幼弟妹の糊口の資を得るに必要と認めた充分なる證據のある場合、十二歳から十四歳に至る間の者に對する勞働の許可權を有して居る。

(h) 無扶助及遺棄 Nonsupport and Desertion　傳馬、ニューオルレアンス及コロンビア州に於ける少年裁判所は、

此の無扶助・遺棄に對する裁判權を有して居る。そして又加州の法律は是等の者に對する食料・衣服・住家、或は醫療を與ふる條文を擧げて居る。然し羅府に於ては實施せられず、たゞ桑港に於てのみ施行されて居つた。そして桑港の少年裁判所に於ては、是の如き場合に於ける特別の計畫なり、實施方法なりを立てゝ居る樣である。ミネアポリス、セントルイス及シヤトルの少年裁判所は、此の場合に於いて、兩親に對する特別の命令權を有し、尙又傳馬に於ては、少年裁判所は離婚關係によつて生ずる少年の保護に對して、其の途を講ぜられて居る。

(i) 其の他の裁判權　コロンビア州に於ては、少年裁判所は私生子問題に對する裁判權を有して居る。ミネソタ法律に於ては私生子と寄食少年と同一事件として處理せられて居る。そしてミネアポリスの少年裁判所の如きは多くの私生子に對して其の保護者を決定するため、特に其の幼兒を引取つて居る。然し乍ら父親の認定は少年裁判所に於て行はれずに他に移して居る。

朝鮮旅行の道草

戸田作造

はしがき

命に依り朝鮮へ出張すべく旅路についたのは十月二十五日であつた。九州線鳥栖驛より、八幡まで汽車中關取玉錦君と同車の機會を得、車中同君より角力道に關する興味たつぷりの話を聽かされて大に參考になつた。我等は從來角力見物に行つて、土俵上の力士が何時までも立上らずに、仕切に長時間を費し徒に見榮を張つて相手の方呼吸のみ窺ふが如く裝ふものだとして面倒臭く思つて居たのであつた。然るに、今力士玉錦君の所說に依れば、彼の土俵上に於ける取組前の仕切こそ勝敗を決する最も重大なる天下別け目の關所だとのことである。即ち双方呼吸をすまし、息を吐くにもあらず吸ふにもあらず雙方これを殺し切つた其の間一髮の所に敵の作戰を探知し、而して雙方ホツト吐く息が合致したとき初て立ち上ると言ふことであつた。我が刑務事業もこゝまで緻密であり且つ斯の如く刑務官吏と收容者との呼吸が合致せなければならぬ筈のものだと考へた。

海上極て穩かにして愈々朝鮮の地に第一歩を印し京城に著いたのは十月二十七日であつた。

土居行刑課長の到れり盡せりの御親切と斡旋とに就ては今更謝するに適當の言葉だに見出ない程であつた。又行刑課員の方々や全鮮各刑務所長諸賢の淺からざりし御歡待と其の隔意なき說明・談話等何れもが感銘措く能はず最も愉快なる旅行を終了させて頂きしことに對し私は玆に本紙を拜借して更に謝意を表する次第である。

私は此の度の旅行に際し刑務事業方面

を一通り觀察せし其の餘暇を利用し朝鮮の人情風俗は勿論宗敎狀態特に朝鮮の人達の墳墓に對する態度と其の宗敎心とも言ふべき乎、兎も角も其等の狀況を出來得る限り觀察して見たいとの慾望を懷いて旅立ちした樣の次第であつた。何分不肖私の力は及ばなかつた。以下述ぶる諸事項は眞に、私自身の觀察所感であつて從つて淺くもあり狹くもあり謬見もあるであらう。先輩諸賢其のこれを許されんことを願ふ次第である。

朝鮮に於ける刑務事業

朝鮮に行つて先づ第一に其の感を深くせし點は彼の地に神社佛閣の稀有なると且つ朝鮮の人達の住宅に禮拜設備の見へなかつた點であつた。我等は祖先傳來の習慣として否が應でも我住宅に禮拜の設備を爲し朝夕禮拜怠らないのを常として居る上に、天地を拜して神社佛閣に參詣するのは已に腹込になつて習慣付けられて居る、我等は此の禮拜の意識を有するとき、世の秩序の大切さを感じ皇室を尊び國法に從ひ上長を敬ひ父母に孝に朋友相信ずるに至る情操を涵養することの源泉だと信ずるのである。故にダルマ即ち禮拜設備の稀有なる點に付ては何だか非常に物足りない感を起したやうの次第であつた。

夫れ故であらう乎、私の視察し得たる朝鮮刑務所の收容者達はダルマ即ち禮拜の意識が無いやうであるにも拘はらず各刑務所には必ず敎誨堂が設備され佛檀があつて敎誨師が敎誨を施して居られる實に困難なる事業であらうと思ふ。

而して彼の地には未だ社會事業施設が尠い、感化事業・救貧・防貧事業・養老・救療事業等備はるに由もないやうである、加之前述せる如く神社佛閣は眺めて甚だ心淋しい狀態なのに、內地の如く社會敎育指導機關も亦備はつて居ないやうである、其の故は民情の異動に基因し庶政未だ其の緖につき寢ねて居るからであると のことであつた。

敎育も亦幼稚にして智能の啓發を阻碍されて居る工業の見るべきものなかりしも其の故なきにあらずと見ることが出來よう、私は思うた『朝鮮の人達よ我等と確實に誠意に大に眞面目に相提携して以て大に自奮、自發せられよ、幸福到來は決して遠きにあらざるべし』と自問自答を續けたやうの次第であつた。

然るに一度門をくゞつて刑務所の內容を窺へば、敎誨・敎育・作業・規律秩序・禮儀・作法等一つとして朝鮮の人達を愛育せざるものは無い、斯の如くにして纏て刑期滿ちて社會に釋放さるゝとき愼に一個の人格者となり以て同胞兄弟を指導敎育するの力を備へて我故鄕に歸還することが出來るであらうと思つた。

以上の如き意味に於て朝鮮に於ける刑務事業は只、單に刑罰の執行を爲すばかりでなしに其の半面に於て彼の地の國民指導敎育の第一線に立てる實に大切なる事業だと思うたのであつた。而して此のことは單り刑務事業のみに止まらず廣く朝鮮に於ける司法部全體の職務の作用が現今正に同地に於ける國民指導敎育の第

た、餘りの懐さに私は思はず其の人々に對し握手の禮を交換した氣持は實に愉快であり且末頓母敷く感じた。慶州佛國寺前に於ても同樣の狀態であつて朝鮮に於ける我同胞我兄弟の人達が意外に能く私を迎へて呉れたと自惚して居る。

なる程彼の地に於ける墓所は比較的大切にされ、綺麗に掃除されて居つて內地の心なき人達の所屬墓所に比較して大に勝つて居ると見た。まれには大部分儒敎の思想が其の背景であるとは或る向より聽き得たことであるが其の狀態より考案しても亦儒敎思想の表現だと言ふことを肯定される。

何れにしても祖先の墳墓を大切に弔ふことはしきことはない。由て以て一層斯る風習の發達を望みて止まない。

然るに彼の地の墓所は餘りに簡單に土を盛り立て一小丘を見るに過ぎざる狀態であつて我等をして禮拜をなすに物足りない感じがする、換言すれば彼の地の墓所は物質的に見易く、精神的に感じ惡い狀態の下に置かれて居る、そこで、私は大に感じたことである。夫れは即ち朝鮮の我祖先の墳墓に對する觀念は只單に祖先崇拜、長老乃至は死者其れ自體を尊敬追慕するに止まり、死者の靈魂が神又は佛陀に歸つたとの最も貴重にして神秘的靈妙なる所まで思慮を擴張廣大され居るであらう乎、否乎を大に疑問としたやうの次第である。果して然りとせば如何に墳墓を大切にし祖先を尊敬追慕すと雖も夫れでは靈的永劫性を有しないであらう。由つて以て其の祖先乃至は墳墓と我等との間に靈的連鎖は認め得られぬものではあるまい乎。

以上は私の旅行道草に過ぎない故に、偏見もあらう。謬想もあらば衷心誠意最も敬愛する同胞朝鮮の人達、宜しく之を是正せられよ。

朝鮮に於ける祭祀の狀態はと窺へば第一釋奠祭であつて第二は洞祭、第三は家祭と言ふことである、釋奠は支那の孔子を文敎の神として祀り、每年春秋二季に其の祭典を擧行される洞祭は一部落の守護神である洞神を祀るとのことであるが其の祭祀方法は或る限られたる特定の祭祀主其の人の獨占獨行であつて一般民衆

一線に在るものと見ることが出來ようと思うたのである、即ち正しく明るく活ける道を樹つことが又夫れを意識せしむることが彼の地に於ける民度に照し最先の急務だと觀察したからである。

宗敎と墳墓

其の地方に於ける祖先を祀る墳墓の狀態を眺むれば其の地方に於ける國民精神の動きや乃至は思想感情の一班を察知することが出來よう。

朝鮮の人達は祖先の墳墓を非常に大切にせられて居ると言ふことは前以て聞いて居つたことでもあり又『はしがき』の項に於て一言せし如く私として他に求めたいとの事情もあつて先づ高橋京城刑務所長の案內を受け李王家に屬する御祖先の或る陵墓の二ケ所に參詣し眞心籠めて墓前に禮拜したやうの次第であつた、そうして開城に至つても高麗朝時代の所謂大祖の墓陵をも一通り視察禮拜を重たのである。開城に於ては特に其の附近の善男善女が集來されて我等一行を歡迎され

の相和し相共にする祭祀方法ではない、從つて玆にも神乃至佛陀と衆生即ち民衆との靈的連鎖關係は見出すことは出來ぬだらう。

家祭とは祖先を祀るものを言ふとのことである、父母の死後三年の間は墓地に於て祭り其の後は神主と言ふ位牌を祠堂に移し子孫四代の間之を祭る、從つて玆にも最も貴重なる祖先の靈と子孫の靈的閃きとは子孫四代に於て消滅する譯であらう。

祈禱禁厭の中にも各種各樣の迷信が行はれて居ると言ふことである、然れども這般の迷信は、何れの國、何れの場所に於ても多種多樣に行はれ居る。殆んど當然共通の現象と言つても敢て過言ではあるまい、其の迷信のある所にも亦宗敎觀念の或るものを見出すことが出來ようと思ふ。

以上略說したるが如くに之を見來れば一部の人に於て憂慮される程夫れ程朝鮮に於ける我同胞達の宗敎觀念に付心配するに及ぶまいと私は信じた樣の次第である、何となれば墳墓も比較的大切に取扱はれ祭祀の方法も古來より取行はれ、而して迷信と言ひ得べき祈禱乃至禁厭の思想感情も夫れ相當に之を認むることが出來るからである。祖先崇拜墳墓鄭重、祭祀乃至祈禱禁厭の實際が取り行はれて居る以上、其の思想感情の中には必然自我以外或る何者かの支配主の存在を感知され居る觀念が含まれてのことだと認め得らるゝからである。

此の宗敎上に於ける基礎觀念さへあるなれば殘る問題は只其の形式を整頓し樣式を改革せば漸次正しき或る程度の宗敎意識が備はるに至るであらう。詳言せば朝鮮に於ける墳墓をして靈感的崇權たらしめ、祭祀方法を一般民衆に普遍化し神社佛閣を復興して善美崇權たらしむるとの方面より見るなら言ふが如くに又敎育の方面より見るならば敎科書の中に宗敎に關する事項を加へて幼少の時代より正しき宗敎觀念の養成に努むるとき人心自然に美化進展するであらうと思ふのである。再び言ふ若し夫れ朝鮮の人達に向つて宗敎觀念を疑ふ人ありとならば私は言ひたい。夫れは宗敎上の形式がない、其のこれあつても方法が整頓されて居ない、故に其の爲、人心の奧底が宗敎的に閉塞されて居ると斯樣に答へたいのである。

現在に在つては朝鮮の人達の墳墓に對する態度乃至は祭祀方法等靈的連鎖關係に於て缺けて居ると見ることは一般通說であつても聽て靈的連鎖關係にまで進み行くべき曙光を備へ前提を成して居ると言ふのが私の所謂結論である。

山川草木

我等は內地に居て淸き麗しき山川草木を眺むるとき自我の心も正され行くことを感じる。然るに彼の地に於ては山川草木の人心指導敎育の言義と言ふ點に至つては全然內地の夫れと觀念を異にしたのである。

山嶽は大に働きたい風姿を我に見せ付けた『人來り早く我に働く種を蒔き付けよ、さらば我、汝等に早く幸福を惠み與ふべし』とは彼の地に於ける山嶽自然の私に對する物語りのように感じた、今正に植林最中であつて今後に大なる望みを囑したのである、私は殊に南鮮方面の其

れを眺めて内地より盛に椎、又は樫等の雑樹類及び竹の類を以てしたならば如何であらうと婆心を盛にした様の次第である。

河川は曰く『――早く正しき道を作り興へよ、左らば我は其の正しき道を正しく踏み整然と秩序を保つべし、斯くして我は汝等により多くより早く幸福を恵み與ふならん』とは彼の地の河川の一種の物語りのように感じた、清く正しき河川の流と鬱蒼たる山嶽の美姿は我等人心を如何に美化する教育者であるかを思ふとき大に感ずる所があつた。由て生ずる物質上の利益は素より意想外であると思ふ。

農耕の狀態も一日を急ぐ必要なき乎内地の人にして盛に移住せられ彼の地の人達と相共に仲睦しく相提携して農耕開發の事業に當られんことを切望したい。

美しき朝鮮婦人の服裝

歐米諸國の婦人服裝と内地人の婦人服裝とを比較觀察するとき矢張内地人の服裝が自然に適し且つ優美であると思うてゐた。

然るに朝鮮に行つて朝鮮婦人の服裝の優美にして而かも輕便であり、經濟的である點に於て實の所一驚したのである。

京城に或る期間滯在して内地婦人の服裝の格好と朝鮮婦人の服裝の格好とを種々の方面より比較觀察して内地婦人の服裝が遙に劣つて居ることに氣付いた、頭髪の結い方も内地婦人の方は甚だ複雑で重苦しく相見へるに反し、朝鮮婦人の頭髪の結び方はアッサリとして大に優美であり時間的にも物質的にも經濟向であることであらう。

私獨りが斯の如き觀察と感想とを爲して居るばかりでなく彼の地に於ける有識階級の人士亦同感のようであつた。或人曰く『朝鮮婦人の服裝は世界の粋を集めたものだ』と、蓋し決して偏見謬想でないと思ふ。

我國風俗史を見るとき其の服裝幾變遷限りないと言つても過言ではあるまい。されば他の長を取り我短を補ふ、これ進化發展であらねばならぬ。已に歐米婦人の服裝を用る以上、我國内地婦人の服裝は宜しく朝鮮婦人の夫れに改められては如何であらう乎。優美にして簡單であり且つ經濟的で而かも前述の如く、世界の粋を集めたとの評すらある事實なれば因襲を去り思い切つて採用されては如何であらう乎、現今のように内地婦人の服裝が複雑であり不經濟であつては男子も相當困難して居るであらう、頭髪の結び方亦然りである、但し肌著下著には多少の改良を施す必要があらうと思ふ。

斯くして内地婦人は朝鮮婦人の服裝及び頭髪の結び方を採用し其の代ふるに朝鮮の男子達の服裝を内地人の夫れに改良されるに於ては玆に先づ、服裝の上より内朝兩者の眞の心からの眞似合は嬋て大なる眞似合を齎す譯のものではあるまい乎、他に未だ幾多の所感もある。然れども刑政紙面に對し相濟まぬと思ふを以て其の二、三を敍し以て私の赤裸々を告白した。



◇收容者に對する精神的改善の愛

巢鴨　上條富士太郎

私共はよく言行一致と稱へますがこの言葉は申す迄もなく、お互に云ひ易く中中行はれ難いので、隨つて不一致の點がありがちであります。以下少しく拙なる言葉を述べさして頂きます。

私共の職務はどうしても愛情を以て彼等收容者の精神的要素を最も善くして、而して明るい社會へ誘導せねばならぬと思ふのであります。

然るに現代文化の發展と共に或は人が機械化して行く樣な傾になりはせまいでせうか、恰も機械に人が使はれると云ふ樣な矛盾なことであつてはなりますまい。云ふ迄もなく私共の職務（刑務所職員）は收容者をして恰も自己が家庭に於ける子弟を敎育すると同樣でありまして即ち心の惡い人々を善い方に指導して行くと云ふ重大な任務があります。

左すれば彼等收容者も人でありますからには偶々改心の念がある者もありませう。故に私共が彼等收容者をして精神的機械を善く働かせなくてはなりますまい隨つてこれは信仰の力に依ることも勿論でありませうが、何は兎も角彼等收容者も人でありますから以上は私共の立場としてはどうしても愛を以て接しなくてはならないのであります。

單に外面的の美顏術化粧の愛であつては駄目なのであります。所謂彼等收容者の精神に美愛術を施しまして心の不具合の點を正し益々善良に活用して善い精神的機械に美化する樣に誘導するのであります。

註譯

（私の愚言としては收容者の改過遷善と云ふ語は過言かは知らぬが現代の言葉として斯樣に云ふて見たいのであります。

即ち彼等收容者は精神的廉潔に弱いのが基因するのでありますれば之を施療するには私共が收容者の心的要素に美愛術を施すのが必要となるのであります。故に私は改善と云ふ語を美愛術と稱へまして收容者を治療したいのであります。）

即ち精神の機械が不具合の個所は必ず改め善は必ず之を行はしむると云ふ心臟を以て私共は日常接することが現代的であるかの樣に思はれます。

而し乍ら法規に悖る樣なことがあつてはならないのでありまして且又要義を誤らず正義に叶へる美愛術を以て接するのであります。

以上述べましたが先づ收容者に對しましては殊に矯正の大策を理としてよくこれを處理する人でなくてはならないのであります

斯くして刑罰は國家の秩序を保持すると共に收容者を改善して法律遵守の民たらしむるのであります。

換言すれば忠孝を經として道德を緯としたる眞の合理的（サブジェクト）たらしむる目的に向つて進むことが肝要でありませう。

◇愛の行刑

大阪　熊　水

孫は子より出でゝ子よりも可愛と云ふ俚言の通り可愛か否かは知らぬが老人の多くは可愛がる否可愛がるよりも寧ろ甘やかすと謂ふ方が至當であるかも知れない。

親も又可愛がる事に就いては變りはないが時に敎育上面白くない事があれば大に叱るそこで子供は何れを慕ふか無論目に入れて痛くない程可愛がる年寄を慕はずに叱られて烈い處の親を慕ふ是はあながち肉身上の關係ばかしにも依らぬ。

是を今假に繼親等で眞愛がないとして行儀のみに託つけてがん〳〵叱るものであつたならば其子は慕ふ處か恐れるのみで終には僻み根性を起す子供となる

丁度刑務所は一つの家庭見た樣なもので彼等收容者を子と假令るならば我々刑務官は親である。

そこで彼等收容者を處遇し敎育するには前述の如き繼親式處遇法は絕對に排斥せねばならぬ又老人式の溺愛主義も餘り感心せず即ち眞の親其親が愛する心持ちで宛然子が親を慕ふが如く其德の偉力に依りてよく善人に復歸せしむる事を私は信じて疑はぬものである。

◇就業に因る傷病と慰藉

青森　R　S　生

會社の職工が作業中負傷したる場合には、原因に於て勿論重大なる過失に出でざるかぎり、其不利益に對する救濟方法が、普通傷病者に對すると異にせられてゐる。又、公務員が職務上傷痍を受けたる場合には、所謂、公傷の許に其治療に要する費用の支給を受くる外、休養中は勤惰の上に影響ないのである。

從て不注意不攝生等に因り負傷し又は疾病に罹りたるとは、待遇を異にせられてゐる。

飜て、刑罰の執行として作業に從事するもの、其就業に因り死傷疾病に罹りたる場合を觀察するに、他の普通傷病者との間に、處遇上何等の差等を付せられて居らぬ。たゞ、監獄法第廿一條及同廿八條の規定により、就業に因り負傷し又は疾病に罹り之が爲めに死亡し又は業務を曠み難きに至りたる場合、手當金を支給さるゝの途ありとするも、それは收容中のものにはならない。假りに、長刑期にして强力作業に從事せる者、負傷の結果簡易なる座業以外就業不能に陷りたりとせば、每月の作業賞與金に多大の影響をなすのであり、釋放時給與さるゝ僅少の手當にては償ひ得ざるところである。又數月にして治癒したりとせば、釋放時の手當金もないのであり、數月分の賞與金も計算せられざることになる。處遇の公平より觀察して就業に因る傷病者と然らざるものとの處遇に多少の差等を付することを主張したい。

收容者は就業の成績に依り作業賞與金を計算され、又階級處遇を施す刑務所に於ては作業の成績が階級の上下に關係するのが普通であり、而して其階級により種々の特權が付與せられる。原因の如何を不問現實就業せざる時は、作業賞與金の計算せられざるのが現在の規定である。故に就業に因る傷病の場合の慰藉として、治療中尙作業に就きたるものと見做し、之に、從前の又は最下級の作業賞與金を計算するのが最も適當なる方法であるまいか、若又、未だ計算し居らざるものとせば、計算期間に達したる時休養となりたる當時の就業成績に依り相當級の又は最下級の賞與金を計算すべく、作業賞與金の性質が、勞務に對する報酬たると恩惠賞金たるとを問はず斯くあることが、作業督勵上にも影響することであり、勞務に對する報酬であるとされるに至らば尙更のことである。

尤も我々は常に善良なる注意を拂ひ、就業上の傷病をなからしめんことに努力せねばならぬのである、一朝出來した場合に於て斯うした特別の處遇も必要であるまいか。

◇入所して刑務官の使命と覺悟を論じ併せて實務に於ける考察に及ぶ

練習生　佐　竹　利　助

砲聲一發浦賀の夢を破り、世は滔々として明治維新に變遷し、新律綱領頒布せられ徒刑の制定まり、上古より爾來歲を經し行刑施設遂に今日の如き完備せるに至れるは蓋し世の趨勢の然らしむる處にして依つて以て吾人刑務官の斯界に身を奉ずるや、誠に其の職務の尊くして、且つ使命の重大なるを思へば、玆に天職としての覺悟なかるべからず、使命と覺悟そは密接の關係を有するものにして、其の使命を完全に遂行せんと欲せば須らく覺悟にまたざるべからず、然らば覺悟とはなんぞ、一點の飛火にても覺悟なき時は周章狼狽す、大灸も覺悟をもつて据れば熱からず、この意味に於て最も識者の至難とする行刑の事、もとより一朝一夕の業にあらず、人と人との關係、社會の落伍者を矯正する刑務官の使命や實に玆に存す、飜りて現社會の世相を一瞥せんか强者存して弱者衰へ、經濟的にも物質的にも惠まれざるの徒は遂に落伍者となり不知不識の間に刑律に觸れ刑罰の執行を受くるの道程を辿るにあらずや、のみならず最近知能犯の增加知識階級の犯罪之又忽緖に附すべきにあらず之等犯罪者の處遇に立到れる吾人刑務官の心勞や外の職務の何物にも匹敵するを得ず、行刑は敎育なりとの說は近時漸く擡頭し、之が實務に於ける效果や空しからず今日より明日と着々歩を進めつゝあるは、吾人刑務官の欣喜とする處なり、故に刑務官たるの職責を全ふせんとせば人格と品位を保たざるべからずおのれ人格拙くして

外を制服心服せしむる事能はず、以て活模範を垂せざるべからず、人格正しければ彼等をして犯さゞるの威嚴自然と備はるや明かなり傳へ聞く昔近江聖人中江藤樹先生山中を旅し、適々賊に遭遇す彼等先生を縛し金銀衣類を掠奪せんとす鼓に於て藤樹先生姓名を名乘りわれは中江與右衞門なりと云へば彼等、近江聖人の先生ときゝ遂に改心せりとかや、實は先生の威風堂々たるによる人格に觸れたるによるの事實明かなり、斯る事例は枚擧に遑あらず要するに刑務官たるもの一擧一動國家の運命を双肩に擔ふて居ると云ふも過言に非ざるべし余は斯界に身を奉ずる事十ヶ年、其の間幾多の經驗を有したり直接戒護の任務實に重大なるものあり又余は嘗て保護誌上に標語として「ミレー僧正の大怒は更生の第一歩」と標題したる事あり、罪を赦せばこそ改心を芽生ふの麗はしき心情を發露せしむるものと思考す、然れども一面法の峻烈を發揮せしむる場合あり即ち法は嚴罰の赦は寛なりと余は信ずるものにしてこの寛嚴の宜敷を得るに於て行刑の運用を圓滑ならしむる事を得るものと思考す、尙一言玆に言はんと欲するは刑務作業の問題にして近時刑罰の個別化と云ふ識者の研究問題なり。

行刑問題中の行刑作業は近世の事跡にあらずして未だ刑務所組織の成立せざる古代に於て作業は科せられたり即ち古代文明の中樞をなせるエヂプト民族は、强制勞役を科することを以て國家刑罰と定めて居りアデンとローマとは犯罪者を國營の鑛山に送り地中海沿岸に橈走船の船奴と爲したりとあり、こは單に一の沿革にして其の後幾變遷を經て遂に今日の如き完全なる刑務作業を見るに至れり故に如斯人格刑各個人の人格に從つて惡性を矯正することが刑の本質にして職なきものには職を授け、怠惰者には勞務を强制し將來の生活場裡に活躍せしむる樣にさしめたり之が即ち定役の觀念なりと識者は論じ先づ第一に定役は受刑者に對し將來の生計を確保し、第二には勞働が生活の要求から發し、第三勞働と人力との調節を論じ、以て現在刑務作業に對する文獻をなしつゝあり、以上の列記に徵し吾人刑務官の職務たるや微に入り細に亙り日夜研究の歩を進めたらんには其の間におのづから趣味を有し其の職務の尊きを自覺なし以て國家に貢獻するの幾多の文獻並に正しき人々を送りたらんには決して雜事にあらざるべしと思考し玆に擱筆す。

一九三〇、一〇、一四、

◇裁判所と刑務所の連絡關係に就いて

市谷高野生

刑罰の效果如何は端を司法權に發し裁判所及刑務所の適確なる裁斷と適應なる執行に俟たねばならぬ。故に兩所は密接なる關係を有し苟も偏重的行動は相互に許されない。殊に未決拘禁を專務とする刑務所にあつては尙且然りである。所謂裁判の審理上被疑者及被告人を收容する所であり之が取扱事務は主として裁判の

通行を促進することに努力すべく、則ち逃走及證據湮滅の防止を確保して遺憾なきを期せねばならぬ此の意味に於いて當該刑務官吏は其の事務凡てが裁判の補助勤務と謂ふべし。徹頭徹尾裁判所と同一歩調を以て其の連絡を調へねばならぬ。若し兩者の連絡に缺くる處があるならば相互に理解なく結局一種の疑惑を抱き或は齟齬を來たすことは免れぬ。故に兩者の疏通を明にする必要があると信ずる。

惟ふに裁判官の刑務官に對する理解は果して有り得るであらうか。吾人は聊か疑はざるを得ない。何となれば「刑政」昭和四年九月號二十四頁に坂本氏が「刑事裁判官の見たる刑務所」と題して種々希望を述べられて居るが、已に常盤氏に於いて論評せられて居るから吾人は、言はせぬことゝする。而して兩所の關係の如何に缺陷があるかは坂本氏の所說に依つて證明せられてゐる。要するに刑務所は裁判官のより多き巡視を歡迎する所である。然るに事實は之に反して接近を好まぬとか、嫌惡するとか云ふことは斷じてなからうと思ふ。若し有るとしたならば、裁判所は刑務所に對する眞の理解なく常に半信半疑の狀態にあり、或は他の用件に胚胎する事實が感情的に響いたもの もの常に兩者の連絡が密でなかつた事を語るものである。故に吾人は兩所の連絡を計り相互間の意思の疏通の親密ならん事を叫ぶものである。

特に未決刑務所に於いては刑事被告人に就いて尙且つ其の要を覺ゆるものであるが、元來裁判官は被告人の人情生活に對し接することの間接であつて、多數の被告を取調ぶる上に於てその個性について而も其の內容を知ることは容易に出來得ないことである、

要するに實際上の被告を見ることは一面識の知ることゝなく、加之、彼等被告は裁判に出廷して裁判官の面前に於いては蟲も殺さぬと云つたやうな態度を示し一見如何にも朴質柔和の容姿を裝ひ平身低頭して泣いて哀訴し救ひを求むる。如何にして裁判官の同情を得んかとのみ腐心してゐるのである。斯如く假面的な被告の狀態を以て裁判官に見ゆることは時に或は一片の同情を寄せるの止むなきに至ることもあらう。其の被告をして買ひ被る樣な場合なしとも限らぬのである。然し裁判官は慧眼以て看破するのであるから斯は杞憂であると云はれるかも知れぬが裁判官も人間である以上人情に於て到底この弊なきを斷言出來ないであらう。

かくて現代被告の刑務所生活を見るならば刑務所は人間味を以て處遇する意味に於いて或る程度迄優遇してゐるのである。これが殆ど自由社會にあると異らない。かうした處遇は以前に比して頗る寬大なる取扱ひをしてゐるのであつて、當然謝すべきであるのに事實は之に反し却つて增長し勝手の行動をなし舍房擔當の勤勞、眞に察せざるを得ない。

即ちこの間に於ける動靜如何は遺憾なく進展せられ、而も其の行動は天眞爛漫であるから、その語ること爲すことの直

接心理にひゞきありの儘の實際の被告を見ることが出來るのである。これ、裁判官の要求すべき最も主要たる點であつて其の捕捉すべき急所は蓋し此處に存するのである。

果して然らばその實際の被告人を見るに如何にすべきかは舍房擔當の報告に俟たねばならぬ。云ふまでもなく舍房擔當は終始一貫して直接處遇の任に當り各舍擔當の受持舍内の被告の狀態を細密に視察して各個性について明かである。故に訴願の場合に語り合ふ機會が往々あつてその犯罪の動機及び其の後の動靜を知るを得べく、性格並びに心理狀態を窺知するを得べし。かうした擔當の手に行狀錄を作製し、日々の視察の事故を記載してこれを豫審中一回審理の參考となし、公判時に一回提出して量定の上に酌酌すべくこれが條令となつたならば被告は刑務所にあつて尙裁判官の面前にあると同樣である。裁判官は坐して被告一般の狀況を知るを得る。而も裁判上に被告の利不利はとゝに定まるのである。斯した影響は如何に被告に蓼くか。兎に角被告の恐るべき機關であると云ふ念を惹起せしめかくなる以上は被告も大に顧慮してこれ迄の如く不謹愼なる態度は自然なくなつて法の嚴嚴なるを自覺せしめ自然反省を促し、反則行爲は減少することになることとは炳として明かである。

從つて舍房内は靜肅に治り完全な拘禁を得て確實なる裁判が出來得る樣になつたならば行刑の目的を達し、實に一擧兩得の良策ではあるまいか。

◇受刑者の衣類色彩改正を望む

青森　雲　助　生

刑務官吏の服裝が改正になつてから既に二星霜の月日が過ぎた、その間に於て行刑に幾多の好結果を齎し如何に行刑が明く敎育的な觀念を吸收されたことであります。この觀察から推考しまして私は一般受刑者の赭色な衣類を全部淺葱色の衣類に改正を望む次第であります。

抑々受刑者に着用せしむる衣類は一般にその色彩を赭色とし、刑事被告人勞役場留置の冒渡を受けたるもの十八歲未滿の受刑者並に處遇上必要ありと認めたる受刑者に貸與又は着用せしめる衣類はその色を淺葱色として居るだけである。而して時代推移と尖端的な世相は高牆な行刑區劃内にも浸入して來た、それ故に近建築せらるゝ刑務所は各所ともモダン的な所謂敎育場的改善所として一般社會から認識せられて來たのである。しかしながら往昔を依然として偲ばるゝものは何としても受刑者の赭色な衣類のみと言はねばならぬ、行刑は敎育であり敎化であらねばならぬと叫ばれて來た今日彼等の赭色な衣類も當然吾々刑務官の服裝改正と同時に改正せねばならぬ筈だと私は考へられる。何となれば赭色な衣類は彼等を非人と示し而して往時の獄囚たる臭氣が撤去されず勿論彼等自身に對しては愧赧的な意識を抱かしめるものであるからである。

然れば逃走豫防と處遇上に缺陷を惹起せぬかと言ふ反對意見の諸彦もありませうがしかし私は逃走豫防のためには赭色な衣類は必要かもしれぬが淺葱色の衣類にても充分豫防が出來ると思ふ。又處遇上に就ても然り從來は處遇者に對しては淺葱色の衣類に賞表を附着せしめて一目瞭然處遇して居るもその結果は豫期以上の成績は裏切られて居るのである、加之らず赭色な衣類は汚垢し安く且つ染料の臭氣が甚しく衞生上にも大なる影響を及ぼすことゝ思ふ。

要するに赭色の衣類は前述の如く行刑を敎育とする今日としては實に時代錯誤であるが故に一日も速くその色彩を改正し而して現代のモダン刑務所に綜合せしめて、より以上明い行刑の實現を希望して止まざる次第である。（一二、四夜）

◇理論の實際化

鹿兒島　T　W　生

刑罰は敎育なりと云ひ、行刑は改過遷善にありと云ふは兄學者の學說のみならず、之は時代の要求である。

然るが故に一般看守は彼等收容者を敎化遷善せしめねばならぬと云ふに、それは甚だデリケートな至難な問題である。或看守は「規則を嚴重に守らせると同時に彼等に同情の念を持つて、規則の許す限り色色面倒を見てやり、決して斯樣な勞力は惜まぬかくして法の長るべきものである事を示すと同時に之に信賴すべきを悟らしむるにあり」と云ふであらう、「又看守は時に應じ敎誨師となりて彼等を敎化し反則に對しては戒護主任となりて叱責報告の手段を取り、其他所長となり作業主任となることである」と云ふであらう。

然り之等は皆一面の眞理を穿つたものであると云ふ事が出來而し之は外面的の考へであつて尤も重大な内面的即ち精神的の感化が必要であると思ふ。

例へば親が子供を敎育する場合、時には叱責し又は笞撻する事もあるだらう併し之は皆慈悲の笞であり子供の將來を思へばこその叱責である。

看守も亦然り、彼等收容者を叱責し訓戒する場合は常に如斯心構があつて欲しい。

又子供は日々親の素行を見て不知不識の間にそれを眞似親の感化を受けるものである。

然るが故に彼等收容者も其の直接する擔當看守の感化を受ける事が重大であるから、口先で色々訓戒するよりも、其の人格の修養に務め、且つ素行を謹む事が最も緊急な任務であらうと信ずる。以心傳心必ずや擔當看守の人格の高尙は彼等を敎化するに最も役立つものと信ずる。

かく考へて來ると刑罰は敎育なりと云ふ思想を只理想とし理論として其儘止めて置かず、之を如何にして實際化する事が出來るかと云ふ事に始終注意を拂ひ、攻究すべきであると私は常に信ずるのである。

矯正図書館

◇累犯防止の愚感

廣島　林　學　治

行刑は教育である刑は刑なきを期すとか幾多の論上に論究されて居るが、其れは罪質犯數の如何に依りては幾部分かの改心可能性もあるが先づ再犯者として入所する十中の九は犯罪が職業であり、又彼等としても社會より虐げられる結果が犯罪を餘儀なくせられるからである。斯した再犯者をして泥棒をよせ酒を呑むな喧嘩をよせ罪人となるな決して再犯するなと行刑中に於て將又釋放時に於て諄々と諭すが其は云ふ人の誠心であり云はるゝ者も深く感銘して居るが、現世は此れを直向から否定して、斯く云ふ人が無理で云はるゝ人も即ち、犯罪と云ふ職業をよせないのが當然である。若しも止せと云ふ結果から其の犯罪をよしたなら早速パン問題の解決が付かない事となる。現在社會は身に一泥のない清淨潔白の人が、職を求めるに洪水の如く就職難に遭遇し妻子は愚か自分の口糊さへ扶養の出來得ない斯る複雜多端な經濟界に誰れが物好きに前科者と知り乍自家の爲め自己の爲めと使役を望む人があるか。凡人の情として期するは同感である斯樣に考へると再犯者の改心云々も刑務所の改心で社會一般に通用出來得ない結果となり又我等の切なる改過遷善への指導敎諭の苦心や一心に善への千燈を積上げても一度釋放して社會に復歸せしむれば徒に水泡に歸する結果となる。然らば堂々たる免囚保護は形式であるかと御叱りを受ける點もあらむが一時的保護能く達すと云ふも、永久的保護に缺陷あれば何等の效果なく、要するに現今の保護は一時的にあり永久的保護に於て缺陷ありと想ふ然し世は刑務所内の諸規律の如く四角四面に善惡を微細に渡りて處理するならば再犯防止も出來樣が現世社會は反對に一般人の祖先崇拜を直接に依賴する佛心指導の先覺者たるべき法衣の和僧が善者を罔弄し欺き私慾を滿さんが爲めに物質界にも精神界にも善者の膏血を絞り褻者

來社を右左に芳香不潔の巷に蕩盡を憎まず罪から罪の魔道を踏んで更に反省の思念ない惡僧さへある現世に、誰れか國家の爲めと身命を賭す者あらんや。乞ふ願はくば保護完備を計るに獻身的愛國者の蹶起を望んで止まない次第である。

時代文明は黃金萬能であり林子平の古諺の如く親なし子なし版木なし金もなければ死にたくもなしと云ふ、再犯者にも同情せずには居られない長い間自然界の自由を斷れ漸く眞人間となり社會の人となつたのも束の間、働かんとして職なく雇はれんとして雇主なく妻帶を望んでも資力なく斯くして精神界にも物質界にも惠れない境遇の人となり沖遠く小舟が放浪にもまれ漕棒なき便りなき狀態となり唯々一枚の舟底を便る計りとならんか、玆に至りて世の無情を叫びつゝ自暴自棄の人となり性の兩面的慾望を達せんと惡魔となり非人道となる何たる慘狀ぞや社會が造る罪人社會の環境に支配せられる罪人之は罪人個人の責任ではない然し其れを個人の因果關係にのみ斷定を下して

行刑敎育に對する私見

長野　美谷島散鐸

敎育の本質は「作る」とか「養成一する」とか云ふ敎育者の被敎育者への働きかけのみではない。まして方法手段により學校敎育たると刑務所敎育たるとに差異ありと云ふが如きことはない。

敎育なされて居るとは、敎育する人に對して、恭敬、讚仰、畏敬、などの念が尊敬となり融合して一つの感情となつて響いてをり、相互は自己投出的に働いてる狀態をいふのであらう。

そこには、學校敎育、刑務所敎育の差異も又方法手段も認められはしない。

「敎育する人と、なされる人が敎育思慕によりて結ばれ互に文化的思慕を抱いてイデアの前に祈りを捧ぐる場合には兩者は全く無差別である」と小西博士の言葉の樣に敎育は敎育する人の對者への發動でない。共同勞作である。明日の文化構成に役立つ人間を作ることが敎育の第一使命ではない。勿論敎育は文化財の上に立つとはいふものゝ敎育の裡には、具體な文化財を取拂つても尙殘る部面のあるべきだ。それは思慕の情意であり渴仰である。自己の現在をより完全なる姿に於て把捉せんとする思慕の情である。吾々は之を敎育的思慕の名に呼ぶ。

まこと敎育は人格の交流である、この交流の裡にあつてかもされる敎育的思慕の情意こそ本然の姿に於ける敎育であらねばならない。

然らばかゝる本質的な敎育が現在の刑務所に於て行はれてゐるか、刑務所はかかる敎育の道場たるべきであるか、私は前者に對して不明と答へ、後者に對しては否と答へる。

刑務所は敎育の道場としては障害となるべき幾多の素因に充たされてゐる。

だが敎育は必ずしも特定な學校、敎員といふ存在を必要としない。敎育は人に依つてなさるべき以上その敎師と呼ばれる者は、看守であつても技手であつても居る現世の刑事政策も餘りに無情な樣に想はれる人性の行動善惡の二者に別る惡道に入るのも自制力の乏しきなり自制力强固なれば湯しても盜泉の水を呑まずとか又は武士は食はねど高楊子とか云ふ其れは百年も二百年も前の處世觀で其れを現代の世に該る古諺を實際に實行して食はずに野垂死でもしたら何と定評を下すだらうかやはり馬鹿者と定評するだらうが是の場合に至りて國法をくゞり强盜窃盜總ての非社會的行動を執つても生命を保ち得る事が現社會の勝利者かの樣に思はれて居る現狀である。想ふに再犯防止は國家國益の爲めの直營工事として、國内北海道樺太臺灣朝鮮の如き廣漠の地を選定し社會より虐げられる再犯釋放者を使役し未開地の開耕開拓に依り得たる耕作地を漸次分讓し勞働賃の代償として惠與するの方法を以て保護事業となさんか一面に於ては人口問題を解決すると共に食糧問題を融和し以て國内の產業發達を期し而して行詰りたる保護完備を實現するに至らんと想ふ。

い、。勿論その場合には職業といふ様なものはその人にあるはずがない。場所も工場居房樹下石上何處に於てもなさるゝものであらう。勿論現在の刑務所に於ても其の人を得るなれば教育は行はるべきは言ふを待たない。

刑務所が教育の道場たるに縁遠いものならば刑務所は如何なる使命の下に存在の理由が見出さるべきであるか、刑務所職員の存在理由は何であるか。

今日の刑務所の教化の目的は、收容者の歪める心を純情に引戻し、社會人として必要なる智識技能を授け尚進んでは現代社會一般に缺けてゐる共同精神を基礎づけることを主眼としてゐる。

人間として只其の一方面を教養し得るのみである。刑務所教化がかく只にその一方面の教養を受持つのみであるといふ事の理解なき場合に於て人達は刑務所教化の力を過信し、あだかも萬能藥の如き認識の錯覺を引起す。かゝる認識の誤謬から人間性の一切の方面にまで關係せんとするは不能事である。人性收容者の中には刑務所教化の如何ともなし得ないものゝ存在することを知らねばならない。

私共には人物なり、事物なりを私共にとつて利害のある方面からのみ觀ようとする習慣がある。その爲めに人や物を眞の姿に觀ることが出來ない、私共の眼の前には功利の世界があるばかりで、眞の世界、美の世界は私共の眼の前には閉されてゐる場合が多い。

一度拘禁されて冷靜となりたるとき、收容者に於ては事物はその眞實の姿に映ずる。刑務所職員は收容者の美しい世界を育て上ぐる事なしに却つて打ち壞さんとする。刑務職員が收容者を教養する場合には、その美しい世界を育て上ぐる樣努力すべきではあるが、社會を救ふ人を作らんことを念願する必要はない。

刑務職員は其の習得したる智識技能を以つて收容者を指導することに專念すべく又その智識なり技能なりの向上研磨を職員自身怠つてはならない。（此の問題については私は言ふべき多くのものをもつてゐる）そして吾々は收容者の人間性を歪めざらん事を念慮とすべきである。その指導の結果が直接に社會の爲めになる人となることもあらうし、又ならないこともあるであらう。然し刑務所を出た收容者はその本然の姿、眞實の物の觀方を歪められずに、社會の人となることが出來るならば幸と云はねばならない。

それ以後に於ける收容者の行動　思惟に就ては刑務所教化、刑務所職員の如何ともすることの出來ないことである。それは經濟組織、近代產業の機構の深き探究、反省の上になさるべきであらう。たとへその反省の機緣として刑務職員がそれにあづかる事ありとするもそのことゝ刑務所教育とは何の關係もあり得ない。

今日の制度に於ける刑務所に於ては智識技能の教授を以つて主目的とする　否唯一の目的である。職員はその意味に於て教授者の名に呼ばるべきである。今日の刑務所が教育的思慕を持つ人の教育道場でないとしても、それを以つて刑務所教化を無意義な存在となすべきでない。

眞の教化、教育を、行ひ得ないからといつて今日の刑務職員を咎める事は出來ない。

今日の制度ではさうするよりも外やりようがない故である。

そして私の夢みるものは、到り着かんと願ふ心境はペスタロッチの姿なのである。

偶感

青森　249　生

凡て物事の成功は最終の一擊で決せらるゝのである。故に其の最終たるや時も忽せにすべからざる處で且つ最も肝腎な處と言はねばならぬ。況して人を改善し社會の良民を造り累犯を絶たねばならぬ行刑事業に於ては殊に此の最終に重きを置き細心の注意を拂はねばならぬ。

行刑の現在は學者の說、實務家の方針何れも昔時の懲治主義を廢し改善教育刑を採用し彼等を肉體的に精神的に教養しつゝ邁進しあるは國家の爲め最も喜しき現象であるが、玆に悲しむ可きは時代思想に伴ふ事なく其大部分歷然として改正なき彼等取扱規定「監獄法同施行規則」あるを痛切に感じるのである。如何に新しき論說方針ありと雖も實際に古き法規にて彼等に臨むに於ては充分に此の行刑の目的を價値付ける事は困難で寧ろ不可能であると言はねばならぬ。

私は屢々斯る事を耳にした事がある。或收容者曰く「今月は放免（釋放）ぢやから稼でも駄目だ賞與金は貰へる譯でなし甘くやるに如かず」と、行刑の目的は精神的に肉體的に彼等を教育し累犯を絶つの目的で此の目的を達すると否とは此の最終の一擊にありとせば右收容者の言「意中」は果して此の目的に適つて居るか？吾々は苦心に苦心を重ね漸く社會生活に適ふ樣心身共に教練したものを最も肝腎の間際に於て、彼等に漸る感を抱かせ自暴自棄に陷らしめ犯罪前の惡癖性に立還らしめ釋放せしめて居るでなからうか？吾々は斯る悲しむ可き運命にあるも是れ畢竟法規の改正なきに基因すると私は斷言するのである。

前述の如く弊害あり最終を肝腎とするなれば監獄法施行規則第七〇條の規定を今少し時代相に沿ふ樣改正され、充分に行刑の效果を擧げられん事を切に希望して止まざる次第である。（完）



包紙と水引

贈答心得

四季折々に、色々の贈答品のやりとりが行はれますが、この様な場合、受けるにも贈るにもそれぞれ作法のあるものでして人の身分は勿論、その贈るべき物品の性質等を熟考して適當の方法を執らなければ徒らに人に迷惑を及ぼす様な事ともなるものです。でこゝにはその最も形式的なことについて述べて見たいと思ひます。それは品物の包み方と結び方とですが、先づ包み方より云へば、第一は包紙のこと第二は色目といつて包紙を重ねた時表裏の色の配合、第三は熨斗包みの方法であります。扨物を包み、又は物を載せるために打敷くべき紙は元來色目の重ねを用ゐるのが古式となつてゐます。次に杉原薄様などを用ゐたのですが近頃は高位の人は檀紙を使用し普通では奉書を用ゐる様になりました。然し色目の重ねを包み紙には用ゐなくなつただけで、熨斗包みの紙には使用されてゐます。殊に今日美術思想の進歩と共に衣服の上着と下着或は衣服の表裏などにおける色合の配合に、右の色目の方法を應用する様になりました、これらは婦人として心得べきは勿論、美術上に大きい得益があるからです。昔は物を包むには二枚重ねて用ゐたもので、その重ねの色目は四季折々の時に應じて草木の花とか葉とかいふものゝ色にかたどつた者であります。たとへば春ならば梅重ね、柳重ね、櫻重ね、山吹重ね、藤重ねなどで、夏ならば卯の花重ね、菖蒲重ね、青葉重ねなどであります。又秋とか冬とか云へば皆それ〴〵の時に應じた色を用ゐたものです、これには異色で同名なのや同色で異名なものがあります。これは氣候によつて色の名を異にしたもので、表薄朽黄に裏濃朽黄なのを夏ならばこれを蓬重ね秋ならば梶の葉重といふので見ても分るのです。扨その包み方ですが、正式は二枚ですが大抵一枚で包む様になりました。それらの場合品の上下から見える様に包むべきで香とか薬などは上下をも包み込むのです。元來贈答品には表書をせず、別にしたものを添へるのが本式となつてゐます。が、之は今それ程用ゐられてもゐない様で大抵直書ですが、こゝに注意すべきは板に書く場合は横板に書くことは慣まねばなりません。又水引のかけ方としては圓い包物は片わな結び、平たいものは兩わな、又佛事、婚禮にはすべて結切を用ふるのです。必ず白を左に、紅を右にし、赤黄なら黄を左にするのです。かける場合は衣服の襟を合せると同じに順にかけるべきです。

とろろいも

昔から元氣のつく食物として卵子などと同列になまこやとろろいもがあげられてゐるのも、一様にムチンといふねばねばした榮養價の高い動物性のたん白質に似た物質をふくんでゐるからである。

とろろいもは生のまゝたべるのが、普通で煮て味ふのはまれである。消化素であるヂアスターゼの含有量も非常に多く大根おろしにふくまれてゐる量よりも遙に多い。その含量はタカヂアスターゼにさへ匹敵するといはれるほどである。

しかも大根おろしの方は刺激性が强いからさう澤山振ることは出來ないが、とろろいもの方はふんだんにたべられる。この點からもとろろいもは日本特有の食物で世界にほこることが出來よう。

俗に麥飯にとろろといはれ兩方共かまないでそのまゝのみこむので不消化のやうに思はれるがとろろはだ液以上に消化かう素を澤山ふくんでゐるから少しぐらゐたべすぎてもすぐに消化されて消化不良を起すやうなことはない。

ゆゑに、とろろは生のまゝで味はふべきもので煮ると折角のかう素が分解して役に立たなくなる。その他とろろにはりんやカルシウム分が相當にひそんでゐるから嬉しい。

海苔の滋味

科學的に證明

沃度やヴキタミン

私達の榮養の上に海苔など別にたいしたものでもないと云へますけれど、又非常に大切なものだとも考へられるといふのは、左の分析表をご覽になつても分る通り海苔は所謂榮養物といふやうなものではないにしても、他の魚肉や野菜などには決して含まれてゐない、しかも人體には大切な沃度を持つてゐるからなのです。

分析表　（單位%）

▽水分一四・四〇▽蛋白質二六・一四▽脂肪なし▽纖維九・五五▽灰分九・四五▽無窒素有機物四四・五一

といふやうな成分から淺草海苔は出來てゐる。青海苔もほぼ同じです。で沃度はその中の灰分の中に含まれてゐるわけですが、量にすれば簡單な分析では出て來ない程の量でその外昆布、ワカメ、ヒジキといつたものにもごくわづかづゝ入つてゐますが、かうした海草類以外の食物からは沃度は絶對に得られないものです。では私達の身體に沃度はどのやうに必要か、これのない時はどうなるかといひますと甲狀腺（ホルモン腺の一種内分泌によつて生活力を盛んにする）の機能がにぶつてくるのです。その結果は脂肪が段々とたまり、むやみに身體がふとつて來るといふやうなことになります。又反對に攝りすぎて甲狀腺の機能が旺盛になりすぎるとバセドー氏病（目の玉がとび出たり、疲れやすくて動悸が激しくなる）といふやうな病氣になることもありますが、どの海草にしもごく〳〵僅かづゝしか入つてないものですから、攝りすぎるといふ様な心配はまあないでせう。ですから肥りすぎてゐる人には海苔などよいものです——と云ふのは甲狀腺

の機能が盛んになれば新陳代謝が盛んになり、過剰の脂肪なども體内にたまらずに消化され從つて太りすぎもなほるといふことになります。なほもう一つ副甲狀腺これは石灰化――つまり骨とか齒とかを作つて行く上に大切なものですが、沃度の不足なる時は、そのために骨軟化症――關節の骨がぐにや〳〵になつてくるといふやうなことになるのです。なほ海苔のビタミンはさうとりたてゝいふ程のものでもないでせうが、Cが相當多くAも少し入つてゐます。

煙草是非
新しい研究の種々

煙草の有害はいふまでもなくその含有するニコチンのためであるが、ニコチンの生理的作用としては中樞神經に對してまひ作用を有し、試みには神經を刺激し快味を覺えさせ、疲勞をいやす効果は幾分あるが、量を過ごすときは疾患をおこすことがある。

榮養上の効果としては、食欲增進等はあげられるが、他の種々な不都合を考へ合せると、結局榮養上大した効果はなく、たゞ一時的な快をするにすぎないから、これを用ゐるに當つてはその量の適否を考へなければならぬ。

煙草の煙についての成分研究は澤山ある。以前はニコチン以外に毒物を含んでゐないと信じてゐたのであつたが、その後幾多學者の研究によつて、一酸化炭素、炭酸ガス、青酸、ピリヂン鹽基等の有毒物をあげてゐる。然し主としてニコチンが有毒作用をなすものであることは疑ひない。

◇

トウガラシ、ケシなどいはゆる香辛料は、味覺嗅覺を刺激して食欲を進める効果があるが、茶、コーヒー、煙草の如き所謂アルカロイド嗜好料は動物にこれを多量に與へると動物は中樞神經殊に呼吸中樞のまひをおこし、これがためけいれんを發し遂に死に至るものである。

◇

ニコチンは煙草葉に含まれる含窒素物の主要成分であつて、いはゆる煙草の臭を有し無色の油狀液體であるが、空氣にふれるとかつ色に變ずるものである。又、その含量は種類によつて差異があるが普通に喫ふ煙草は二パーセント內外である。

◇

煙草の葉の中にはニコチンが多量に含まれてゐるが、喫煙しても著るしくニコチン中毒を受けることのないのは、ニコチンの大部分が燃えてしまひ人體內には入らないからであると說明されてゐた。所が近頃の研究によると左樣でなく、ニコチンは七〇パーセントは蒸氣となつて實際吸入せられるといふことが分つて來た。しかもこの蒸氣は、空氣と混じて薄められて吸入せられるから、直ぐには著るしい中毒を起さないが、長い間には知らず〳〵中毒せられるものである。

◇

煙草の煙についての成分研究は澤山ある。以前はニコチン以外に毒物を含んでゐないと信じてゐたのであつたが、その後幾多學者の研究によつて、一酸化炭素、炭酸ガス、青酸、ピリヂン鹽基等の有毒物をあげてゐる。然し主としてニコチンが有毒作用をなすものであることは疑ひない。

◇

トウガラシ、ケシなどいはゆる香辛料は、味覺嗅覺を刺激して食欲を進める効果があるが、茶、コーヒー、煙草の如き所謂アルカロイド嗜好料

鹽の効能

□……少し濕り氣のある鹽で匙類を磨くと大變綺麗になります。少量の鹽を匙に入れて嗅いでゐると、感冒がらくる頭痛を大へん柔げてくれます。

□……オムレツなどを拵へる時油をしく前にフライパンへ鹽をふり撒き一寸溫めて紙でキレイに拭きとると絕對に焦げつきません。

海外異聞錄

◇死刑を廢止したメキシコ

今回大統領オルチス・ルビオ氏の裁下を得て公布されたメキシコの新刑法において、最も注目を引いたのは、死刑を全然廢止したことである。なほ新刑法においては陪審制度もまた廢止された。又從來の習慣を破つて新刑法で處罰されることになつたものは決鬪をはじめ、醫師の誤診による致死などがある。浮浪人も捕へられゝば拘禁するか追放することになつてゐる。

◇誘拐防止の特別護衞

米國のやうに物騷な社會にあつては、千萬長者とか人氣俳優等は一刻も安心してゐられない、といふのは一寸でも油斷すると直ぐ不逞團の乘ずる所となり、誘拐監禁された揚句、巨額の身代金をせしめられるといふのが落だからである。それでハリウツドでも最近世界的人氣俳優、例のロイド眼鏡のハロルド・ロイド君の幼女たち、又先頃日本へも渡つたメリー・ピックフォード孃、愛姪などに、警察から特別の護衞が附添ひ、不逞團の誘拐防止に努めてゐる。ロイド君のは六歳になる幼女と、最近新たに養女とした五歳の幼女との二人で、又ピックフオードの姪といふのも十六歳になつたばかり、然もいづれも將來の望みを囑せられてゐる子供たちである。警察で急に豫防手段をとるに至つた動機は、最近ある不良漢が電話でピックフォード少女の誘拐を計畫してゐたことを、物聞した一婦人の報告に基いたものだといはれてゐる、しかし警察署長はこの說を打消し、別に具體的陰謀は聞いてゐないが、豫防手段をとるに越したことがないからだと稱してゐる。數年前にも三人の惡漢がメリー・ピックフォードを誘拐して二十萬圓の身代金を捲き上げやうとの陰謀計畫が暴露したため逮捕され、現にサン・クエンチン監獄に長期の服役についてゐる。

◇一ケ年百萬圓の扶助料

離婚で名高い米國のリノ市の離婚裁判所で最近一番の大物は、米國第一のデパートメント・ストア經營者マーシャル・フイールドの後繼者たるフイールドとエヴアリン夫人との離婚訴訟で、エヴアリン夫人は一ケ年に百萬圓の扶助料を受けることになつて解決した。やることが米國式に桁はづれに大きい。

◇小學校教員の御難

米國ケンタツキー州ヘンダーソン郡では、小學校の男女教員に對し、結婚離婚共に罷りならぬ、若しこの規則を破るものは免職の外なしといふ野暮な規則が出來たといふ。

◇隣國の刑法を借りて裁判

最近ヴアチカン宮殿內の一室で行はれた裁判は、法王國復興以來最初の裁判だといふので非常な興味を呼び、新聞記者をはじめ一般傍聽者が室に溢れる盛況を呈した。しかし事件といふのは極めてありふれたもので、或る男がセント・ピーター大寺院の寒錢箱から寒錢をくすねて發見逮捕された。男は訊問されるまゝ

にスラ〳〵と罪を自白したのみならず、イタリー軍隊及び普通法廷で處罰された前科者たることを平氣でサラケ出した。そこで判決であるが、ヴアチカン法王國が復興してまだ間もないことゝて、法典などは何も出來てゐないので、何で此の罪人を罰するかといふ騒ぎである。結局が止むなく隣國イタリーの刑法を借用に及んで罰することになつたが、イタリーに於いて犯した前科は外國での事だからこれは數へ上げないこととして、懲錠泥棒のみについて、三ケ月の懲役を申し渡したといふ。

◇傘は盗んでもいゝ

これはロンドン郊外エンクイールドの話であるが、或る男が蝙蝠傘を盗んだ事件に、法廷における檢事の論告に曰く「彼が蝙蝠傘を取つたのに何等の惡意なきことは充分立證された、まことに土砂降りの夜であつたから」そこで檢事は起訴撤回、事件は棄却されたが、裁判長サー・ヘンリー・ホーウエルズ氏の曰く「ホテル乃至はクラブにおける蝙蝠傘の紛失は周知の事件であつて、若し一事件毎に裁判沙汰となすならば英國法廷は蝙蝠傘に沒頭しなければならぬ。これ本訴を棄却する理由である」と。

◇五ケ年間死刑廢止案

英國議會の各派より選出された死刑廢止問題調査委員會は、その報告書を提出し、その中において「議會に對し試驗的に五ケ年間死刑を廢止する法律案を提出すること」を勸告した。

◇九ケ月間に死刑五百四十七人

ソヴイエト・ロシアを嚴がせてゐる反革命關係産業黨員も、何れも死刑にされるとであらうが、最近モスクワのプラヴダ、イスヴエスチア兩紙によつて蒐集された統計によつて見ると、一九三〇年度に於いて一月から九月までにルビアンカ監獄で反革命・サボタージュ投機等の罪狀の下に銃殺されたものは實に五百四十七人に達するとのことである。

◇ドイツ憲法の原本盗まる

ドイツ國會圖書館からいつの間にか貴重な憲法の原本が盗まれてゐるのが、最近に至つてはじめて發見された。この憲法は一八四九年の制定にかゝるもので、赤い背皮の表紙に銀の鷲を浮彫に出してゐる美しい裝幀で、はじめ一八四八年のフランクフオルトの議會で可決されたが、遂に國民の不滿をかつて革命的感情をあふり、一八四九年九月二十八日修正の上改めて可決されたものであり、現在のドイツの國旗が始めて採用されるに至つたのもその當時のことで、ドイツにとつては歴史上にも貴重な文獻であり、國會圖書館ではこの原本を特に金庫に收めて保存してゐたものである。此の金庫の中を調査整理したのは一昨年十一月その時までは確かにあつたといふことが確實になつたが、その後何時盗まれたものやら解らないといふのである。此の憲法原本は骨董品としても五萬圓の價値は充分あるが、犯人は恐らく金が目あてゞはなくて、蒐集癖からやつたものであらうといはれてゐる。

◇醉つて結婚は無効

米國アイオワ州ダブクーに住むバート・ツアプといふ青年は、酒に醉つて前後不覺中に結婚し、二日後に友人からお祝ひを言はれて、初めて自分が結婚したことを知り驚いて裁判所へ訴へ出てこの事情を述べたので、醉つて不覺の上の結婚は無效と裁判が確定した。

◇選句所感

一心君の「弓の的」の句は、配材の好ましさが先づ感じられる。決して新味のある句ではないが、ある床しみのある句だ、梅の奥と云ふからには、梅の木もたゞ一本きりなのではなく、一寸梅林の觀を呈する位に、相當に樹數のあることが想像される。氣高い匂ひにその梅が今を咲き盛つてゐる。そして、その奥から的を射貫く矢の音がボスと聞える　誰か弓を樂んでゐるらしい。矢の的に當る音は極めて短い音ではあるが、ハツキリとしていかにも氣味のいゝ音である。早春のまだ寒い、引緊つた大氣の中に清楚に匂ふ白梅と、その奥に起る昔を偲ばせる弓の音しかも的を射貫く音、梅は譬ば古武士の如き面影を持つ花で、弓の音はその花の奥に起る音として快適な調和がある。之が琴の音や、三味線の音などであつたら、俗臭に墮ちて一顧の價もないのである。

□

松の子君の「如月や」の句、著眼の皮淺ならざるところがある。正月といふ月は年

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　静岡　一心
弓の的射當てし音や梅の奥
地　水戸　松の子
如月や餅の徽干す日向縁
人　豊多摩　巴波
杣の子の落葉にひとり遊びけり
秀逸
雪積んで藁屋根円し山の村　大邱　琴湖
萬歳に吠えかゝりたる小犬哉　三重　笙聲
日曜のうから集へる炬燵かな　甲府　桂城
焚火の穂ちろ〳〵として薄日中　松山　薫花壇
寒梅の影ある月の障子かな　公州　暁甫
佳作
道普請出揃ふまでの焚火かな　三重　章堂
霜風の麥田歩きぬ寒鴉　福岡　德水

始の往來や何かでつひうか〳〵と過してしまうものである。そしてその正月の後を受けた二月からどこの家でも生活の常態にかへる、と云ふよりはむしろ此の月は出來るだけ節約の守られる月といふべきだらう。もう改つて來る客もないから、主婦は日のよく當る緣に黴の花の生じた、正月の餘りの餅を持ち出して風にあて日にあてる。此の黴餅を干すといふところに、二月の淋しい氣分がよく出てゐる。斯ういふ題は季題としては、その漠然たるところにむつかしさがある。だから多くは題意の說明に墮ちるものである。

□

巴波君の「柚の子の一句、聖らかな寂しみが感じられる。山中に小屋を掛けて住まう柚の子には友達といふものが得られないところから、おのづとひとり遊びに慣れる。落葉の時分には、それを無二の友として、落ち來る葉を追ひ廻したり、手に受けたり形や色のいゝのを拾つたりする。それは側から見ていかにも淋しげに同時にいかにも聖く思はれる。山越しなどする時出あふ情景であつて、何でもないやうな小さい情景でありながら深く心に殘るものである。

□

一體に今月の成績はよくなかつた。これは新年にたゝられたゝめで、充分著想を選擇して、表現を洗練する餘裕が無かつた結果であらう。著想の清新なるは句の生命であるが、この折角の著想の活殺は表現にある。前に引例した子規の一題十句のやうにやつてみることは表現を習得するに最も良方法だ。此處に注意を要することは、此の方法を履き違へて、句を拵へ物にしてはならないことだ。良い庭木を作らうとして枝を剪りさては幹を傷けて枯してしまうと同じやうに、いゝ句にしやうと折角の著想を都合よく按配すると反つて死句を得るに至る。著想とは云ひ換へれば實感、尙ほ別言すれば眞と美とである。表現の苦心はいかに實感を生かし出すかにある。見た眼はどんなに美しくも造花の美では價値がない。句の價値は實感の表現價値である。

行人の足どり早き師走かな　同　不仙
鹽鮭を土間につるせる師走かな　同　放浪
頭の上を火の子の飛びてどんど哉　三重　五鈴
冬の夜の更けて窓打つ歌かな　群山　豐岳
しぐるゝや野の枯草に音高く　市谷上州
引潮の洲に友を呼ぶ千鳥かな　晋州　あち
歌がるた二人の親の交りけり　小菅　珀水
雪にきしむ音して初荷車かな　元山　流星
退廬の一人後れし吹雪かな　岩國　沈丁
黃昏や垣の中なる羽子の音　大邱　柳水
關門の黑潮速し冬の月　西大門　茂
掃初めや拜殿までの雪の道　同　南豐
隣から風呂の迎ひや雪の晝　八王子　南天
朝霧の中に港の汽笛かな　松山　一風
山茶花や閑雅に見ゆる禰宜の家　小菅　石舟
寒鴉野積みの藁に群れにけり　福岡　竹里
醜女にも似ぬ靨色や寒ざらひ　新潟　銀波
置炬燵そゞろに國の戀しかり　豐多摩　國茂
雪霽や朝の障子のひとあかり　小菅　寬山
萬歲や草家ばかりの山の里　三重　一風
昇り來る初日に鳴かゞやけり　松江　磨佐緒
雪やんで日向に並ぶ雀かな　京都　累山
初鴉啼くや社頭の雪明り　尾道　抱鶴

玄關に寒き聲聞く炬燵かな　前橋　一水
飛行機や雲より出でゝ雲に入る　市谷　幽邃
梅咲いて靈の如くなる藁屋かな　水戸　悔里
御降りや微醉の人の下駄の音　大阪　柿村
箸どりを子に敎へつゝ雜煮かな　新義州　青村
何軒もつゞく空家や冬ざるゝ　咸興　蔦崩
元日の色の庭に冷たし北の風　沖繩　峯
元日やみくじの前の人だかり　金泉　見里
畑麥の青きが上や春の雪　德島　白鷺
人里の灯火遠き吹雪かな　金澤　緣峯
落燒いて闇み合ひたる焚火かな　三重　鳴鳳
嫁が君初荷の上に登りけり　大田　開石
宮の庭子供集ひて春めけり　金泉　梅雪
軒氷柱影うつしけり障子の陽　宮城　久光
物刻む妻や厨の初明り　八王子　蕪菁
春曉の富士ほのぼのとありにけり　橋通　靈雪
座をぬけて蕎麥乞ひにけり下戶の客　市谷　雨晴
窓の灯の吹雪にもるゝ草家かな　三重　安紀良
遠汽車に畑打つ腰をのばしけり　小田原　一川
寒垢離の釣瓶井桁に凍りけり　市谷　富子
穢れざる雪を踏みけり初詣　三池　雷峰
日向ぼこ小鳥を側に樂しめり　咸興　窓子
元旦の見る物にある生氣かな　清津　揖々子

練習所見學の記

(1) 王子製紙會社十條工場（十一月二十二日）

(2) 明治神宮（十一月二十九日）

◆王子製紙會社十條工場

○ 中原忍

寒竹進

十一月二十二日第九回目の見學日である。

今迄の見學は全部刑務所關係であつて、言はゞ親戚を訪問した樣なものであつたが、今度は全然毛色の變つた製糸工場であるのと、再三難交渉の結果やうやく承諾を得たと言ふ、むつかしい見學なので、見學記の筆も思ふ樣に運ばない。

省線電車を利用し、王子驛に下車道を左に取つて行く事數町にして王子製紙十條工場に到着、階上の一室に小憩の後技術員より洋紙製造に關する概念的說明あり、直ちに三班に分れ社員の案内に從つて先づ工場の一隅にある淨水池に至る。荒川の河水は此處にひかれて幾多の區劃の中を潜りながら淨化せられてタンクに送られてゐる。一分間に八十石を使用すると云ふ工場内の清水は皆此處で淨化されたものである。次に一日百萬キロを使用すると云ふ電力室、木工室の前を通り工場地區に入れば、うづ高く積まれた破布の山の中に四五名の白裝束のエンゼルが眼だけ光らして、無言のまゝ破布を選別して除塵器に送つてゐる。眼を右に轉ずれば中空高くコンベヤーは働いてゐる、北海道等の工場より送られて來た木材パルプを工場内の運河より工場へ運んでゐるのだとか。除塵器の裏に廻ると機械水雷の數十倍もあらうと思はれる樣な球形の蒸煮罐が怪物の如く控へてゐる。除塵されたボロが二千貫づつ此の内に入れられて十五パーセントの乳狀石灰と混合せられ七十五ポンドの壓力で十時間位煮蒸されるのである。階上は倉庫になりパルプが整頓されてある。階上を次の工場に移ると苛性曹達の臭が强く鼻を突く、此處では二三個の楕圓形の大桶の中に蒸煮されたボロが苛性曹達を加へられ渦巻きながら次から次へと漂白されてゐる。階下では純白になつたボロを大桶の中で洗滌してゐる。再びコンベヤーの下をくゞつて松脂の香高き調藥室に入る。此處は紙の用途に從つてパルプに藥物的處理を加へる所であつて印刷用紙には白土を加へるとか、筆記用紙、包紙等には松脂を加へるとか、或は朋礬、或は澱粉等々。處理せられ、此處で始めて紙の性質が決定せられる譯である。色素も此處で加へられる。調藥室の階下はコンベヤーで送り込まれた木材パルプを纖維され

て調藥室に送られてゐる。

調藥室の反對に階段を降りると、すでに抄紙機の響が聞えて來る。ジメ〳〵した室にパルプは幾つもの大桶を通りつゝ洗滌せられ除砂機に送られてゐる。愈々製紙の心臟部とも云ふべき抄紙室に入れば數十間に亙る巨大なるモンスターは物すごい唸りを立てゝ活動してゐる。幾千の円軸の廻轉、ベルトの唸り、金屬性の騒音、このめまぐるしき中をドロ〳〵になつたパルプは金網の上を通り水分を除かれプレス部では毛布の上で壓搾せられドライヤーで乾燥され円筒の間を幾回となく通り抜け初めて洋紙となりカレンダーを通じて光澤をつけられ卷取機に卷取られてゐる。この間僅かに數分を出でないのであるとか。スピード表示器は一分間三百五十尺を表示してゐた。新聞用紙の如きは一分間千尺位のスピードで製出されるとの事である。二個の抄紙機の間を抜けて行くと斷截機と超光澤機とがある。スーパーカレンダーは鐵軸と綿ゴム軸の間に紙を數回通じて高度の光澤をつけるのである。英語のリーダー用紙等は總てスーパカレンダーを通したものださうだ。次の室では斷截された紙が多くの女工の手によつて選別され荷造室では一連づつ或は一連を二つに又は四つに分けて荷造されてゐる。

かくて一日五百萬ポンドの製紙能力を有する十條工場の見學の日である。午前中の講義が濟めば、晝食の箸を取るのもそこ〳〵に數分を出でたのは午後三時であつた。

○ 不知火生

今日は王子製紙工場の見學の日である。午前中の講義が濟めば、晝食の箸を取るのも時間の關係上仲々忙しい、實にスピード時代とは此のことだ。なんでも午後一時迄には、王子の工場へ當着せねばならぬとの前觸れ、其處で例の如く一同協會の前に集合、直に有樂町の停車場指して急ぐ、而して省線電車の到着を待つこと暫し午後零時三十分一同車上の人となる。

晩秋の空は彌々澄み渡り旬餘にして師走の迫るとも覺えぬ暖かさ、車窓に展開する。舊興後の帝都の賑やかな町並を眺めつゝ、僅か三十分足らずして王子驛に當着、夫れより王子町の街道を徒歩すること數町此の間沿道では練習生七十五名の行例を眺めて何事ならんと彼方にも此方にも何事か囁いてゐる。

熱つと耳を欹てゝ聽いて見ると其の囁きは斯うである「何んだろうか！　お巡りさんの樣でもあるが帽子の色が違つてる」テナことを言つてゐる。夫れに入所當時よりも總てがスチューデント氣分にでもなつたせいか、それとも府立中學の屋上に於けるディシプリン其の宜しきを得たとでも言はうか、何れにしても七十五名の大多數の者が秩序整然、さながら長蛇の列を成して行く樣は、町人の眼を引きしことも强き無理でもなかつた。

斯くして豫定の時刻に餘り大差もなく到着、直ちに事務室の二階に招ぜられて暫し休息、待つ程もなく同工場係りの方より製紙に關して一場の御說明があり、先づ製紙の原料の選擇より產地種類等、

而して紙となつて現はるゝ迄の詳細なる製紙の實際を拜聽して、只々化學の力の偉大なるに驚嘆せざるを得なかつた。

其處で此の工場に原料として用ひられてゐるものは、主として木材、破布、藁紙屑の四種にして木材は遠く北海道、樺太、朝鮮の大森林より産出する。エゾ松、トド松より製紙せられてゐるとのことである。

それから一行は三班に分れて製紙の現場を見學することになつた。先づ第一に製紙に缺く可からざる貯水場に至り簡單なる說明を受けたが、此の貯水場の水は荒川放水路より之を引用し、それを此の貯水場に於て濾し水となし各工場へ配水するとのことで、其の水の使用量が一分間に八十石とは一寸眼を丸くせしめた。

其處より左に轉じて前記の製紙の原料たる破布の斷截機設備の工場に至る。此處には、二、三の女工も朝鮮人其の儘の服裝をして立働いてゐるのが珍らしく眼を引く、夫れより次の順序を經て仕上場に至る、即ち此の順序に依つて製紙せられてゐるのである。

破布精選——破布斷截機——破布蒸解釜——洗晒機——原質叩解機——原質調整機——抄網部——壓搾部——乾燥部——光澤機——卷取部——强光澤機——斷截機

此の順序は破布を原料とする製紙の實際を示したに過ぎないが、總て木材、紙屑、藁等よりの製紙も此の順に依り設備せられてゐるのである。

斯くして製紙されたる物が最終の包裝、荷造の工場へ送られて行く、此處には熟練の男女職工が各々分擔されたる包裝に荷造りに脇目も振らぬ熱心さである。斯の如くにして一旦社會に於て不用物として集められた破布が機械の偉力と化學の應用とに依つて再び一般社會の人々の愛用品と成つて現はれて行くのであるが、此の製紙工場見學に際して素より直接關係ある刑務所見學と異り、其處に如何なる收獲を得ることが今日の見學の目的であるかと言ふことに、實は神經を尖らして見學したことである。然るに豫期の如き感想も浮ばず依つて貧乏籤の引當てとして聊か次の如き感想に恥つて見たのである。

或人曰く「誠意は是れ人を泣かしむ」とむべなる哉、彼の製紙に就て案ずるに如何に機械の設備が完備しても之に要する幾多の樂品の作用がなかつたならば、彼のボロ布とても再び社會の需用品として製出することは能はぬであらう。

我が行刑に於ても亦然り。如何に設備が完全であつても、彼等に接する吾人に誠意と云ふ敎化劑が無かつたならば、到底行刑の效果を望むことは出來ない。斯ふ考へて來ると吾人の責務が益々重且つ大なることを覺らしめられて來るのである。

斯る感想に恥りつゝ同工場を辭する頃は、早や、太陽は西に傾き飛鳥山の影に一行の歸りを待つかの如く光々として仰がれた。

十一月廿二日

新年名刺交換會

新會長の下に盛大を極む

恒例による刑務協會主催の名刺交換會は、昭和六年一月一日正午十二時より、例年の如く協會樓上で開かれた。

定刻鹽野會長をはじめ出席者一同設けの席につけば、先づ佳江常務理事は起つて

平和なる昭和第六の日出度き春を迎へまして、新會長の下に斯く多數の御來會を以て此の會を開くことの出來ましたことを深くよろこびと致す次第であります。此の會が斯く年を追つて盛大になりますこと、これは刑務一體の實現でありまして、刑務協會に對する深き御理解と御同情の結果に他ならぬものと存じ、まことに感謝に堪へません。折角お集り下さいましても何の風情もありませんが、たゞ酒だけは例年の如く大阪刑務所長の御配慮による灘の生一本でありますから、ごゆつくりと召上つて新年の喜びを十二分に盡して頂きたいと思ひます……

と開會の挨拶を述べて宴は開かれ、折詰の料理を肴に酒杯の獻酬は賑かに始まつた。

かくて宴半ばに、輝かしき大禮服の鹽野會長はおもむろに起ち上り、大要次の如く挨拶を述べられた。

諸君、私は只今宮中に參內いたしまして、龍顏いと麗はしく渉らせらるゝ、兩陛下を戴き多くも恐れ多くも國家の爲めに欣幸に堪へないのであります。殊に、皇后陛下に於かせられましてはお目出度きことの遠からずと拜しますのに玉體いよ〳〵御健かに在らせられ、皇室の彌々榮えさせ給ふことを、私は此の新年の劈頭に先づ諸君にお傳へすることを光榮とし、また以て諸君とお喜びを共にしたいと思ふのであります

然して、斯の如く平和なる瑞祥に充ち滿ちて明けました聖代を此處に歡び祝ふと共に、此の聖代に應へ奉るべく諸君と協力一致して、本年はいよ〳〵行刑の實蹟を擧げたいと望んで歌まぬ次第であります（以下略）

かくて鹽野會長の發聲によつて　天皇皇后兩陛下の萬歲を三唱、ついで根本市谷所長の發聲で刑務協會の萬歲を三唱し、酒杯はいよ〳〵旺んに廻つて思ひ思ひのかくし藝などが出で、非常な賑はひを呈し、いかにも初春にふさはしい氣分に浸りつゝ、和氣藹々の裡に散會した。

因に當日の來會者は左の通りである。

司法省行刑局

鹽野季彥、芥川信、岡部常、正木亮、和田岩雄、泉武斌、中林勘次、中田主稅、高橋健、鍵山俊治、仁科正次、山本作藏、武藤亙、津久井作司、印南眞一、小島耕一、土橋惣太郎、井川信一、

矯正図書館

山本銓吉、金田榮三郎、天津剛、妙圓團弘吉、久保田眞太郎、古田圓正

小菅刑務所

吉田律、澤田幸太郎、荒川金六、野手甚之助、菊樂夷、山根信松、野崎重雄、平川浩一、富井隆信、栗田紀道、關敬信、大場正雄、和田常吉、榮山重俊、大河内恭三郎、米澤豐治、小坂志藝男、吉田武男、島田鐵太郎、上山義昭、田邊實

市谷刑務所

根本仙三郎、伊藤忠次郎、曾川良貞、藤川慈學、辻山義光、松岡修一、青柳彌錄、森高雄、齋藤文藏、河野義通、夏目善太郎、白倉通雄、河合藤太郎、林仁次郎、小笠原天道、杉山憲太郎、越田利二、石野良之助、土屋正光、上田勝、藤井鹿、高瀨安貞、齋藤清、松本貞男、榮内泰治、小久保義晴

豐多摩刑務所

推名通藏、井澤實猛、川添敬三、森口藤松、朝岡晴光、古屋盛安、平方義孝、齋藤茂三郎、山下榮三郎、谷澤延雄、横山金太郎、森兵作、向井淺三郎、杉下學人、神崎優、藤井惠照、藤井義海、二場寶俊

巢鴨刑務所

江村榮太郎、大草東三郎、日高顯行、土屋通寬、大村曉心　峰岸邊、枇杷橋喜一、高橋佐一郎、吉田綱紀、岡崎重太郎、吉永聰夫、山田寬、木宮進、國井義雄、竹津眞一、武田慧宏、小室華雲、高城守人、時岡鐵次郎、瀨戸敬助、淺田松太郎、大久保浪吉、野中藤太郎、野口淺之助、小椋喜直、鈴木勇、渡邊勝己、秋山藤一郎、栗原喜市郎、町田正重

橫濱刑務所

河邊堪然、吉川桂太郎、原卓一、小山博、三好高彥、甕川兵次、双木文四郎、青木宣吉、根田敬治

川越少年刑務所

長谷川鐘太郎、行定形治、岸野春一、島田幸治、布施寬三

刑務官練習生

根岸義雄、武田豐、野口勇、青木榮吉、筒井正盛、江頭德太郎、課見武雄、小林尙、高山虎平、中原忍、寒竹進、長沼秀秋、黑木德治、石垣周作、野田義男、佐竹利助、小山田秀雄、木下喜作、清水千代、二木ハル、倉澤はなよ



輔成會

香川又二郎、近藤亮雅、渡邊義勝、遠藤理一、木村行雄、服部要次郎

刑務協會

住江敬義、島田榮造、野尻爻六、能勢弘忍、松富哲、阿部清衛、野口幸喜、平居三郎、澁谷善藏、重松圓藏外二名

前橋刑務所 五大式典

十二月七日盛大裡に擧行

夜來の雨は拭ふが如くに霽れて、赤城榛名妙義の連山に映ゆる陽も穩かな冬日和の十二月七日、前橋刑務所に於ては敎誨堂落成遷佛式、在所者死亡追弔會、在職死亡追弔會、新合葬者追弔會、表忠碑除幕式の五大式典を西本願寺御連枝靈應院麻布超海台下御親修の下に擧行した。

此の日、來賓として鹽野行刑局長をはじめとし、刑務協會佳江理事、輔成會香川理事、若林檢事正、石田地方裁判所長、田中縣警察部長、都木縣會議長、阿部縣會議員、佐田群馬佛育保護會長、其他市内有力者、縣下宗敎家等四百餘名に及び、午前十時四十分式の開始を告ぐる大太鼓を合圖に來賓、導師、衆僧著席し、音樂吹奏についで導師御佛前開扉、所長の式辭、來賓の祝辭、導師の讀經、回向音樂あり、引續き除幕式に移り、所長式辭、來賓祝辭、讀經、音樂の順序を以て行はれた。此間場内は寂として聲なく、幽妙なる讀經、朗々たる式辭、莊重なる樂の音に、莊嚴謂ふばかりなく、また佛說阿彌陀經の開始せらるゝ頃より收容者一千有餘名に禮拜を行はしめた。表忠碑は特に鹽野局長の揮毫になるものにて、利根の清流の響きと共に、奉公の誠を盡して職に殉じたる人々の功を末永く殘すものである。

式を終つて來賓始め職員一同は、設けの饗宴場に入り立食の饗應を受け、所長の斡旋により場内は大なる賑はひを呈した。

遷佛式　所長式辭

思フニ元ノ當所敎誨堂ハ今ヨリ四十年前ノ建築ニ掛リ腐朽甚シク唯雨漏ラス風通サヽルニ止マリ慘憺佛體ヲ安スルニ恐レ多ク感シ居リタリシ處機運到來上司ノ命ニヨリ改築スルコトヽナリ遂ニ今月今日ノ吉日竣功落成ヲ見玆ニ閣下竝ニ各位ノ御副席ヲ忝フシ本派本願寺靈應院連枝麻布超海台下ノ御親修ノ榮ヲ蒙リ遷佛ノ盛典ヲ擧グル事ヲ得タルハ不肖ノ欣幸トスル處ナリ

建築質素ナリト雖モ剛健華麗ナラスト雖モ清淨神塋ナル敎誨堂トシテ毫モ恥スル處ナキナリ更ニ本願寺ヨリ金色燦爛莊嚴極致ノ宮殿ノ寄贈ヲ受ケ忝シク遷佛シ奉リ今後永久ニ敎誨ニ慈善ヲ施セバ其功德洵大ナル事確信シテ疑ハサルナリ境遇ノ不遇或ハ宿世ノ業因ノ然ラシムル處カ當所ニ收容セラルヽモノハ實ニ惆悵スベキモノナレ共治國救世ノ爲止ムヲ得サルモノニシテ引イテ各人ヲシテ改悟セシメ人トシテ生アラハ之ノ世ニ更ニ三世ニ生カシメントセラルル是上ノ御慈悲ノ結晶ノ表現ナ

リト云ハスシテ何ソヤ吾レ人共ニ皇恩ノ鴻大ヲ感スヘキモノナリ

尚朝ニ早ク夕ニ晩ク一身ヲ犠牲ニシテ奉公ノ誠ヲ盡セシ職員殉職者看守長青木泰脩君外數十名ノ英靈ヲ祀リ特ニ表忠碑ヲ建設シテ其功績ヲ讃ヒ供奠シ併セテ收容セラルヽヤラ不幸ナルヘキニ親族故舊ト相離レ空ウシテ單身他界セラレシ收容死亡者淺倉富士太郎君外千九百餘名ノ英靈ヲ弔ヒ殊ニ今回大正三年以來死亡者百十七名ノ合葬ヲナシ其碑ヲ建テ供奠シ共ニ慰メ以テ其冥福ヲ祈ル切ナルモノアリ

在天ノ英靈不肖等微意ノ存スル處ヲ擧ミ願クハ來リ享ケヨ

聊カ燕辭ヲ述ヘテ式詞トス

昭和五年十二月七日

前橋刑務所長典獄

從五位勳六等　谷内庄太郎

局長祝辭

前橋刑務所ニ於テ遷佛式ヲ擧行セラルヽニ際シ親シク其ノ席ニ列シテ一言祝意ヲ表スルハ予ノ深ク欣幸トスル所ナリ

抑モ人心惟レ危ク道心惟レ微カナルハ古聖人ノ戒ムル所社會ノ缺陷ハ概ネ是ヨリ生ス故ヲ以テ一旦法禁ニ觸ルヽ者ハ克ク之ヲ敎誨シテ改過遷善ノ實ヲ擧ケシメ天成ノ良能ニ復歸セシムルヲ以テ刑政ノ本義ト爲ス而シテ敎誨ノ法ハ一ニシテ足ラスト雖モ光明無量ニシテ十方ヲ遍照シ障礙スル所ナキ彌陀ノ濟度ニ待ツモノ甚タ多キハ固ヨリ喙喙ヲ用ヒサル所ナラム今ヤ敎誨堂改築ノ工ヲ竣ヘ特ニ本願寺連枝ノ臨場ヲ得テ遷佛ノ盛儀ヲ親修セラルヽハ啻タ其ノ式典ノ嚴肅ヲ徵象スルノミナラス將來ニ於ケル刑政ノ上ニ絶大ノ效果ヲ及ホスヤ必セル哉ニ當局ヲ代表シテ此ノ盛儀ヲ祀スルト共ニ謹ミテ連枝遠來ノ勞ヲ感謝ス

昭和五年十二月七日

司法省行刑局長

鹽野季彦

除幕式　所長式辭

木枯吹キ荒ミ四方ノ山々眞日ニ見エ天地慘然自然ヲ表徵シ淡々タル今日ノ吉日玆ニ閣下並ニ各位ノ御臨席ヲ忝フシ西本願寺靈應院連枝麻布超海台下御親修ノ下ニ刑務官表忠碑除幕式ノ盛典ヲ擧行ス不肖ノ光榮是ニ過キサルナリ

抑モ城頭金色燦然トシテ天空ニ聳ユル金鯱ハ金城鐵壁タル威嚴ヲ表ハシ其功績大ナルト共ニ衆目ノ的トナリ多少慰撫スル所アリ之ニ反シ城下ノ礎石ハ悠然無量ノ重キ城ヲ載セ其堅牢耐久ヲ計リ其ノ功績他ニ讓ラス否寧ロ顯著ナリト雖モ衆目ニ觸レス永久土中ニ埋レ居ルモノナレハ恰カ同情ノ湧キ出テサルヲ得サルナリ然レトモ之レ天之レ命何レモ自然ノ現象緊要缺クヘカラサルモノニシテ相顧ミル所ナク其ノ本來ノ使命ヲ發露全フスルニ於テ敬意ト感謝ノ念ヲ生スルモノトス

思フニ刑務官タル城ノ礎石ニ等シク其職務タル重且大國家治安ノ爲一日モ忽ニスヘカラサルモノタル喋々言ヲ俟タサル所ナリ

朝ハ早クタハ晩ク褒貶ヲ忘レ薄給ニ甘ンシ一身ヲ犠牲ニシ以テ奉公ノ誠ヲ盡シ行刑ノ完全ヲ期シ時ニハ兇惡不良ノ兇暴ヲ

押ヘ精神病囚ノ計リ難キ振舞ヲ看視シ時ニハ逃走自殺喧噪ヲ追跡若クハ取押ヘ遂ニ身命ヲ落トス者スラアリ然カモ自ラ天職ト甘ンシ職務ノ完成ヲ喜ヒ叫フ之レ皇恩無窮ノ聖代ニ遭遇シ我ガ國神ナカラノ特有ノ大和魂ノ精神ヨリ表現スル世界ニ無比ナル所トシテ誇張スルニ足ルヘキ所トス

當所看守新納覺太郎君ノ如キ逃走者ヲ追跡シ大利根川ニ流レ死シ以テ職ヲ全フシ亦看守鎌瀬儀平君ノ如キハ惡疫ニ罹リタル病囚ヲ懇切己ヲ忘レ戒護シ遂ニ感染命ヲ落トスニ至ル斯ノ如キ者多々眞ニ刑務官ノ典型ト謂フヘク假ニ死ニ至ラス傷ヲ蒙ラサルモ人生ノ大半ヲ行刑ノ職ニ奉シ病魔老衰ノ末他界シタルモノト雖モ盡忠ノ誠ニ二ナク共ニ其事蹟ヲ後世ニ傳ヘ今ヤ奢侈ニ流レ思想險惡ノ時世ニ際シ刑務官ノ思想ヲ愈々善導シ鼓舞セシメントスル時宜ニ適シタル事業ト謂フヘシ

玆ニ不肖考フル所アリ刑務官ノ爲メニ一碑ヲ建テ表忠碑ト名付ケ永遠ニ其英靈ヲ慰メ一ハ以テ在職中ノ功績ニ報ヒ一ハ以テ其遺族ノ不遇ニ同情シ年一回之カ慰靈祭ヲ施行セント企テ時ノ行刑局長鹽野季彦閣下ニ碑文ノ揮毫ヲ懇請セシニ承諾賛同セラレ遂ニ光輝アル大碑ヲ現前眺ムルヲ得タリ欣快ノ至リナリ

之レ偏ニ刑務官タル城ノ礎石ニ等シク其職務タル重且大國家治安ノ爲一日モ忽ニスヘカラサルモノタルヲ喋々言ヲ俟タサル所ナリ

人生執レカ死ナカラン然レトモ犠牲ノ精神ヲ發揮シテ身家ノ利害ヲ顧ミス一意奉公ノ誠ヲ盡シ遂ニ職務ニ殉シタル者ノ如キハ其ノ死最モ惜シムヘク其ノ忠最モ傳フルニ足ルヘク國家刑政ノ本義ニ照シ予ノ深ク欣快トスル所ナリ因テ所懷ノ一端ヲ述ヘテ本日ノ祝辭ニ代フ

昭和五年十二月七日

司法省行刑局長

鹽野季彦

前橋刑務所ニ於ケル多數ノ殉職者ハ事蹟各異レリト雖モ身ヲ以テ其ノ職ヲ完フシタルハ則チ相同シク眞ニ公人ノ儀範刑務官ノ典型タリ刑務協會前橋支部玆ニ鑑ミル所アリ爲ニ一碑ヲ樹テ、永ク其ノ忠誠ヲ表彰スルト共ニ爾後年々慰靈祭ヲ嚴修

矯正図書館

週間制度の標語審査委員

司法省行刑局に於いては、かねて週間制度を設け、行刑の内容を充實し實蹟の向上を期すべく計畫さるるところあり、その目的達成の一手段として廣く標語を募集するにあたり之が審査委員として左記の諸氏を委囑した。

委員長　司法省行刑局長　鹽野季彦
委員　司法書記官　岡部常
同　同　森山武市郎
同　同　木内亮正
同　同　芥川信
同　同　江住敬義
臨時委員
（安全）　市谷刑務所長　根元仙三郎
（力行）　巢鴨刑務所長　佐藤乙二
（修養）　小菅刑務所長　吉田律
（衛生）　豐多摩刑務所長　椎名通藏
委員補助　刑務協會主事　島田榮造
同　赤田眞了
司法屬　津久井作司
臨時委員補助
（安全）　司法屬　中林勘次
同　同　山鍵俊治

安全週間の當選標語發表

司法省行刑局に於ける週間制度は、先づ「安全週間」より催さるるにつき、廣く募集したる標語の審査委員會は、去る一月十七日午前十時より本協會樓上會長室に於て開かれ、鹽野委員長、森山、芥川、正木、根本、佳江の各委員、津久井、島田、赤田の委員補助、能勢主任書記代理出席、各委員の豫選したる標語に付愼重に審査を遂げたる結果、一等一名、二等二名、三等五名、選外佳作十四名を選定、當選者に對して賞品授與のことに決し午後二時閉會した。當選標語並に當選者は左の如くである。

一等

先づ緊張　高知　和田重春

二等

行刑の合理化は先づ安全より　福岡　谷脇要

三等

まあ宜からうが怪我の基　熊本　高田光雄
注意に優る設備なし　岡山　矢部浩
無理なく無駄なく油斷なく　市谷　稻見芳三郎
仕事は全力、注意は萬全　大分　奈須超道
緊張は安全の母　鹿兒島　永野敏彦

選外佳作

何時も只眞劍の二字にあり　釧路刑務所
常の整頓非常の備へ　岡山　吉田是壽太
護れよ勵めよ導けよ　福島　清野庸三
自己の責任知るが安全
安全に優る寶なし　高知　清松易藏
大分　前田眞森
鐵の鍵より心の鍵　宮崎　甲斐宇三郎
お互に緩む心の捻を捲け　三重　草野勝之助
安全の基は互の注意から　下關支所　堀田熊次郎
危難に豫告なし　神戸刑務所
自慢怠慢怪我のもと　小田原少年　池谷政男
注意の花に安全の實　奈良　森勇市
心緩めば事故起る　三池　德永正春
最善の注意は安全の基　名古屋　河本熊雄
注意に追ひつく危險なし　宮城刑務所
協力一致安全第一　大分　千輪英性

追て同一當選又は選外佳作標語につき二名以上提出者ありたるものに對しては、抽籤の結果一名を當選又は選外佳作と決定したもので、抽籤に洩れた左記諸氏には選外佳作と同一の賞品を贈與することゝなつた。

熊本　平田岩八、市谷　山本正紀、沖繩　田中和郎、久留米少年　湯淺芳治、松山刑務所、山口　長宗隆一、八王子少年村田新八郎、長野　堀江たつ

敍位敍勲

敍正五位　典獄　従五勲五　辻敬助
同　同　従五勲四　佐藤乙二
敍正七位　保健技師　従七　成田徳太郎
敍勲七等授瑞寶章　看守　勲八　佐野梅之亟（釧路）
敍従七位　看守長　同　境外次郎
同　同　稲葉千之
敍従六位　同　正七勲七　増田忠敬
敍勲五等授瑞寶章　典獄従六勲六功七　川村次郎
同　同　従六勲六　松野良太郎
敍勲七等同授瑞寶章　看守長　勲八　鶴羽菊蔵
同　作業技師　正七勲八　高橋松之助
敍勲六等授瑞寶章　典獄補　正七　關毅
敍勲八等同　教師　佐羽内留太郎（盛岡少年）
敍正七位　看守長　従七勲八　澤田幸太郎
敍正六位　保健技師　従六　野々垣梅次郎
敍従七位　看守長　須田安太郎
敍正八位　同　勲八　永田梅吉
敍正七位　同　南村信七
同　同　杉山徳治
敍従六位　保健技師　正七　渡邊正武
同　同　東郷武正
同　同　黒田啓次
敍正七位　同　従七　井上吉四郎
同　同　勲六　辻一
同　従七　多田隈久
同　同　石橋無事
同　同　仁藤秀方
同　教誨師　同　竹鼻尚友
同　同　石津蓮仁
同　同　小林實然
同　同　東山恵雄
同　同　吉留義憲
同　正八　菅原唯空
同　作業技師　同　岸野春一
同　保健技師　同　高田小兵衛
同　朝鮮總督府教誨師　細川巧照（清津）

敍勲七等授瑞寶章　朝鮮總督府關衙看守長　小見門卯七（法務局）
授青色桐葉章　朝鮮總督府看守長　山口千吉（大田）
敍勲八等授瑞寶章　同　藤掛嘉作（同）
敍正八位　同　宮地次八（開城）
敍従七位　同　中田巖一（大邱）
敍正七位　朝鮮總督府典獄　鈴木礎一（咸興）
同　同　海城他人男（新義州）
同　同　戸次有徳（海州）

敍任辭令

任典獄補（徳島）六等三級（願免）　監督書記　宮脇安淑（徳島地検事局）
同　同（三重）同　山下彦三郎（安濃津地検局）
願免　教誨師　乙坂佳性（市谷）
同　看守長　中尾絢夫（玉島支岡山）
杉山ト改姓　同　大島徳治（名古屋）
任保健技師（市谷）十級俸　保健技手　山東光裕（市谷）
行刑局ノ事務ヲ囑託ス　保健技師　山東光裕（同）
任保健技師（豊多摩）十級俸保健技手　谷澤延雄（豊多摩）
任教誨師（市谷）十一級俸　教誨師　藤川慈學（小菅）
願免　看守長　宜名眞邑義（大島支所長）
大阪轉勤　同　野際蔥（滋賀）
千葉轉勤　同　多治比宗興（北區支）
神戸轉勤　同　渡邊直（千葉）
小田原少年轉勤　同　遠藤勝三郎（橘通支）
宮城轉勤　同　伊藤菊治（秋田）
新潟轉勤　同　柏原平助（宮城）
補宇和島刑務支所長　同　野並勝治（岡山）
免本職岡山轉勤　同　稲垣正一（宇和島支所長）
福岡轉勤　同　田中明雄（廣島）
廣島轉勤　同　永正福岡）
免本職岡山轉勤　同　三角節藏（船木支長山口）
横濱轉勤　同　根田衆治（岡山）
秋田轉勤　同　中濱亥三郎（横濱）
大阪轉勤　同　島崎健（函館）
滋賀轉勤　同　三島匠（大阪）
松江轉勤　同　内田鹿一（滋賀）
大阪轉勤　同　松田治郎七（岡崎少）
滋賀轉勤　同　前田孫次郎（大阪）

山口轉勤　看守長　長谷川清十郎（三　重）
補大島刑務支所長六級俸　同　山本八百藏（鹿兒島）
岡崎少年轉勤　同　木下榮樹（鳥取支）
補船木刑務支所長山口雇務同　同　原谷藏（山　口）
補玉島刑務支所長岡山雇務同　同　宇山宗雄（岡　山）
任典獄補滋賀刑務所長　六等六級　典獄　戸田作藏（久留米所長）
補京都刑務所長一級俸　典　獄　屋山朝太郎（岡　山）
補岡山刑務所長四級俸　同　長山始（滋　賀）
任典獄補久留米少年刑務所長　七等八級　看守長　泉顯彰（小田原少年）
願免（一級俸）　典　獄　大原公平（京都所長）
六級俸　典獄補　上田茂登治（鳥取支）
同　保健技師　三上顯（金　澤）
七級俸　同　中家楢治（大　分）
同　同　丸山郁雄（札　幌）
同　同　坂元貞俊（奈　良）
同　同　辻山義光（市　谷）
五級俸　敎誨師　本多義円（福　岡）
同　同　黒瀨智円（山　口）
六級俸　同　大村曉心（巢　鴨）
七級俸　同　三島智盛（奈　良）
同　同　柳原敎貫（久留米）

十級俸　敎誨師　塚本良讓（樺太支）
七級俸　作業技師　關　敬信（小　菅）
四級俸　看守長　森口藤松（豐多摩）
同　同　二瓶伊七（千　葉）
同　同　宮下啓助（水　戸）
同　同　細川嘉吉（前　橋）
同　同　守田千松（京　都）
同　同　石井修司（神　戸）
同　同　三上源太郎（滋　賀）
同　同　蕨勝熊（長　崎）
同　同　直衛（宮　城）
同　同　三浦平三（八王子）
五級俸　同　高梨菊若（小　菅）
七十圓　同　野崎重雄（同　）
五級俸　同　河合藤太郎（市　谷）
七級俸　同　石野良之助（同　）
六十圓　同　上田勝（同　）
六級俸　同　大澤成次郎（巢　鴨）
七十圓　同　木宮進（同　）
五十三圓　同　岡田悌一（同　）
六級俸　同　見川恒次（横　濱）
五級俸　同　鷲津愛十郎（同　）
六級俸　同　深澤林作（千　葉）

五十七圓　看守長　立石晉作（千　葉）
六級俸　同　風間權平（水　戸）
七級俸　同　池田詮孝（宇都宮）
五級俸　同　鈴木亦吉（同　）
六級俸　同　田中繁太郎（同　）
八級俸　同　笠原まちの（同　）
五級俸　同　益山喜三郎（前　橋）
六十三圓　同　伊藤文平（同　）
五十三圓　同　飯村清司（同　）
六級俸　同　島田誠吾（靜　岡）
五十七圓　同　奥田將（甲　府）
七十圓　同　瀧澤五郎（新　潟）
八級俸　同　金山石政（同　）
五級俸　同　公文勇（京　都）
同　同　小澤義親（同　）
六十圓　同　生田重德（大　阪）
九級俸　同　山本祐助（同　）
七十圓　同　石田藤次（同　）
五級俸　同　宮下佰（同　）
六十七圓　同　簑本安次郎（同　）
同　同　前田久盛（同　）
八級俸　同　吉岡董太郎（同　）
六級俸　同　野澤藏（同　）

六十三圓　同　松田治郎七（大　阪）
同　同　伊藤二三郎（神　戸）
同　同　村岡喜久（同　）
同　同　渡邊進（同　）
同　同　渡邊直（同　）
同　同　落合重太郎（奈　良）
同　同　橋本義二（同　）
同　同　山本茂（滋　賀）
同　同　前田孫次郎（同　）
同　同　三島匠（同　）
同　同　永岡三市（高　松）
同　同　中島廣記（高　知）
同　同　清松易藏（同　）
同　同　横柳邊海（同　）
同　同　中谷源一（名古屋）
同　同　永田亥之助（三　重）
同　同　外山龜助（同　）
同　同　中川定信（同　）
同　同　山田利助（同　）
同　同　石川伊三郎（岐　阜）
同　同　吉田太郎（同　）
五十七圓

六級俸　看守長　久保井覺治（金澤）
五十七圓　同　高木初二（同）
六級俸　同　谷田傳次郎（廣島）
六十七圓　同　川畑叶二（同）
六十三圓　同　大塚勝馬（同）
同　同　石川榮市（同）
五十七圓　同　藤本政一（同）
六級俸　同　妹尾孝太郎（岡山）
七十圓　同　坂口喜曾市（同）
七級俸　同　北村騎一郎（同）
同　同　永谷近（松江）
五級俸　同　井上清次郎（同）
五十七圓　同　岡井定男（同）
五級俸　同　金子典（松山）
六十三圓　同　伊藤駒市（同）
七十圓　同　牧野料（長崎）
六十三圓　同　德永方作（同）
同　同　山下直次郎（同）
五十七圓　同　馬場敬藏（同）
五十三圓　同　主稅鐵雄（同）
六十七圓　同　松本篤（三池）
六十三圓　同　高木幸雄（福岡）
同　同　西村兵四郎（同）

七十圓　看守長　原田忠吉（福岡）
同　同　安藤荒喜（同）
六十七圓　同　羽田野直（同）
五十七圓　同　柳地卯平（同）
八級俸　同　岩本キン（同）
五級俸　同　古田學（大分）
五十七圓　同　野崎茂七（同）
七十圓　同　松本時一郎（熊本）
五級俸　同　清永德太郎（同）
九級俸　同　大木清市（同）
六級俸　同　財津壽郎（鹿兒島）
同　同　富永興一（同）
五級俸　同　西野十介（宮崎）
同　同　多田羅喜平（同）
六級俸　同　山根義幸（同）
五級俸　同　仲地清雄（沖繩）
六十圓　同　西久保清（同）
九級俸　同　儀間賓猷（同）
五級俸　同　小澤傳藏（宮城）
七十圓　同　三浦秀文（同）
同　同　南條正巳（同）
七級俸　同　泉久造（同）
五十七圓　同　大森佐登美（同）

八級俸　看守長　坂野つ盈（宮城）
七十圓　同　毛利佐四郎（福島）
六級俸　同　高谷健雄（秋田）
七十圓　同　三留常盤（同）
八級俸　同　小野寺壽雄（同）
六級俸　同　後藤兵之助（青森）
九級俸　同　齋藤良介（同）
六十七圓　同　高橋又兵衛（札幌）
五十三圓　同　阿部友藏（同）
六十三圓　同　佐藤三郎（同）
七十圓　同　今井芳藏（同）
七級俸　同　江口精之進（同）
八級俸　同　田中重勝（同）
五級俸　同　後藤孝治（函館）
七十圓　同　山路庄五郎（同）
七級俸　同　佐々木昇三（同）
七十圓　同　藤倉武（網走）
六十七圓　同　神谷勇治（同）
八級俸　同　中村鶴松（同）
六十三圓　同　梁瀨三男吉（釧路）
七十圓　同　保貞良（小田原）
六十圓　同　遠藤勝三郎（同）
六級俸　同　三浦惣次郎（川越少）

六十七圓　看守長　布施寛三（川越少）
六十圓　同　押谷彦三郎（姫路少）
六級俸　同　村田義格（同）
五級俸　同　木下榮樹（岡崎少）
七級俸　同　須磨卓一（岩國少）
五級俸　同　湯淺芳治（久留米）
七十圓　同　三喜繁太（同）
六級俸　同　佃藤吉（同）
五級俸　司法技手　妙圓園弘吉（行刑局）
六級俸　同　久保田眞太郎（同）
勅任官ヲ以テ待遇セラルル典獄　佐藤乙二（集鴨）
同　同　辻敬助（大阪）
死亡（七級俸）　看守長　島垣潤（長野）
願免　同　伊藤二三郎（神戸）
死亡（六級俸）　同　松本時一郎（熊本）
佐藤ト改姓　同　河上定一（長崎）
加藤ト改姓　教誨師　大嶺專精（高松）
鹿兒島轉勤　看守長　内山茂八（三池）
三重轉勤　同　荒川金六（小菅）
岡山轉勤　同　山中鉄一（市谷）
市谷轉勤　同　森口藤松（豐多摩）
豐多摩轉勤　同　益山喜三郎（前橋）
靜岡轉勤四級俸　同　渡邊市作（宮城）

土浦支所長四級俸　看守長　中村利義（靜岡）
同　小林利吉（土浦支所長）
前橋轉勤　同　越田利二（市谷）
川越少年轉勤　同　島田幸治（川越少）
市谷轉勤　同　山下兼三郎（豐多摩）
三重轉勤　同　朝岡晴光（同　）
大阪轉勤　同　田中重四郎（小菅）
廣島轉勤　同　三宅定男（大阪）
小菅轉勤　同　夏目善太郎（市谷）
甲府轉勤五級俸　同　永井梅吉甲府）
長野轉勤六級俸　同　淺野孝（三池）
豐多摩轉勤　同　長谷文一（滋賀）
濱田刑務支所長　同　長嶺梅治郎（濱田支所長）
滋賀轉勤　同　永田亥之助（三重）
巢鴨轉勤　同　高橋佐一郎（巢鴨）
名古屋轉勤　同　菊榮夷（小菅）
京都轉勤　同　掛樋松次郎（京都）
小菅轉勤　通譯兼看守長　鷲津愛十郎（橫濱）
免本官專任看守長　看守長　同人
巢鴨轉勤五級俸　同　荒卷正修（豐多摩）
小菅轉勤　同　高野瀨利衛（小菅）
豐多摩轉勤

任通譯兼看守長五級俸橫濱轉勤　教誨囑託　鈴木英三郎（前橋）
免本職滋賀專務　看守長　山本茂（彥根支所長）
彥根支所長滋賀兼務　同　前田孫次郎（滋賀）
室蘭支所長　同　高橋龜治（旭川）
免本職札幌專務　同　佐藤三郎（室蘭支所長）
二級俸　朝鮮總督府看守長兼通譯生　林喜讚（京城）
五級俸　朝鮮總督府典獄　不動藤太郎（釜山）
六級俸　同　大澤利之（全州）
同　朝鮮總督府典獄補　入江彌彥（清津）
八級俸　朝鮮總督府保建技師　井手政之（新義州）
五級俸　朝鮮總督府教誨師　良永猛（開城）
六級俸　同　平野護（新義州）
同　同　百濟慶勝（全州）
四級俸　朝鮮總督府看守長　中田嚴一（大邱）
五級俸　同　山口千吉（大田）
同　同　井垣善次（咸興）

五級俸　同　友清里一（金山浦）
六級俸　朝鮮總督府看守長　工藤元勝（平壤）
同　朝鮮總督府通譯生兼看守長　韓正仁（元山）
同　李龍濟（新義州）
同　金璟泰（全州）
同　朝鮮總督府看守長　朱龍煥（春川）
月俸七十圓　朝鮮總督府通譯生兼看守長　張志憲（海州）
同　朝鮮總督府看守長　角田林二（木浦）
同　長沼房吉（公州）
七級俸　同　齋藤正（安東）
同　杉山季治（晋州）
同　羽金政吉（大邱）
同　吉川勝雄（全州）
月俸六十圓　朝鮮總督府看守長兼通譯生　姜天錫（釜山）
同　朝鮮總督府看守長　森行春（木浦）
同
八級俸　朝鮮總督府通譯生兼看守長　李容九（大邱）
同　朝鮮總督府看守長　和田義一（春川）
同　朝鮮總督府通譯生兼看守長　金星庚（安東）
八級俸　朝鮮總督府看守長　日高繁（咸興）
同　同　井上隆義（新義州）
同　同　椿井三郎（京城）
同　同　松浦秀雄（大田）
同　同　鹿田實（西大門）
任興獄水戶所長高等官五等六級俸　典獄補　飯島藤作（新潟所長）
任興獄補山形所長高等官八等九級俸　看守長　吉田綱紀（巢鴨）
三重所長　典獄　長谷場圭介（水戶所長）
新潟所長　典獄補　前田政之輔（山形所長）
函館所長　典獄　柳原鐵平（福島所長）
福島所長　典獄補　奧村輝（富山支所長）
秋田所長　典獄　渡部新平（三重所長）
富山支所長　看守長　西村重五郎（巢鴨）
顧免（四級俸）　典獄　向島鐵之助（函館所長）
同（四級俸）　同　北崎唯次郎（秋田所長）

刑政第44巻第2号
矯正図書館

法律新報

第貳百四拾貳號
昭和六年一月十五日發行
（毎月三回五の日發行）

〔法律新報〕一夕の座談
〔論　說〕法廷の秩序維持に就て（下、法學博士 原嘉道）▲法廷の秩序維持に就て（辯護士 安東正臣）▲法廷侮辱罪に就て（辯護士 萬造寺孚二）▲法廷侮辱罪の制定と辯護士の辯論自由に就て（辯護士松岡松平）
〔海外事情〕捜査實話 科學と犯罪（五七、安東禾村生）
〔判例研究〕「取毀の目的を以てする建物の賣買」の意味に就て（一、辯護士 古莊信廣）
〔雜　報〕朝野法曹新年時事所感（二）▲監獄法改正內容 ▲辯護士法は今期議會に提出に決定 ▲道路の眞中へ門柱を建てた問題の訴訟 ▲酒漫談（一、辯護士 秋山高三郎氏談）
〔判　例〕例に依り大審院以下各裁判所判例滿載

發行所
東京丸の內仲通三號館
法律新報社
定價一部二十錢・送料五厘

末弘嚴太郎博士責任編輯

法律時報

第三卷　二月號　第二號

□卷頭言
論說
農家の租稅負擔過重の原因徑路……岡田温
租稅と農民の鬪爭……稻岡遥
地租法の沿革……土屋喬雄
農村と租稅——特に所得稅竝に地租について……星野直樹
地方稅とその負擔者……織本侃
戶數割と家屋稅……田中廣太郎
現行關稅と農村の利害……笠信太郎
隨想
百姓一揆と徵稅技術……小野武夫
地方財政上に於ける教育費國庫負擔金制度……松田雪堂
有閑法學（十四）……穗積重遠
法律時觀……末弘嚴太郎
新刊批評
石田芳積譯「シュタムラーの債權法理論」……石田文次郎
教育刑論の社會反動的意義……山本茂樹
立作太郎「平時國際法論」……田岡良一
□資料　刑事補償法其他
□判例要旨・新法令・法律相談・法律時報・文獻月報

東京丸ノ內ビルヂング
昭和京橋
日本評論社
振替東京一六一三一
電話丸內四四一番

刑政第44巻第2号

矯正図書館

犯罪學雜誌

（昭和六年一月一日發行）　第四卷　第一號　（四四年）

前金　一冊六十六錢　一卷（四冊）二圓二十錢

▼論　說

□犯罪防止と司法機關……原　嘉道
□犯罪防止策と刑法……泉二新熊
□不良兒發生と社會關係の消滅及び分離……三好豐太郎
□結婚及び離婚より見たる獨逸國の現況……笠森周護
□僞盲と僞弱視……中島　實

▼犯罪研究

□癲癇と性格異常及び犯罪（一）……小南又一郎
□ある殺人未遂事件……松浦嘉七

◀◀ 犯罪一家言 ▶▶

□犯罪と處罰…石川千代松　□中華民國法官が當教室を如何に利用してゐるか…二階堂一種　□希望…大森洪太　□研究室餘談…大村得三　□狂人と犯罪人との境…勝本正晃　□シャーロック・ホルムスのモデル…高田義一郎　□人命を粗末にする國民…中田篤郎　□被害者としての職業婦人…村島歸之　□犯罪審美論の斷片…山本勝太郎　□熱腸冷眼…藤岡長和　□氣質調査上の經驗二三…古川竹二　□犯罪防止の基礎…阿部文夫　□犯罪の模倣性に就て…安東禾村　□感想…佐藤武雄　□無產階級激增と性的犯罪…喜多肱一郎　□思ひつくまゝ…森下雨村　□狂人收容に就て…西野文市　□寢覺狂の話…陶山務　□こんな話…小原俊一郎　□緊縮死體と緊縮彈丸…和田順之　□首相の遭難と首相への願望…金子準二　□私の迷…立石謙輔　□笑話…永山長三郎　□希望三束…山崎佐　□犯罪手口の話…山本義章　□鹿を逐ふ者山を見ず…藤村東　□非犯罪者に同情を…甲賀三郎　□血液型と氣質との關係研究者の爲に…淺田一　□幕末史的犯罪調書…安藤德器　□姦通難センス…秋澤次郎　□胸膜の嘆き…岸孝義　□行刑の合理化に就て…白井勇松　□個性の淨化と犯罪…杉本時三郎

▼法醫鑑定

□火傷死體について……加賀谷勇之助
□平冤錄（一）……董　炳　然

▼學會新刊紹介
▼文獻
▼其他

○史料

發行所　犯罪學雜誌發行所　金澤醫科大學法醫學教室內

振替口座　金澤八三二八番

編輯餘錄

□昨年十二月末に於て三池刑務所の受負つて居た宮ノ原炭坑が突如として廢止されることになつた。事情は三井鑛山株式會社の業務縮少に因したものであるが、兎に角わが行刑から僅かに三池の一角に殘つて居た地底勞働が廢止されたことに付ては編輯子の感慨は深い。

□回顧すれば約四十年の昔北海道の北端に於て營まれた囚人の地底勞働に對して敢然として反對の聲を放たれた大井上典獄のその時の相貌が彷彿としてわくではないか。大井上典獄は地底勞働反對の犧牲となつて時の政府から馘首された。しかし、北海道の地底勞働は竟に廢止されることになつたのである。

□編輯子は勞働法の適用のない行刑に於ける地底勞働が其の一ヶ所ではあるが未だに殘つて居たことを甚だ寒心しては居た。秩序なき坑內行刑の汚辱だとも考へては居たが、恥かしいことに大井上典獄の勇氣は持ち得なかつたのである。

□今や自然は竟にこのいむべき勞働の廢止をわれらの眼前に展示したのである。さうして行刑作業の一汚辱は竟に解決されることになつた。編輯子は時の力を感謝したい。

昭和六年一月十六日夜

——あき羅

定價		廣告料		註文規定
一冊（稅共）	金二十五錢	五號活字半段一行	金一圓	●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。
六冊（稅共）	金一圓五十錢	一等一頁	金五十圓	
十二冊（稅共）	金三圓	二等一頁	金四十圓	
		普通一頁	金三十圓	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年一月二十八日印刷納本
昭和六年二月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　佳江敬義

印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地　竹田益平

印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地　刑務協會印刷部

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會

電話銀座二三四四　三八二五番

矯正図書館

44e Année n° 2 Février 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimura, K. — Congrès international Pénal et Pénitentiaire de Prague (suite et fin).

Tokiwa, T. — De la peine éducatrice, son passé et son avenir (suite).

Quelques pages des journaux de B. Freudenthal de sa visite en Angleterre et aux Etats-Unis d'Amérique en 1927.

Muto, F. — De l'histoire de la maison de correction de l'hospice San-Michele.

Mouvement des idées à l'étranger :

F. Tannenbaum, The community that Osborne has built.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio